

令和4年度第1回原子力規制委員会行政事業レビューに係る外部有識者会合

日時：令和4年5月19日（木）13：30～14：30
場所：原子力規制委員会13階BCD会議室

議事次第

1. 令和4年度行政事業レビューについて
2. 外部有識者による点検対象事業の選定について（案）
3. 今後の予定について

<配布資料>

○議事次第

○委員名簿

- 資料1 令和4年度原子力規制委員会行政事業レビュー行動計画
- 資料2 外部有識者による点検対象事業の選定について（案）
- 資料3 今後の予定について
- 別添1 令和3年度実施事業一覧
- 別添2 令和4年度行政事業レビュー 有識者点検対象事業一覧
- 別添3 令和4年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業一覧
- 別添4～7 公開プロセス対象候補事業のレビューシート及び事業概要
- 別添8 外部有識者点検対象16事業の事業概要
- 参考1 令和3年度原子力規制委員会の政策体系
- 参考2 令和4年度行政事業レビュー実施要領（行政改革推進会議）

令和4年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る外部有識者会合
外部有識者委員名簿（五十音順、敬称略）

【原子力規制委員会外部有識者】

飯島 大邦 中央大学 経済学部 教授

南島 和久 龍谷大学 政策学部 教授

吉田 武史 監査法人アヴァンティア パートナー 公認会計士

【内閣官房行政改革推進本部事務局外部有識者】

川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社 代表取締役社長

永久 寿夫 名古屋商科大学 経済学部 教授

山田 肇 特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム 理事長

令和4年度原子力規制委員会行政事業レビュー行動計画

令和4年4月15日
原子力規制庁

令和4年度の原子力規制委員会における行政事業レビューについては、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定）等に定めるもののほか、本行動計画により実施するものとする。

1. 行政事業レビューの取組体制

(1) 行政事業レビュー推進チーム

原子力規制庁の職員で構成される「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、以下の体制で行政事業レビューを実施することとする。

統括責任者：次長

副統括責任者：長官官房参事官（会計担当）

メンバー：長官官房政策立案参事官、長官官房会計部門経理調査官

(2) 外部有識者の指名及び行政事業レビュー外部有識者会合

外部の視点を活用したレビューを実施するため、複数名の外部有識者を指名する。また、これらの外部有識者で構成される「行政事業レビュー外部有識者会合」を設置する。

2. 行政事業レビューの取組の進め方

(1) 行政事業レビューシートの作成

事業所管課室長は、当該課室所管の全事業（事務的経費、人件費等を除く。以下同じ。）について、予算の支出先、使途、活動実績等を把握するとともに、事業の自己点検を行い、行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を作成する。

なお、令和5年度新規要求事業についても、レビューシートを作成する。

長官官房参事官（会計担当）は、事業所管課室が作成したレビューシートに適切な記入及び厳格な自己点検が行われているかを確認し、必要に応じて指導を行う。

(2) 外部有識者による点検

① 行政事業レビュー外部有識者会合

(ア) 点検対象事業の選定

チームは、行政事業レビュー外部有識者会合を開催し、外部有識者による点検を受けるべき事業について、外部有識者に候補を示し意見聴取を行った上で選定する。

また、選定した日から起算して5日間（土日、祝日を除く。）、外部有識者からの追加又は変更に係る申出を受け付けることとし、これを経た上で最終決定する。

(イ) 点検の実施

チームは、行政事業レビュー外部有識者会合を開催し、上記（ア）により選定した事業（下記②（ア）で選定する公開プロセス対象事業を除く。）について、事業所管課室から外部有識者にレビューシート等の内容を説明させ、外部有識者から所見を得ることとする。

② 公開プロセス

(ア) 点検対象事業の選定

チームは、行政事業レビュー外部有識者会合（内閣官房行政改革推進本部事務局が選定する外部有識者も参加）を開催し、公開プロセス対象事業について、上記①（ア）で選定した事業の中から、外部有識者に候補を示し意見聴取を行った上で選定する。また、選定した日から起算して5日間（土日、祝日を除く。）、外部有識者からの追加又は変更に係る申出を受け付けることとし、これを経た上で最終決定する。

(イ) 点検の実施

チームは、公開プロセスを開催し、上記（ア）により選定した事業について、事業所管課室から外部有識者にレビューシート等の内容を説明させ、外部有識者から所見を得ることとする。

③ 外部有識者による講評

チームは、原子力規制委員会において、外部有識者（内閣官房行政改革推進本部事務局が選定する外部有識者も含む。）による点検全般を通じた講評の機会を設けることとする。

(3) チームによる点検

チームは、全事業について、作成されたレビューシートを基に点検を行い、その結果を所見として取りまとめる。点検においては、必要に応じて調査・ヒアリング等を行う。

(4) 概算要求等への反映

事業所管課室長は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に反映させるとともに、その反映状況等についてレビューシートに記載する。

長官官房参事官（会計担当）は、レビューシートに反映内容が適切に記載されているかを確認し、必要に応じて指導を行うとともに、その結果を取りまとめる。

(5) 基金の点検等

原子力規制委員会における点検等の対象となる基金としては、復興庁で計上した予算により造成された福島県民健康管理基金（環境放射線モニタリング勘定）（以下「モニタリング勘定」という。）がある。その適切な管理を確保する観点から、モニタリング勘定を所管する監視情報課長は以下の取組を行う。その際、チームのメンバーは以下の取組が適切に行われるよう同課長を指導する。

- ・ モニタリング勘定の執行状況、当該勘定で行われる事業の進捗状況等の正確な把握
- ・ モニタリング勘定に係る地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成と復興庁への報告
- ・ モニタリング勘定を管理する福島県における自己点検推進及び実施体制の整備状況等の確認

3. スケジュール

5月19日（木）	第1回行政事業レビュー外部有識者会合
6月10日（金）	公開プロセス
6月17日（金）	第2回行政事業レビュー外部有識者会合
7月 1日（金）	第3回行政事業レビュー外部有識者会合
7月14日（木）	第4回行政事業レビュー外部有識者会合
7月下旬	原子力規制委員会定例会にて公開プロセス対象事業についての講評
8月末	概算要求書の提出
9月上旬	レビューシートの公表、概算要求等への反映状況等の公表
9月中旬	令和5年度新規要求事業のレビューシートの公表

(※) 特別な事情により、上記スケジュールに依りがたい場合は、柔軟に対応するものとする。

外部有識者による点検対象事業の選定について（案）

令和 4 年 5 月 1 9 日
行政事業レビュー推進チーム**1. 令和 3 年度原子力規制委員会の政策体系**

- 令和 3 年 3 月 2 4 日に開催された原子力規制委員会において、令和 3 年度重点計画・政策体系を以下のとおりとすることが決定。
 - ・ 「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を令和 3 年度の政策目標（組織目標）とすること
 - ・ 上記政策目標を達成するため、以下 5 つの施策目標を実施すること
 - － 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
 - － 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
 - － 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
 - － 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
 - － 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施
- 各施策目標を実施するための予算事業は別添 1 を参照。

2. 外部有識者による点検対象事業の選定基準

- 行政事業レビュー実施要領（行政改革推進会議決定）においては、
 - ① 前年度に新規に開始した事業
 - ② 今年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たる事業（類似事業を継続する場合に限る）
 - ③ 過去 5 年間外部有識者による点検が未実施の事業
（※）その他必要に応じて追加可能
を「各府省庁の外部有識者会合」及び「公開プロセス」の点検対象事業とする旨規定。
- また、公開プロセスについては、上記のうち、原則 1 億円以上の事業規模が大きいものなど、バランスに配慮して選定を行うこと等が規定。

3. 外部有識者による点検対象事業の選定（案）

- （1）当庁外部有識者会合及び公開プロセスの点検対象事業
 - 上記 2. の①～③に該当する事業は別添 2 の 2 0 事業。
- （2）公開プロセスの点検対象事業（候補）
 - 公開プロセスについては、例年、当推進チームから外部有識者に 4 事業を候補として示し、その中から 2 事業を外部有識者に選定いただいているところ。
 - 当推進チームとしては、今回、上記（1）で対象とした 2 0 事業のうち、事業規模

等を考慮して、別添3の4事業を候補として示すこととしたい。

- なお、上記（1）で抽出した20事業から、公開プロセスの点検対象として最終選定いただく2事業を差し引いた18事業については、当庁外部有識者会合による点検対象となる。

4. 外部有識者による点検対象事業の最終決定

- 行政事業レビュー行動計画に基づき、上記3.（1）（2）により本日選定いただいた後、本日から起算して5日間（土日、祝日を除く。）、外部有識者による点検対象事業の追加又は変更に係る申出を受け付けることとし、これを経た上で最終決定する。
- なお、受け付けた申出について、当推進チームとして対応することができない場合には、その理由を当庁ホームページにおいて公表するものとする。

令和4年度原子力規制委員会行政事業レビュー
今後の予定について

5月19日(木) 13:30~14:30	第1回外部有識者会合 (公開プロセス対象事業選定)
5月26日(木)	外部有識者による点検対象事業の追加又は変更に係る申出の締切日
6月10日(金) 15:00~18:00	公開プロセス
6月17日(金) 15:00~18:00	第2回外部有識者会合 (事業ヒアリング)
7月1日(金) 15:00~18:00	第3回外部有識者会合 (事業ヒアリング)
7月14日(木) 10:00~12:00	第4回外部有識者会合 (有識者所見取りまとめ)
7月27日(水)	公開プロセス対象事業についての講評
8月末	概算要求書の提出
9月上旬	レビューシートの最終公表、概算要求等への反映状況等の公表
9月中旬	令和5年度新規要求事業の レビューシートの公表

令和3年度実施事業一覧

(単位：百万円)

事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度(見直し年度)	令和3年度補正後予算額	令和4年度当初予算額	会計区分	令和4年度外部有識者点検対象とした理由	レビュー実績 ※5年以内に実施のものは併記	公プロ実績
施策名：1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実									
001	原子力安全規制情報広聴・広報事業	平成16年度	令和5年度	625	712	エネ特		平成30年度実施	平成30年度
002	国際原子力発電安全協力推進事業	平成7年度	令和7年度	66	68	エネ特		令和2年度実施	
003	国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金	平成4年度	令和6年度	180	178	エネ特		令和元年度実施	
004	経済協力開発機構原子力機関拠出金	平成18年度	令和5年度	49	51	エネ特		平成30年度実施	
005	原子力発電安全基盤調査拠出金	平成4年度	令和5年度	31	29	エネ特		平成30年度実施	
006	原子力検査官等研修事業	平成24年度	令和5年度	401	401	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	平成29年度
007	プラントシミュレータ研修事業	平成26年度	令和6年度	256	256	エネ特		令和元年度実施	
008	原子力規制人材育成事業	平成28年度	令和7年度	296	327	一般会計		平成29年度実施 令和2年度実施	令和2年度
009	原子力の安全研究体制の充実・強化事業	令和元年度	令和5年度	916	590	エネ特		令和2年度実施	
施策名：2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化									
010	試験研究炉等の原子力の安全規制	平成23年度	令和7年度	21	21	一般会計		令和2年度実施	
011	原子力規制検査の体制整備事業	平成23年度	令和5年度	125	145	エネ特		令和2年度実施	
012	原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業	平成23年度	令和4年度	230	257	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度)	令和3年度実施	令和3年度
013	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業(旧：燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業)	平成26年度	令和6年度	1,077	1,061	エネ特		令和2年度実施	令和2年度
014	放射性物質の輸送・貯蔵に係る安全規制の高度化事業	平成23年度	令和8年度	88	83	エネ特		令和3年度実施	
015	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業	平成25年度	令和5年度	398	368	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
016	燃料破損に関する規制高度化研究事業(旧：燃料設計審査分野の規制研究事業)	平成26年度	令和5年度	740	715	エネ特		平成30年度実施	平成30年度
017	原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業	平成23年度	令和8年度	1,358	1,399	エネ特		令和3年度実施	令和3年度
018	核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業	平成23年度	令和7年度	71	68	エネ特		令和2年度実施	
019	発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業	平成25年度	令和3年度	694	-	エネ特		令和3年度実施	
020	放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備事業	平成15年度	令和6年度	63	60	エネ特		令和元年度実施	
021	原子炉施設等の規制基準整備事業	平成23年度	令和4年度	77	44	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
022	技術基盤分野の規制高度化研究事業(リスク情報の活用)	平成23年度	令和8年度	317	336	エネ特		令和3年度実施	
023	発電炉設計審査分野の規制研究事業	平成23年度	令和6年度	1,065	933	エネ特		令和元年度実施	
024	大規模噴火のプロセス等の知見整備に係る研究事業(旧：火山影響評価に係る研究事業)	平成26年度	令和5年度	573	506	エネ特		平成30年度実施	
025	原子力規制高度化研究拠出金	平成26年度	令和6年度	241	255	エネ特		平成29年度実施 令和元年度実施	
(009)	(再掲) 原子力の安全研究体制の充実・強化事業								
026	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証事業	令和2年度	令和6年度	1,031	1,078	エネ特		令和3年度実施	
027	使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法の研究	令和2年度	令和5年度	120	198	エネ特		令和3年度実施	
028	バックエンド分野の規制技術高度化研究事業	令和3年度	令和6年度	187	240	エネ特	前年度新規開始事業	-	
029	廃止措置等に関する規制運用技術研究事業	令和3年度	令和6年度	103	134	エネ特	前年度新規開始事業	-	
施策名：3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施									
030	試験研究炉等の核セキュリティ対策	平成23年度	令和7年度	32	34	一般会計		令和2年度実施	
031	保障措置の実施に必要な経費	昭和52年度	令和4年度	3,516	3,781	一般会計	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
032	保障措置環境分析調査事業	平成8年度	令和4年度	535	362	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
033	大型混合酸化燃料加工施設保障措置試験研究事業	平成13年度	令和4年度	87	371	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
034	国際原子力機関保障措置拠出金	昭和61年度	令和6年度	80	85	エネ特		令和元年度実施	
035	原子力発電施設等核物質防護対策事業	平成15年度	令和5年度	103	100	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
036	核物質防護体制の充実・強化事業	令和3年度(補正)	令和7年度	1,147	175	エネ特	※令和3年度補正予算による新規開始事業のため令和5年度に点検予定	-	
施策名：4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明									
(013)	(再掲) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業(旧：燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業)								
037	環境放射能水準調査等事業	昭和50年度	令和4年度	2,413	1,750	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	平成29年度
038	海洋環境放射能総合評価事業	昭和58年度	令和4年度	861	877	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
039	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業	平成25年度	令和6年度	103	98	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
施策名：5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施									
040	放射線安全規制研究戦略的推進事業	平成29年度	令和8年度	214	213	一般会計		平成29年度実施 令和3年度実施	
041	原子力発電施設等従事者追跡健康調査等事業	平成2年度	令和5年度	110	110	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
042	放射性同位元素使用施設等の安全規制(旧：放射線障害防止対策に必要な経費)	昭和33年度	令和4年度	124	45	一般会計	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
(037)	(再掲) 環境放射能水準調査等事業								
(038)	(再掲) 海洋環境放射能総合評価事業								
(039)	(再掲) 避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業								
043	放射能調査研究に必要な経費	昭和32年度	令和4年度	1,434	1,171	一般会計	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
044	放射線モニタリング等人材育成事業	平成2年度	令和4年度	227	227	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
045	環境放射線モニタリング技術調査等事業(旧：環境放射線モニタリング国際動向調査等事業)	平成25年度	令和5年度	39	39	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
046	放射線監視等交付金	昭和49年度	令和4年度	9,215	6,092	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	平成29年度
047	緊急時モニタリングの体制整備事業	平成25年度	令和7年度	1,040	891	エネ特		令和2年度実施	
048	原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業	平成15年度	令和6年度	3,592	3,638	エネ特		令和元年度実施	令和元年度
049	原子力災害対策実効性向上等調査研究事業	平成26年度	令和4年度	24	24	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
050	原子力災害等医療実効性確保事業	平成28年度	令和7年度	625	602	一般会計 エネ特		平成29年度実施 令和2年度実施	
051	航空機モニタリング運用技術の確立等事業	平成28年度	令和7年度	234	238	エネ特		平成29年度実施 令和2年度実施	

令和4年度有識者点検対象事業：20事業

令和4年度行政事業レビュー有識者点検対象事業一覧

(単位：百万円)

事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度(見直し年度)	令和3年度補正後予算額	令和4年度当初予算額	会計区分	令和4年度外部有識者点検対象とした理由	レビュー実績※5年以内に実施のものは併記	公プロ実績
006	原子力検査官等研修事業	平成24年度	令和5年度	401	401	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	平成29年度
012	原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業	平成23年度	令和4年度	230	257	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度)	令和3年度実施	令和3年度
015	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業	平成25年度	令和5年度	398	368	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
021	原子炉施設等の規制基準整備事業	平成23年度	令和4年度	77	44	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
028	バックエンド分野の規制技術高度化研究事業	令和3年度	令和6年度	187	240	エネ特	前年度新規開始事業	-	
029	廃止措置等に関する規制運用技術研究事業	令和3年度	令和6年度	103	134	エネ特	前年度新規開始事業	-	
031	保障措置の実施に必要な経費	昭和52年度	令和4年度	3,516	3,781	一般会計	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
032	保障措置環境分析調査事業	平成8年度	令和4年度	535	362	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
033	大型混合酸化燃料加工施設保障措置試験研究事業	平成13年度	令和4年度	87	371	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
035	原子力発電施設等核物質防護対策事業	平成15年度	令和5年度	103	100	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
037	環境放射能水準調査等事業	昭和50年度	令和4年度	2,413	1,750	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	平成29年度
038	海洋環境放射能総合評価事業	昭和58年度	令和4年度	861	877	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
039	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業	平成25年度	令和6年度	103	98	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
041	原子力発電施設等従事者追跡健康調査等事業	平成2年度	令和5年度	110	110	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
042	放射性同位元素使用施設等の安全規制 (旧：放射線障害防止対策に必要な経費)	昭和33年度	令和4年度	124	45	一般会計	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
043	放射能調査研究に必要な経費	昭和32年度	令和4年度	1,434	1,171	一般会計	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
044	放射線モニタリング等人材育成事業	平成2年度	令和4年度	227	227	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
045	環境放射線モニタリング技術調査等事業 (旧：環境放射線モニタリング国際動向調査等事業)	平成25年度	令和5年度	39	39	エネ特	直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	
046	放射線監視等交付金	昭和49年度	令和4年度	9,215	6,092	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	平成29年度
049	原子力災害対策実効性向上等調査研究事業	平成26年度	令和4年度	24	24	エネ特	現年度が最終実施年度(見直し年度) 直近の外部有識者点検が平成29年度	平成29年度実施	

令和4年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	原子力規制委員会	公開プロセス開催日			6月10日			
事業番号	事業名	令和3年度 補正後予算額	令和4年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
006	原子力検査官等研修事業	401	401	ア	原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。	○「事業の規模が大きいもの」に該当 ○令和3年度予算の重点項目事業	○成果目標や活動指標の記載の適正性、明確性、事業の目的への関連性 ○平成29年度公開プロセス時の指摘内容についての取組等	
015	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業	398	368	ア	断層破砕物質の性状に基づく断層の活動性評価手法等の検討を行い、活断層の認定及び地盤の変位・変形の成因の評価のための知見を取得する。また、火山灰の噴出年代の精緻化、地震に起因する斜面崩壊堆積物の年代の把握及び断層によって隆起した地形等の形成年代の分析を実施し、活断層の活動履歴の評価に有用な知見を拡充する。	○「事業の規模が大きいもの」に該当 ○研究事業に関しては、その位置づけや成果が見えづらいため	○成果目標や活動指標の記載の適正性、明確性、事業の目的への関連性 ○本事業を行う目的(安全研究における課題など)及び安全研究全体の中での位置付けと規制行政への事業の貢献について ○一者応札に係る競争性確保についての取組	
028	バックエンド分野の規制技術高度化研究事業	187	240	ア	中深度処分基準適合性審査では、約10万年の期間を対象とした評価を確認する必要があり、「放射性物質の移動を抑制するために設置されるバリア材の材料特性及び長期性能」、「放射性物質の移動経路となる地盤の特性及び長期安定性」、「バリア材や地盤の性能確認等のためのモニタリング」等といった項目とそれぞれの関連性を評価する必要がある。これらの評価には、多岐にわたる分野に係る知見の蓄積を行う必要があるため、(1)自然事象の長期評価に関する研究、(2)性能評価及び線量評価手法に関する研究、(3)地質環境、水理環境モニタリング等に関する研究に分類して研究を進め、研究成果を審査ガイドの整備及び基準適合性審査に活用する。	○「事業の規模が大きいもの」に該当 ○研究事業に関しては、その位置づけや成果が見えづらいため	○成果目標や活動指標の記載の適正性、明確性、事業の目的への関連性 ○本事業を行う目的(安全研究における課題など)及び安全研究全体の中での位置付けと規制行政への事業の貢献について ○一者応札に係る競争性確保についての取組	
046	放射線監視等交付金	9,215	6,092	ア	原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。	○「事業の規模が大きいもの」に該当 ○今年度が事業の見直し年度に該当 ○令和3年度予算の重点項目事業	○成果目標や活動指標の記載の適正性、明確性、事業の目的への関連性 ○平成29年度公開プロセス時の指摘内容についての取組等	

(注)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

原子力検査官等研修事業

4. 0億円（4. 3億円）

担当課室：原子力安全人材育成センター

<事業の背景・内容>

○原子炉等規制法の改正により、原子力規制委員会が事業者の保安活動全般を常時チェックできるよう検査制度の見直しを行い、令和2年度から新たな制度が開始されました。

○原子力安全人材育成センターでは、新たな検査制度に対応しうる原子力検査官の力量を担保するため、米国の制度も参考にして、国際的に遜色のない原子力検査官の育成・資格審査の仕組みを整備しています。

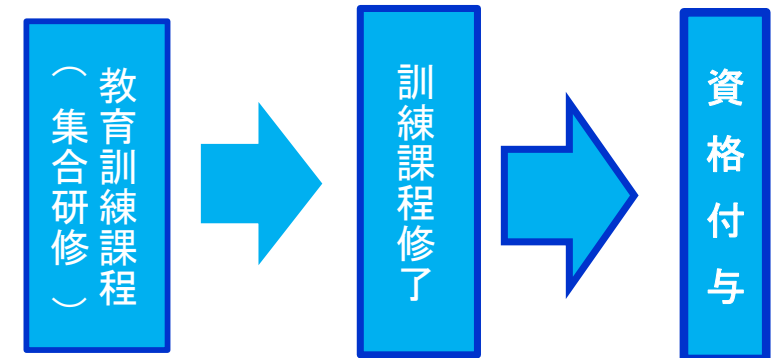
○本事業においては、原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のために整備した仕組みに基づく、研修の実施、より高度な専門性を有する人材の育成に係る研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献します。

○また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行います。

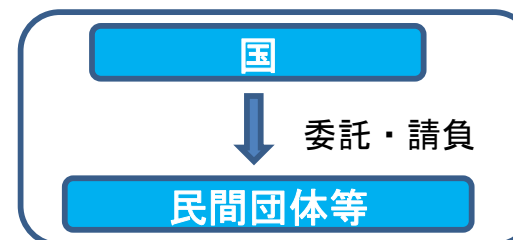
<具体的な成果イメージ>

- 検査官等の育成・資格認定の仕組みに基づく研修の実施や研修教材等の開発・整備
- 原子力規制に関する人材育成に資する調査業務
- 訓練施設の運営・維持管理
- 訓練設備を活用した実践的な研修の実施
 - ・ 原子力発電所機器保全に係る検査実習
 - ・ 原子力発電施設の主要機器モデル実習
 - ・ 非破壊検査実習 等

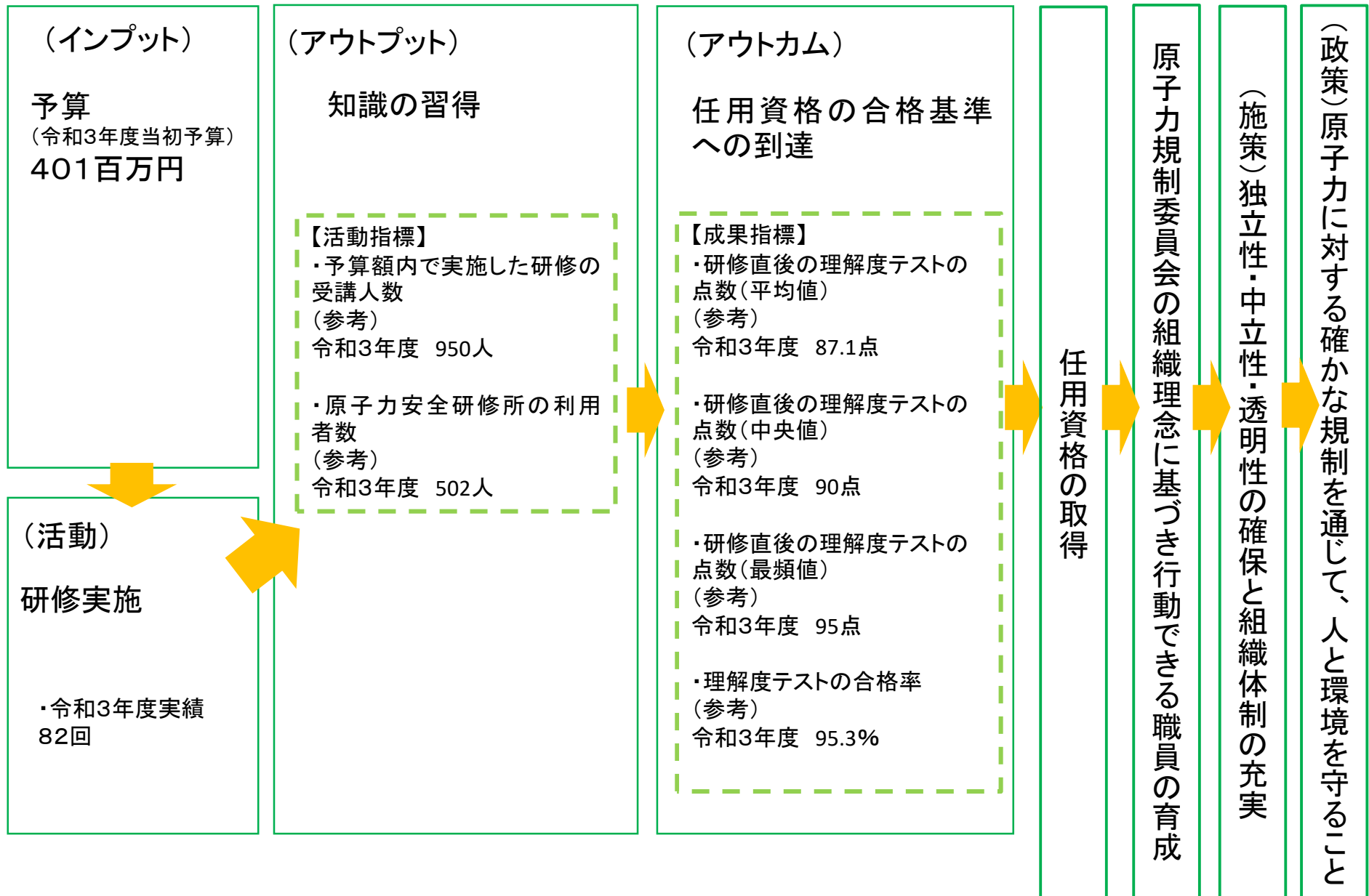
(資格付与に係る教育訓練のイメージ（基本資格）)



<事業のスキーム>



令和3年度原子力検査官等研修事業 ロジックモデル



令和4年度行政事業レビューシート (原子力規制委員会)

事業名	原子力検査官等研修事業			担当部局庁	原子力安全人材育成センター		作成責任者		
事業開始年度	平成24年度	事業終了(予定)年度	令和5年度	担当課室	人材育成課 総合研修課 規制研修課 原子炉技術研修課		人材育成課長 山口道夫 総合研修課長 杉本文孝 規制研修課長 青木一哉 原子炉技術研修課長 渡部和之		
会計区分	エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定								
根拠法令(具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律 第85条第6項 特別会計に関する法律施行令 第51条第7項第3号 特別会計に関する法律施行令 第51条第7項第18号			関係する計画、通知等	原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針(平成26年6月25日) 原子力規制委員会第2期中期目標(令和2年2月5日)				
主要政策・施策	科学技術・イノベーション			主要経費	エネルギー対策				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	原子炉等規制法の改正による新たな検査制度のもと検査を行う検査官等を育成することを目的として、検査官等の育成体系の構築に向けた研修カリキュラム及び研修教材の開発・整備等を行うとともに、原子力施設の主要機器の模擬設備、非破壊検査装置等の特殊設備を活用した実践的な訓練を実施することで、検査官等の専門能力の向上及び検査業務の高度化を図り、原子力の安全確保に向けた人材の基盤を構築していく。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	原子力検査官を含む原子力規制委員会職員等の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。 また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。 ※平成30年度より、前身の「原子力安全研修事業」に、平成29年度までの「原子力保安検査官等訓練設備整備事業」を統合し、本事業としている。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	416	429	401	401			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	416	429	401	401		0	
	執行額	343	211	239					
	執行率(%)	82%	49%	60%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	82%	49%	60%						
令和4・5年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由					
	原子力安全業務庁費	210							
	原子力発電施設等安全技術対策委託費	128							
	職員旅費	54							
	委員等旅費	5							
	諸謝金	4							
計	401								
活動内容(アクティビティ)	原子力検査官を含む原子力規制委員会職員を対象に研修等を実施する								
活動目標及び活動実績(アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	5年度活動見込
	研修への参加	予算額内で実施した研修の受講人数	活動実績	人	655	782	950	-	-
			当初見込み	人	659	768	769	668	668
単位当たりコスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	
	執行額(原子力安全研修所の運営費用を除く) / 予算額内で実施した研修の受講人数			単位当たりコスト	百万円	0.5	0.2	0.2	0.4
			計算式	百万円/人	343/655	119/782	147/950	299/668	

活動目標及び活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込
	研修所の利用	原子力安全研修所の利用者数		活動実績 当初見込み	人	580	604	502
単位当たり コスト	算出根拠		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	
	執行額(原子力安全研修所の運営費用) ／原子力安全研修所の利用者数		単位当たり コスト	百万円	0.2	0.2	0.2	0.3
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 5 年度
	予算額内で実施した研修について、受講者全員の理解度テストの点数の平均値が80点となるようにする。	研修直後の理解度テストの点数(平均値)	成果実績 目標値 達成度	点 点 %	85.8 80 107.3	87.7 80 109.6	87.1 80 108.9	- - -
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	理解度テスト(合格点:100点満点中70点以上)の点数							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 5 年度
	予算額内で実施した研修について、受講者全員の理解度テストの点数の中央値が80点となるようにする。	研修直後の理解度テストの点数(中央値)	成果実績 目標値 達成度	点 点 %	88 80 110	89 80 111.3	90 80 112.5	- - -
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	理解度テスト(合格点:100点満点中70点以上)の点数							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 5 年度
	予算額内で実施した研修について、受講者全員の理解度テストの点数の最頻値が80点となるようにする。	研修直後の理解度テストの点数(最頻値)	成果実績 目標値 達成度	点 点 %	95 80 118.8	95 80 118.8	95 80 118.8	- - -
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	理解度テスト(合格点:100点満点中70点以上)の点数							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 5 年度
	予算額内で実施した研修について、受講者全員の理解度テストの合格者を90%となるようにする。	研修直後の理解度テストの合格率(計算式:(予算額内で実施した研修での理解度テストの合格者数)/(予算額内で実施した研修のうち理解度テストを実施した研修の受講者数)×100)	成果実績 目標値 達成度	点 点 %	94.6 90 105.1	95.1 90 105.7	95.3 90 105.9	- - -
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	理解度テスト(合格点:100点満点中70点以上)の点数							
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック	
政策 評価 書 URL 該当箇所	政策	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						
	施策	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	政策評価書 URL					

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	高度な科学的・技術的専門能力が求められる組織として、原子力の審査・検査等の安全規制に関する高い専門性を有する人材の育成は必要不可欠であり、原子力の安全確保に向けた人材の基盤を構築することは、国民や社会のニーズにも合致するものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	原子力の安全確保は、組織の発足経緯を踏まえ独立性を持つ国の規制機関として責任を持って行うことが必要であり、そのための人材育成を、地方自治体、民間等に委ねることは適切ではない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	原子力に対する確かな規制を行うためには、国が責任を持って専門能力を有する優秀な人材を育成することが必要であり、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争契約の実施に伴い、広く一般に公告を実施。事業内容が特異的である案件について結果として一者応札となった事案が発生したが、過去の実績等を十分に踏まえて支出先の選定を行った。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、我が国の原子力の安全確保のため、原子力規制委員会職員自らの能力・専門性向上のために行うものであり、国が全額負担することが妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	研修実施については、高度な専門機器を用いた研修を実施しているため、コストの水準は妥当と考えられる。原子力安全研修所については、賃借料を減額でき、適切なコスト水準を達成できた。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	中間段階での支出において、経済性・競争性が確保されていることなど、合理的なものとなっているかについて、必要に応じ指導・確認している。一方、随意契約の場合には、契約先の規定に基づく合理的な手続が行われているかを確認している。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	高い専門性や実行力を有する人材の育成のための研修教材の作成や研修の実施、原子力安全研修所の運営等、当該事業の目的に即して真に必要な経費に限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	契約差額によるものに加え、新型コロナウイルス感染症対策に伴い研修を中止・変更したこと等により、事業規模が予定を下回ったことによるもの。
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	必要な活動内容及びその諸経費が過大なものとならぬよう、点検・確認を行うことで、コスト削減や効率化を図っている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	研修受講者の習熟度を測るために成果指標の根拠として理解度テスト点を採用し、更に平均値、中央値、最頻値、合格率を用いて実態を評価することとした。その成果実績は成果目標に見合ったものとなった。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	審査・検査等の安全規制に関する高い専門性を有する人材の育成は、国の規制機関として責任を持って行うものであるものの、より専門的な知見を有する機関を活用することも必要不可欠であり、委託・請負を活用して実施することが適切である。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	予算額内で実施した研修の受講人数、原子力安全研修所の利用者数ともに当初見込以上の活動実績を得ることができた。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	これまでに本事業で作成した研修教材も含めて令和3年度の研修を実施しており、成果物は十分に活用された。また、今後の任用資格に係る教育訓練課程の研修でも継続して活用される予定である。また、原子力安全研修所の稼働率は、42.6%となった。

点検・改善結果	点検結果	請負先の選定に際しては、一般競争入札により競争性を確保し、事業内容に適した者から選定することとし、真に必要な経費に限定している。一者応札となった事業については、該当業者の過去の実績等を踏まえ適正に落札者の選定を行っており、当該予算は適切に執行されていると考える。成果実績や活動実績も目標値や当初見込みに準じたものとなった。総じて、本事業は、職員の専門性の向上のために有効に活用されており、当該予算は適切に執行されている。引き続き本事業を行い原子力の安全確保を行う人材の基盤を構築することに寄与していきたい。
	改善の方向性	一者応札となった件については、今後、適切な入札公告期間の設定、説明会参加者への広範な呼びかけ等の工夫を行うことで、より一層競争性の確保を図ってきたい。また、研修の質の向上に向けた令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れ、さらに講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施する。

外部有識者の所見

外部有識者の所見	
----------	--

行政事業レビュー推進チームの所見

行政事業レビュー推進チームの所見	
------------------	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況	
-------------------------	--

備考

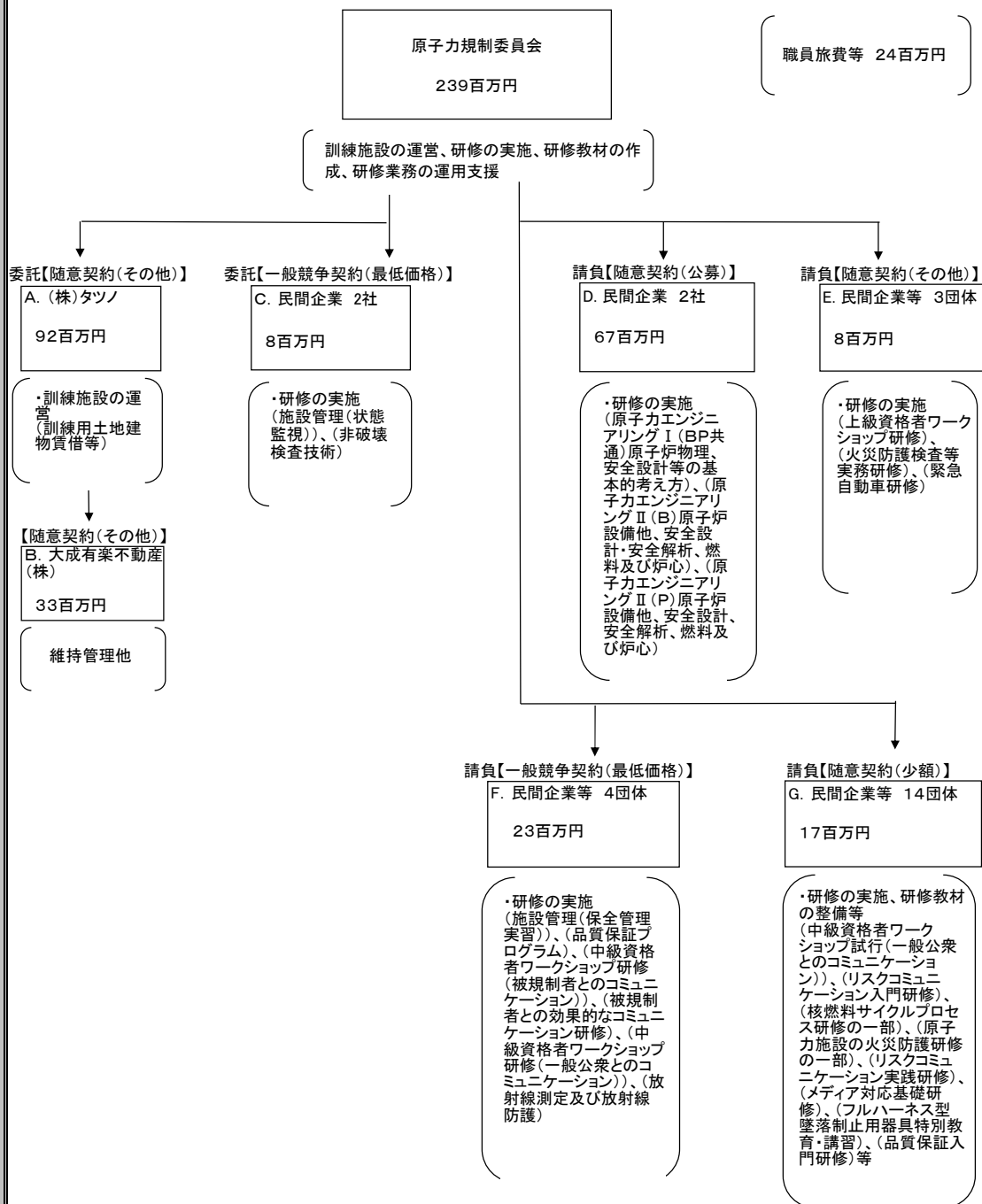
※1 平成29年度まで「原子力安全研修事業」、平成30年度から「原子力検査官等研修事業」に事業名変更
 ※2 平成29年度公開プロセス 原子力保安検査官等訓練設備整備事業(レビューシート:015) 評価結果【事業全体の抜本的な改善】
 <取りまとめコメント>
 1. 事業の課題や問題点
 (事業内容・成果について)
 ・原子力安全研修所の設備を用いた研修は基礎的な内容中心とならざるを得ないように見受けられ、保安検査官育成に当たり、高度な研修を行い得ないのではないか。
 ・成果目標・成果指標について、現状の研修受講者数は初期的アウトカムであり、真に事業の有効性を測れないのではないか。
 ・稼働率低水準の改善策として示された内容は制度改革に依存しており、稼働率が極めて低い水準であることの要因分析が充分になされていないのではないか。
 (予算執行について)
 ・原子力安全研修所の1坪当たり月額賃料約12,000円は同程度の倉庫の相場と比較して高額ではないか。
 2. 改善の手法や事業見直しの方向性
 (事業内容・成果について)
 ・民間事業者やメーカーの技術レベルに対応できる検査官を育成するためには、民間事業者等の設備やノウハウも活用した新たな研修メニューを検討するなどし、新たな検査制度や放射線取扱の実地とも結びつくものとなるよう抜本的に見直すべき。
 ・成果目標・成果指標について、研修受講者の習熟度を指標として事業の有効性を測るべき。また、研修所の稼働率についても指標に含めるべき。
 ・稼働率低水準の要因を分析・検証したうえで、原子力安全確保のためにこの事業の果たす役割は何かを考え、政策レベルの観点から事業の抜本的見直しを図るべき。
 (予算執行について)
 ・委託契約内容を確認した上で、賃料の減額交渉や移転の可能性についても探るべき。施設の賃料を落とすことで、研修そのものにより多くの投資が可能となる。
 <対応状況>
 (事業内容・成果について)
 ・原子力保安検査官等訓練設備整備事業を原子力安全研修事業に統合して、原子力検査官等研修事業とした。・以前からの民間事業者等の活用に加え、任用資格に係る教育訓練課程の中に積極的に民間事業者等を活用した研修メニューを取り入れた。・研修受講者の習熟度を示す理解度テストの点数を成果指標に加えた。・原子力安全研修所の稼働率については、平成29年度の稼働率は63%、平成30年度は66.8%、令和元年度は69.6%を達成した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で稼働率が42.8%となり、令和3年度も同等の42.6%となった。
 (予算執行について)
 ・契約先と交渉を行い、平成30年度分は平成29年度分比比べ、賃借料を約4100万円減額できた。令和3年度も同水準を維持した。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成23年度	0560			
平成24年度	0349	新24-0038		
平成25年度	0023	(0058)	(0092)	0109
平成26年度	0005	0010		
平成27年度	0018	0019		
平成28年度	0016	0017		
平成29年度	0015	0016		
平成30年度	0019	0020		
令和元年度	原子力規制委員会	0020		
令和2年度	原子力規制委員会	0018		
令和3年度	2021 原規	20 0006		

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 行っているかにつ
 いて補足する)
 (単位: 百万円)



A.(株)タツノ			B.大成有楽不動産(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
賃借料	土地建物及び什器備品賃借料	59	維持管理費	建物各種設備点検管理費等、賃借物件の清掃業務、警備業務、運営業務等	27
外注費	大成有楽不動産(株)	33	光熱費	通話及び回線等料金、コピー及びプリンタ消耗品費等	6
計		92	計		33
C.旭化成エンジニアリング(株)			D.日立GEニュークリア・エナジー(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	研修の実施(施設管理(状態監視))	3.9	人件費	研修の実施(機械・電気設備等、計6科目)、((BWR)原子炉設備等、計4科目)	36.4
旅費	講師交通費、講師宿泊費	0.3	その他	一般管理費等(研修の実施(機械・電気設備等、計6科目)、((BWR)原子炉設備等、計4科目))	3.8
その他	一般管理費等	0.3	旅費	講師交通費、宿泊費(研修の実施(機械・電気設備等、計6科目)、((BWR)原子炉設備等、計4科目))	2
印刷製本費	教材印刷	0.1			
計		4.6	計		42.2
E.(株)ジェイテックスマネジメントセンター			F.日本原子力発電(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
印刷製本費	資料費	2	人件費	研修の実施(保安全管理実施)	6.8
人件費	研修の実施(上級資格者ワークショップ研修)	1.1	その他	一般管理費等	0.9
借料及び損料	PC及びWifiレンタル費	0.3	借料及び損料	施設使用料(教室、訓練設備)	0.6
その他	運営費	0.1	消耗品費	実習材料費	0.4
			印刷製本費	テキスト印刷	0.1
計		3.5	計		8.8
G.(株)ペスコ			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
請負費	研修の実施(中級資格者ワークショップ試行(一般公衆とのコミュニケーション))	1			
請負費	研修の実施(第1期リスクコミュニケーション入門研修)	1			
請負費	研修の実施(第2期リスクコミュニケーション入門研修)	1			
請負費	研修の実施(核燃料サイクルプロセス研修のうち燃料加工及び再処理施設について講義を依頼するもの)	0.8			
請負費	研修の実施(原子力施設の火災防護研修のうち核燃料サイクル施設についての講義を依頼するもの)	0.7			
請負費	研修の実施(リスクコミュニケーション実践研修)	0.6			
計		5.1	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)タツノ	2010401017243	土地建物賃借料、維持管理費等	92	随意契約 (その他)	-	100%	本契約は、原子力検査官等の専門性を高めるため、原子力検査官等が通年で実践的な訓練ができる研修施設・設備等の提供、運営に関する事業を委託するもの。 当該施設には、研修で必要とする原子力施設内の主要設備の模型等を設置しており、当該場所でなければ事業を実施することが不可能であるため、建物の所有者であり、設備に熟知した者にしか業務委託をすることができないため、特命随意契約となった。

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大成有楽不動産(株)	7010001049087	清掃業務、警備業務、運営業務等	33	随意契約 (その他)	-	-	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	旭化成エンジニアリング(株)	6120001060042	研修の実施(状態監視)	4.6	一般競争契約 (最低価格)	1	79.4%	入札公告を実施し広く周知したが、一者しか応札しなかったため。
2	非破壊検査(株)	7120001069487	研修の実施(非破壊検査技術)	3.3	一般競争契約 (最低価格)	2	58.3%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日立GEニュークリア・エナジー(株)	4050001024551	研修の実施(原子力エンジニアリングⅡ(B)原子炉設備他、安全設計・安全解析、燃料及び炉心)	23.5	随意契約 (公募)	-	88.9%	-
2	日立GEニュークリア・エナジー(株)	4050001024551	原子力エンジニアリングⅠ(BP共通)原子炉物理、安全設計等の基本的考え方	18.7	随意契約 (公募)	-	70.6%	-
3	三菱重工業(株)	8010401050387	原子力エンジニアリングⅡ(P)原子炉設備他、安全設計、安全解析、燃料及び炉心	24.3	随意契約 (公募)	-	95.5%	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)ジェイテックスマネジメントセンター	5011101008513	研修の実施(上級資格者ワークショップ研修)	3.5	随意契約 (その他)	1	100%	一般競争入札(最低価格落札方式)により公告を行ったが、開札の結果不落となり、(株)ジェイテックスマネジメントセンターと協議の結果随意契約となった。
2	能美防災(株)	5010001008739	研修の実施(火災防護検査等実務研修)	3	随意契約 (その他)	1	97%	一般競争入札(最低価格落札方式)により公告を行ったが、入札不調となり、過去の入札参加者に確認したところ、唯一能美防災(株)より一部研修を受託することは可能であると回答があり、見積額が予定価格の範囲内であったことから、随意契約を締結することとなった。
3	自動車安全運転センター安全運転中央研修所	3010005006658	研修の実施(緊急自動車研修)	1.6	随意契約 (その他)	1	100%	本研修は、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急対策として使用する緊急自動車の安全運転技能及び知識の向上を図ることを目的としている。 自動車安全運転センター安全運転中央研修所は、国内唯一の総合的な自動車安全運転教育施設であることから、特命随意契約とした。

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本原子力発電(株)	2010001033087	研修の実施(保安全管理実習)	8.8	一般競争契約 (最低価格)	1	97%	入札公告を実施し広く周知したが、一者しか応札しなかったため。
2	(株)テクノファ	3020001073726	研修の実施(品質保証プログラム)	4	一般競争契約 (最低価格)	1	90%	入札公告を実施し広く周知したが、一者しか応札しなかったため。
3	(株)テクノファ	3020001073726	研修の実施(中級資格者ワークショップ研修(被規制者とのコミュニケーション))	2.3	一般競争契約 (最低価格)	1	79.2%	仕様の特定者に限るものは無く、事前に複数者に声かけを行ったものの1者のみの参加であった
4	(株)テクノファ	3020001073726	研修の実施(被規制者との効果的なコミュニケーション研修)	2.1	一般競争契約 (最低価格)	1	84%	仕様の特定者に限るものは無く、事前に複数者に声かけを行ったものの1者のみの参加であった
5	(株)ベスコ	1010401027045	研修の実施(中級資格者ワークショップ研修(一般公衆とのコミュニケーション))	3.3	指名競争契約 (最低価格)	1	98.7%	仕様の特定者に限るものは無く、事前に複数者に声かけを行ったものの1者のみの参加であった
6	公益財団法人放射線計測協会	4050005010671	研修の実施(放射線測定及び放射線防護研修)	2.5	一般競争契約 (最低価格)	1	77.2%	仕様の特定者に限るものは無く、事前に複数者に声かけを行ったものの1者のみの参加であった

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)ベスコ	1010401027045	研修の実施(中級資格者 ワークショップ試行(一般公 衆とのコミュニケーション))	1	随意契約 (少額)	-	-	-
2	(株)ベスコ	1010401027045	研修の実施(第1期リスク コミュニケーション入門研修)	1	随意契約 (少額)	-	-	-
3	(株)ベスコ	1010401027045	研修の実施(第2期リスク コミュニケーション入門研修)	1	随意契約 (少額)	-	-	-
4	(株)ベスコ	1010401027045	研修の実施(核燃料サイク ルプロセス研修のうち燃料 加工及び再処理施設につ いて講義を依頼するもの)	0.8	随意契約 (少額)	-	-	-
5	(株)ベスコ	1010401027045	研修の実施(原子力施設 の火災防護研修のうち核 燃料サイクル施設につい ての講義を依頼するもの)	0.7	随意契約 (少額)	-	-	-
6	(株)ベスコ	1010401027045	研修の実施(リスクコミュニ ケーション実践研修)	0.6	随意契約 (少額)	-	-	-
7	(株)電通PRコンサル ティング	2010001050792	研修の実施(メディア対応 実践研修)	1	随意契約 (少額)	-	-	-
8	(株)電通PRコンサル ティング	2010001050792	研修の実施(メディア対応 基礎研修)	0.7	随意契約 (少額)	-	-	-
9	一般財団法人中小 建設業特別教育協 会	2010005014026	研修の実施(フルハーネス 型墜落制止用器具特別教 育・地方開催講習)	0.8	随意契約 (少額)	-	-	-
10	一般財団法人中小 建設業特別教育協 会	2010005014026	研修の実施(フルハーネス 型墜落制止用器具特別教 育・本庁開催)	0.8	随意契約 (少額)	-	-	-
11	(株)テクノファ	3020001073726	研修の実施(品質保証入 門研修)	0.7	随意契約 (少額)	-	-	-
12	(株)テクノファ	3020001073726	研修の実施(中級資格者 ワークショップ試行(被規制 者とのコミュニケーション))	0.7	随意契約 (少額)	-	-	-
13	公益財団法人 放射 線計測協会	4050005010671	研修の実施(核燃料サイク ル施設の放射線防護研 修)	0.6	随意契約 (少額)	-	-	-
14	公益財団法人 放射 線計測協会	4050005010671	研修の実施(原子力検査 官基礎研修(経験者採用 等・セーフティ)に係る放射 線防護の講義)	0.3	随意契約 (少額)	-	-	-
15	公益財団法人 放射 線計測協会	4050005010671	研修の実施(原子力検査 官基礎研修(経験者採用 等・セキュリティ)に係る放 射線防護の講義)	0.2	随意契約 (少額)	-	-	-
16	(株)労働調査会	9013301012464	研修の実施(原子力検査 官基礎研修(経験者採用 等・セーフティ)に係る労働 安全の講義)	0.7	随意契約 (少額)	-	-	-
17	(株)労働調査会	9013301012464	研修の実施(労働安全とそ の防護方法の基礎研修)	0.4	随意契約 (少額)	-	-	-
18	(株)理工ソフトウェ アサービス	6040001067087	研修教材整備(土木構造 物の耐震設計に係る地盤 変状)	1	随意契約 (少額)	-	-	-
19	大友技術士事務所		研修教材整備(土木構造 物の耐震設計分野)	1	随意契約 (少額)	-	-	-
20	ベルリッツ・ジャパ ン(株)	7010401027238	研修の実施(海外赴任前 集中英語研修)	0.5	随意契約 (少額)	-	-	-
21	ベルリッツ・ジャパ ン(株)	7010401027238	研修の実施(海外赴任前 集中英語研修)	0.2	随意契約 (少額)	-	-	-
22	ベルリッツ・ジャパ ン(株)	7010401027238	研修の実施(海外赴任前 集中英語研修)	0.1	随意契約 (少額)	-	-	-
23	学校法人 五島育英 会東京都市大学	7011005000358	研修教材整備(地震、津波 及び火山のハザードに係る 専門分野)	0.8	随意契約 (少額)	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

原子力検査官等研修事業の概要



令和4年5月19日

原子力規制委員会

原子力安全人材育成センター

1. 事業概要（1 / 2）

➤ 事業目的

原子炉等規制法の改正による新たな検査制度のもと検査を行う検査官等を育成することを目的として、検査官等の育成体系の構築に向けた研修カリキュラム及び研修教材の開発・整備等を行うとともに、原子力施設の主要機器の模擬設備、非破壊検査装置等の特殊設備を活用した実践的な訓練を実施することで、検査官等の専門能力の向上及び検査業務の高度化を図り、原子力の安全確保に向けた人材の基盤を構築していく。

1. 事業概要 (2 / 2)

➤事業項目

(1) 研修実施

原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施。

(2) 研修所の運営・維持

国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。

予算額の推移(百万円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(1)	287	313	325	297	297
(2)	101	103	104	104	104
合計	388	416	429	401	401

※平成30年度より、前身の「原子力安全研修事業」に、平成29年度までの「原子力保安検査官等訓練設備整備事業」を統合し、本事業としている。³

2. 平成29年度 指摘事項への対応（1 / 2）

原子力規制委員会平成29年度行政事業レビュー公開プロセス(原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費)
における指摘事項及び今後の対応状況については以下のとおり

公開プロセスにおける外部有識者からの指摘事項		原子力規制委員会としての対応状況
事業の課題や問題点 (事業内容・成果について)	改善の手法や事業見直しの方向性 (事業内容・成果について)	
<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力安全研修所の設備を用いた研修は基礎的な内容中心とならざるを得ないように見受けられ、保安検査官育成に当たり、高度な研修を行い得ないのではないか。 ● 成果目標・成果指標について、現状の研修受講者数は初期的アウトカムであり、真に事業の有効性を測れないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者やメーカーの技術レベルに対応できる検査官を育成するためには、民間事業者等の設備やノウハウも活用した新たな研修メニューを検討するなどし、新たな検査制度や放射線取扱の実地とも結びつくものとなるよう抜本的に見直すべき。 ● 成果目標・成果指標について、研修受講者の習熟度を指標として事業の有効性を測るべき。また、研修所の稼働率についても指標に含めるべき。 	<p>(事業内容・成果について)</p> <p>平成30年度から任用資格に係る教育訓練課程の研修を開始し、令和3年度も継続して実施した。これまで累計で44名の訓練生が修了した。実施に際しては、カリキュラム及び指導方法の見直し等を行い、課程の改善・充実化を図っている。</p> <p>平成30年度から開始した任用資格に係る教育訓練課程において、原子力発電所の設計や保守等に関する訓練項目を設け、関係するメーカーや電気事業者など民間事業者の設備や知見を活用している。</p> <p>教育訓練課程における習熟度を示す理解度テストの点数を平成30年度から成果指標に加えた。 また、原子力安全に係る科学的・技術的専門能力の高い審査官・検査官等（中級及び上級資格）の育成については、対象分野の専門性向上は業務経験を通じた力量の獲得を基本とし、専門性の確認は口頭試問により実施している。 令和3年度は中級27名、上級16名にそれぞれ資格を付与した。</p>

2. 平成29年度 指摘事項への対応（2 / 2）

公開プロセスにおける外部有識者からの指摘事項		原子力規制委員会としての対応状況
事業の課題や問題点	改善の手法や事業見直しの方向性	
<ul style="list-style-type: none"> 稼働率低水準の改善策として示された内容は制度改革に依存しており、稼働率が極めて低い水準であることの要因分析が充分になされていないのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率低水準の要因を分析・検証したうえで、原子力安全確保のためにこの事業の果たす役割は何かを考え、政策レベルの観点から事業の抜本的見直しを図るべき。 	<p>原子力安全確保のための検査官への研修ニーズを把握し、検査官の人数や質を本事業にて確保しうるよう見直しを図り、平成30年度から検査官等に必要な力量を習得するための新たな任用資格に係る教育訓練課程を開始し、令和3年度も継続した。これまで累計44名の訓練生が修了した。</p> <p>原子力安全研修所の稼働率は令和元年度までは60%台で推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策緊急事態宣言等に伴う対応により42.8%であった。</p>
<p>(予算執行について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全研修所の1坪当たり月額賃料約12,000円は同程度の倉庫の相場と比較して高額ではないか。 	<p>(予算執行について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託契約内容を確認した上で、賃料の減額交渉や移転の可能性についても探るべき。施設の賃料を落とすことで、研修そのものにより多くの投資が可能となる。 	<p>(予算執行について)</p> <p>不動産鑑定を実施した上で、契約先と交渉を行い、平成30年度は1坪当たり月額賃料を約7,000円に減額し、平成29年度に比べ賃借料を約4,100万円減額できた。以後、継続して見直しを実施、令和3年度もこれを維持している。</p>

3. 任用資格制度と教育訓練課程について

➤ <原子力検査官等の新たな資格制度等>

■IRRSで明らかになった課題(検査官の研修の充実等)に的確に対応するため、高度な専門性が求められる5つの分野について、平成29年度より資格制度を導入。

【新資格制度・教育訓練のポイント】

•規制庁において高度な専門性が求められる5つの分野に改めて資格を設置：

- ①原子力検査資格、②原子力安全審査資格、③保障措置査察資格
- ④危機管理対策資格、⑤放射線規制資格 ※④には防災、モニタリングを含む。

•さらに、各資格について、レベルに応じて3つに分類：

- (1)基本、(2)中級、(3)上級

•基本区分の資格を取得するための**基本資格に係る教育訓練課程**を創設。

•教育訓練課程の受講方法は2つ：

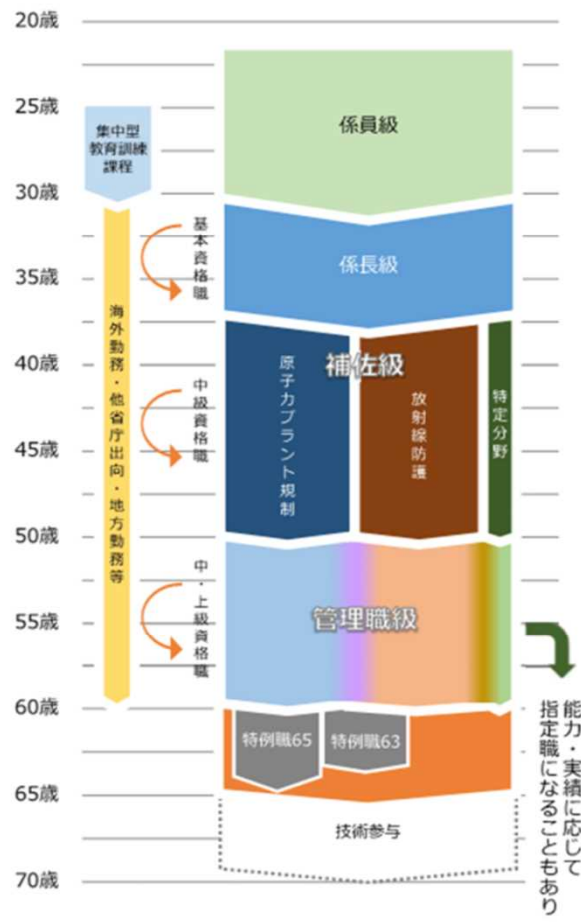
- 集中型コース**：1年間業務を離れて、研修を受講する。
- 分散型コース**：業務をしながら、研修を受講する。

•資格取得後も、能力の維持のための**継続教育訓練の受講を義務化**。

令和3年度に、職員の専門性等の向上のために、在級年数に応じて期待される役割、有すべき専門分野、専門性を向上させるための機会の付与、取得可能な任用資格等について具体化したキャリアパスイメージを設定し、職員が教育訓練課程に参加し資格取得の意義づけを明確化。

原子力規制委員会職員（一般職技術系）のキャリアパスイメージ

令和3年6月2日
令和3年11月10日加筆
原子力規制庁



(専門分野)

分類		分野名	業務	関連部署
基本分野	業務遂行に必要となる知識・経験に一定程度の共通性のある分野	原子力プラント規制	実用炉・核燃料施設等の審査・検査、放射性廃棄物	審査・検査グループ
		放射線防護	原子力災害対策、放射線規制、モニタリング	放射線防護グループ
特定分野	専門性を身に付けるために任用上の特段の配慮が必要な分野	自然ハザード・耐震	自然ハザード審査、建屋・機器耐震	地震・津波審査部門等
		保障措置	保障措置査察	保障措置室

- ※ 専門分野を定めた後においても、業務の幅を広げる観点から、他の専門分野や官房マネジメント系分野に異動することはあり得る。
- ※ 能力・実績に応じて指定職になることもあり得る。

特例職63：原子力防災専門官、主任安全審査官、原子力運転検査官等
特例職65：地域原子力規制総括調整官、安全規制調整官、上席監視指導官等

注) 定年前に本人の希望を確認し、適性を踏まえた上で、定年前に特例定年官職への任用又は定年後の再任用を行う。

4. 任用資格制度（訓練課程の継続的改善）

➤ 課程の改善

- ・教育訓練課程のカリキュラム及び指導方法の見直しに資するため、課程訓練生のアンケート結果等から講義、講師、教材、理解度テストなど研修内容に改善すべき点がないかレビューする取組を実施。
- ・初めて実施する、久しぶりに実施する、変更を行った場合は、継続すべき点、問題点、改善すべき点がないかレビューを実施。
- ・教育訓練課程のカリキュラム等を変更すべき点があれば、機動的に検討会を開催し適切性を確認の上修正。

➤ 教授法の改善

令和3年度に研修の質の向上に向けてアクティブラーニングを取り入れた研修を試行するとともに、同手法に対応するため、指導者向けのe-ラーニングを導入。

- ・緊急事態対応時の安全規制の役割等をテーマにグループワーク、発表を実施
- ・臨界安全に関する項目においてJCO事故等過去の臨界事故についてグループワークを実施
- ・原子力防災の項目において図上演習を実施

5. 任用資格制度（資格者の現況）

	原子力検査		原子力安全 審査	保障措置 査察	危機管理 対策	放射線 規制	合計
	セーフティ	セキュリティ					
基本	83		65	50	29	34	261
中級	88	29	72	8	103	21	321
上級	84	33	94	8	21	10	250
合計	317		231	66	153	65	832

(人)

注：令和4年4月22日現在
資格ごとに集計しているため、複数の資格を保有している者は重複して計上されている。

6. 原子力安全研修所 (1 / 4)

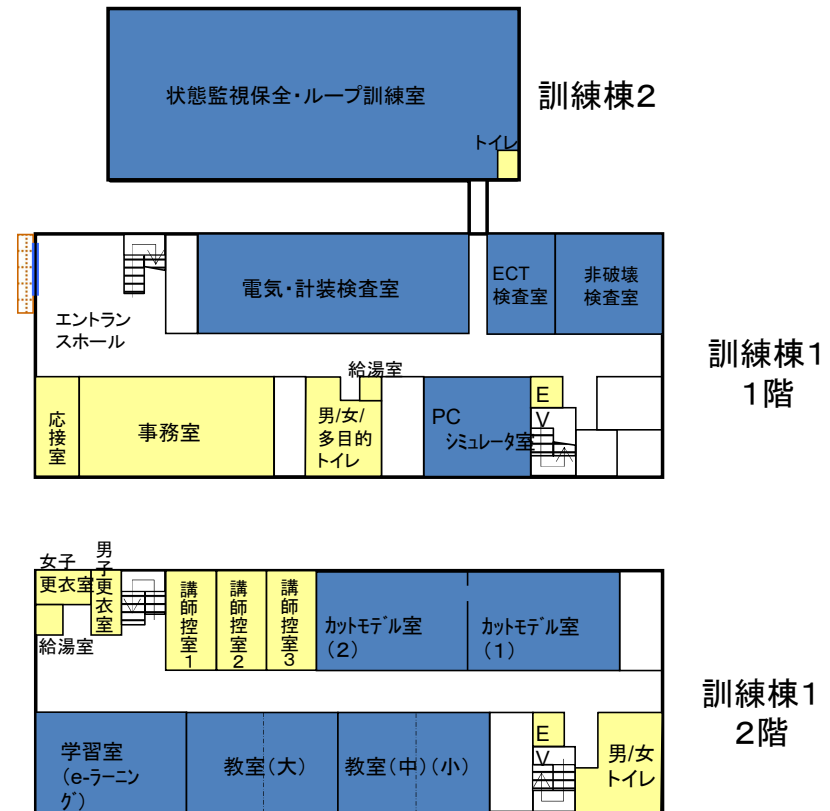
【概要】

原子力安全研修所の外観



場 所: 茨城県ひたちなか市 面 積: 3,700m²
 竣 工: 2008年3月14日 訓練棟 1
 開 設: 2008年4月23日 2階建: 2,000m²
 訓練棟 2
 1階建: 500m²

建屋内配置図

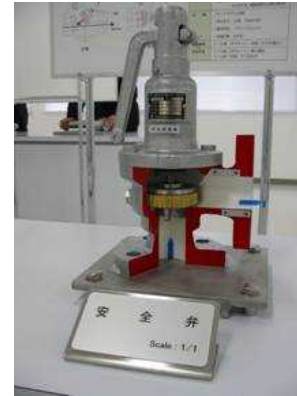


6. 原子力安全研修所 (2 / 4)

【訓練棟 1 設備】 (訓練棟1 / 講義室、カットモデル等)



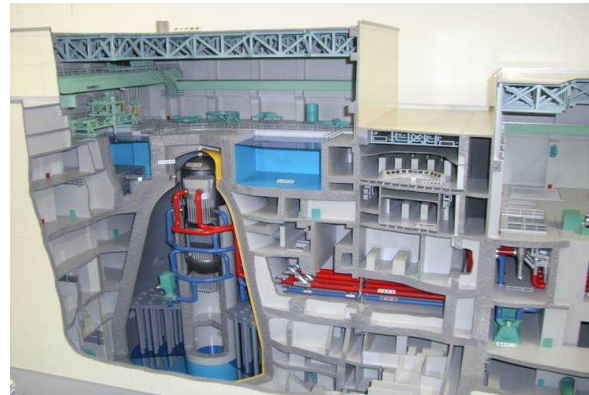
BWR主蒸気隔離弁



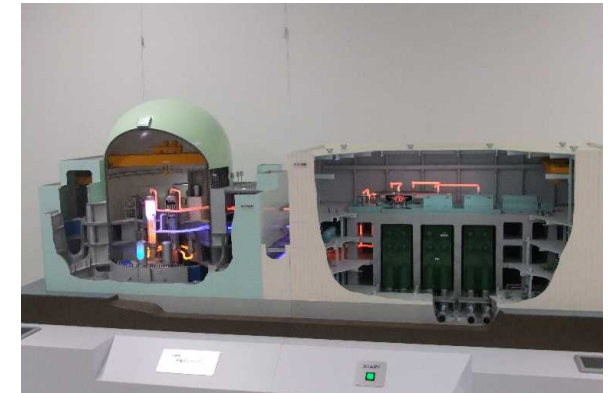
主要な弁・ポンプ



PWR蒸気発生器



BWR原子力発電所



PWR原子力発電所

6. 原子力安全研修所 (3 / 4)

【訓練棟 2 設備】 (訓練棟2 / 状態監視保全検査技術訓練設備)

監視装置

磁束センサー

⑦電動機試験装置

④歯車増速機試験装置

⑥ファン試験ループ

監視計測装置

振動計測装置

弁診断装置

逆止弁診断

渦電流センサー

③弁試験ループ

②縦型ポンプ試験ループ

⑤小口径配管試験ループ

①横型ポンプ試験ループ

超音波振動計

油分析装置

③弁試験ループ

②縦型ポンプ

⑤小口径配管試験ループ

①横型ポンプ

赤外線温度分析装置

6. 原子力安全研修所（4 / 4）

【研修の例】

【施設管理(状態監視)】

事業者が原子力施設の各設備の機能維持のために実施している予防保全活動のうち、現在最も用いられている振動診断技術を理解することを目的に、振動診断技術について講義及び実習により学習する。



(模擬設備を用いた実技研修)

【非破壊検査技術】

原子力施設を構成する溶接構造物に対する非破壊検査技術及び欠陥(傷)の判定に関する判断力を習得することを目的に、溶接構造物に対する各種非破壊検査の適用、欠陥検出の特徴、検査記録の理解、欠陥の判定について講義及び実習により学習する。



(浸透探傷試験の実習)

7. アウトプット

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
研修の受講人数	人	507	655	782	950
原子力安全研修所の利用者数	人	601	580	604	502
原子力安全研修所の稼働率	%	66.8	69.6	42.8	42.6

令和2年度以降の稼働率の低迷については、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言等により研修の一部中止や変更による。令和4年度においては新型コロナウイルス感染症対策をしつつ可能なものは実施予定のため6割程度になる見込み。

8. アウトカム（1 / 2）

任用資格の合格基準への到達

➤成果目標①

理解度テストの点数の平均値・中央値・最頻値が80点となるようにする。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平均値	点	87.5	85.8	87.7	87.1
達成度	%	109.4	107.3	109.6	108.9
中央値	点	90	88	89	90
達成度	%	112.5	110	111.3	112.5
最頻値	点	95	95	95	95
達成度	%	118.8	118.8	118.8	118.8

8. アウトカム（2 / 2）

➤ 成果目標②

研修について、受講者全員の理解度テストの合格率を90%となるようにする。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
成果実績	%	93.7	94.6	95.1	95.3
達成度	%	104.1	105.1	105.7	105.9

事業計画及び事業費見込

(単位:百万円)

事業内訳	R1	R2	R3	R4	R5
①研修の実施	・訓練設備を活用した研修の実施等 ・研修教材・研修カリキュラムの開発等	・訓練設備を活用した研修の実施等 ・研修教材・研修カリキュラムの開発等	・訓練設備を活用した研修の実施等 ・研修教材・研修カリキュラムの開発等	・訓練設備を活用した研修の実施等 ・研修教材・研修カリキュラムの開発等	・訓練設備を活用した研修の実施等 ・研修教材・研修カリキュラムの開発等
(実績額／予算額)	250/313	119/325	147/297	297	
②研修所の運営・維持	施設の賃借、維持・管理業務	施設の賃借、維持・管理業務	施設の賃借、維持・管理業務	施設の賃借、維持・管理業務	施設の賃借、維持・管理業務
(実績額／予算額)	93/103	92/104	92/104	104	

原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業

4. 0 億円 (3. 2 億)

担当課室：地震・津波研究部門

<事業の目的・内容>

- 原子力発電所等の耐震安全性に係る審査で事業者が行った調査・評価の妥当性を確認するためには、国自らが審査に必要な指標を持つ必要があります。また、これらの指標は常に最新知見を反映していくことが重要です。
- 特に断層の認定は、原子力施設の地盤の評価及び基準地震動の策定に大きく影響しますが、地質・地形的条件によっては断層の活動性に基づく認定が困難な場合があります(右図)。また、地盤の変位・変形のうち、成因が不明なものについては、評価が困難な場合があります(右図)。
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律により、事業者に対する「安全性の向上のための評価の実施」が規定され、これに関連する運用ガイドでは、確率論的地震ハザード評価の実施が挙げられています。
- 確率論的地震ハザード評価の実施には地震の履歴(最新活動時期、活動間隔)に関する地質学的な基礎データが必要ですが、技術的な制約から、海域等における地震の履歴が得られにくく、評価結果に与える不確かさが大きいという課題があります。
- このため、活断層の認定のための活動性及び成因の評価、活断層の活動履歴の評価に関する調査・研究を行います。

<事業スキーム>

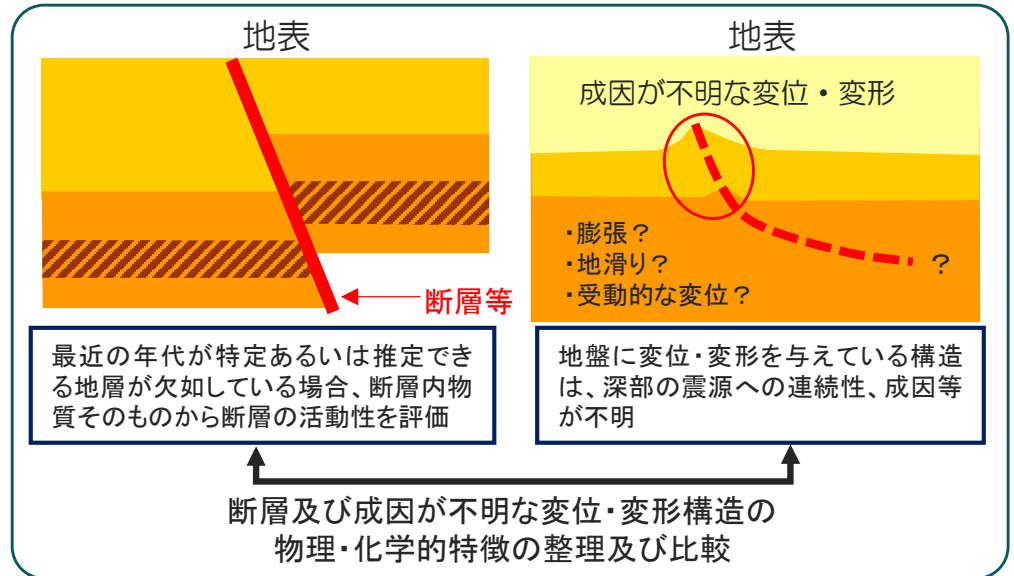
請負・委託等

国



民間団体等

<具体的な成果イメージ>



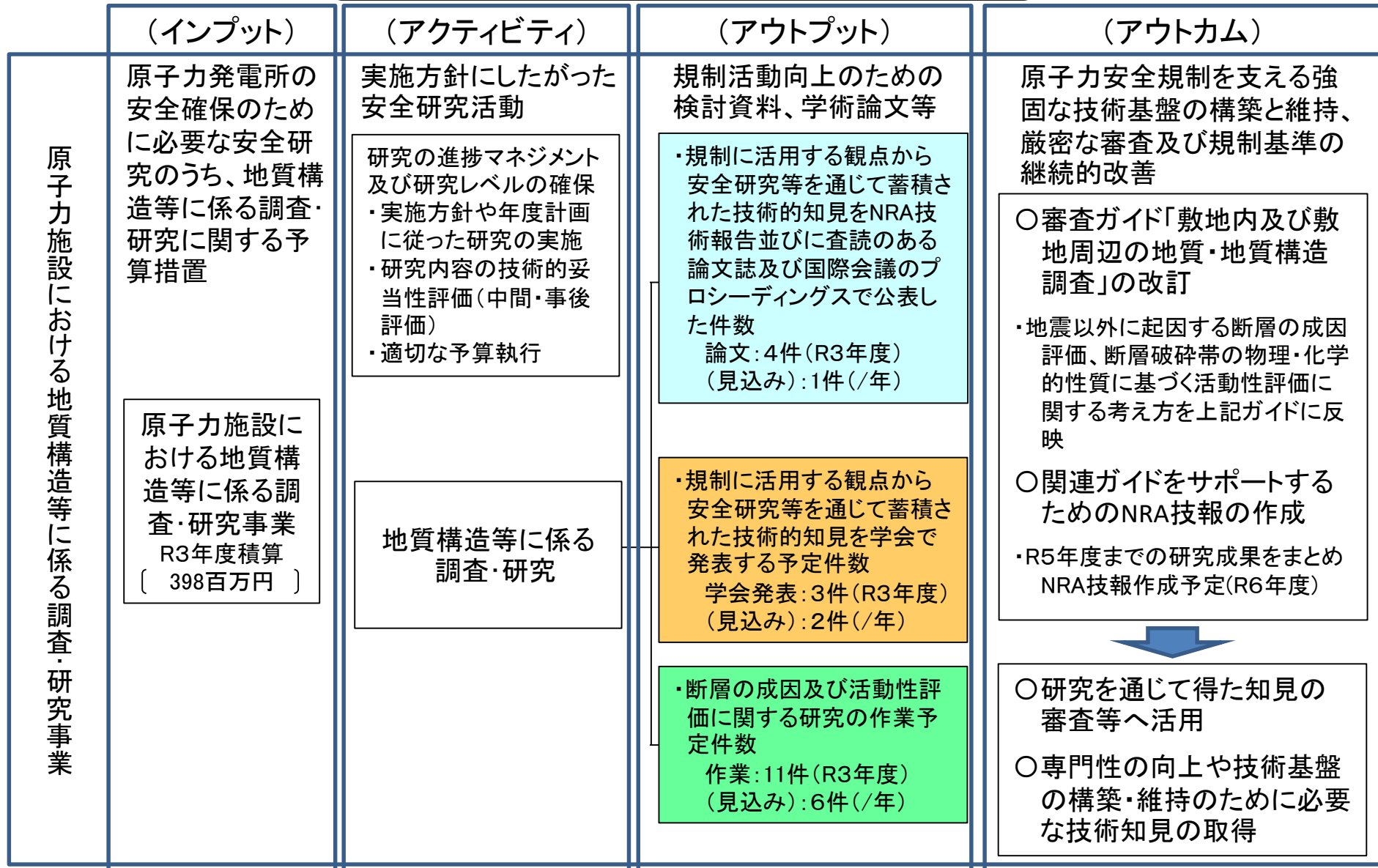
断層の成因及び活動性評価に関する研究

- (1) 断層の認定及び地盤の変位・変形の成因の評価
- (2) 活断層の活動履歴の評価

審査ガイド等の見直し及び個々の審査等に活用

断層の認定、地盤の変位・変形のうち地震以外の成因及び活動履歴の評価について、その技術的根拠となる分析データを取得し、評価を行う過程で得られた具体的な留意点及び知見を、審査ガイド等の見直し及び個々の審査等に活用します。

ロジックモデル



(上位政策・施策)

政策: 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること
 施策: 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

令和4年度行政事業レビューシート (原子力規制委員会)

事業名	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業			担当部局庁	原子力規制庁	作成責任者	
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	令和5年度	担当課室	長官官房技術基盤グループ 地震・津波研究部門	安全技術管理官(地震・津波担当) 川内 英史	
会計区分	エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定						
根拠法令(具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第6項 特別会計に関する法律施行令第51条第7項第4号、18号			関係する計画、通知等	-		
主要政策・施策	科学技術・イノベーション			主要経費	エネルギー対策		
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	断層の活動性に基づいた活断層の認定は、上層地層の欠如など、地質・地形的条件によっては困難な場合がある。また、地盤の変位・変形のうち成因が不明なものについては、評価が困難な場合がある。さらに、確率論的地震ハザード評価に必要な地震の履歴データは、技術的な制約から、海域等における地震の履歴が得られにくく、評価結果に与える不確実さが大きいという課題がある。そこで、活断層の認定のための活動性及び成因の評価、活断層の活動履歴の評価に関する手法の整備を目的とする。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	断層破砕物質の性状に基づく断層の活動性評価手法等の検討を行い、活断層の認定及び地盤の変位・変形の成因の評価のための知見を取得する。また、火山灰の噴出年代の精緻化、地震に起因する斜面崩壊堆積物の年代の把握及び断層によって隆起した地形等の形成年代の分析を実施し、活断層の活動履歴の評価に有用な知見を拡充する。						
実施方法	委託・請負						
予算額・執行額(単位:百万円)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求
	予算の状況	当初予算	254	319	398	368	
		補正予算	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	214	-	-	45	
		翌年度へ繰越し	-	-	▲ 45	-	
		予備費等	-	-	-	-	
		計	468	319	353	413	0
	執行額		405	307	343		
	執行率(%)		87%	96%	97%		
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		159%	96%	86%		
令和4・5年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由			
	委託費	54					
	原子力安全業務庁費	309					
	職員旅費	5					
	その他	0					
	計	368	0				

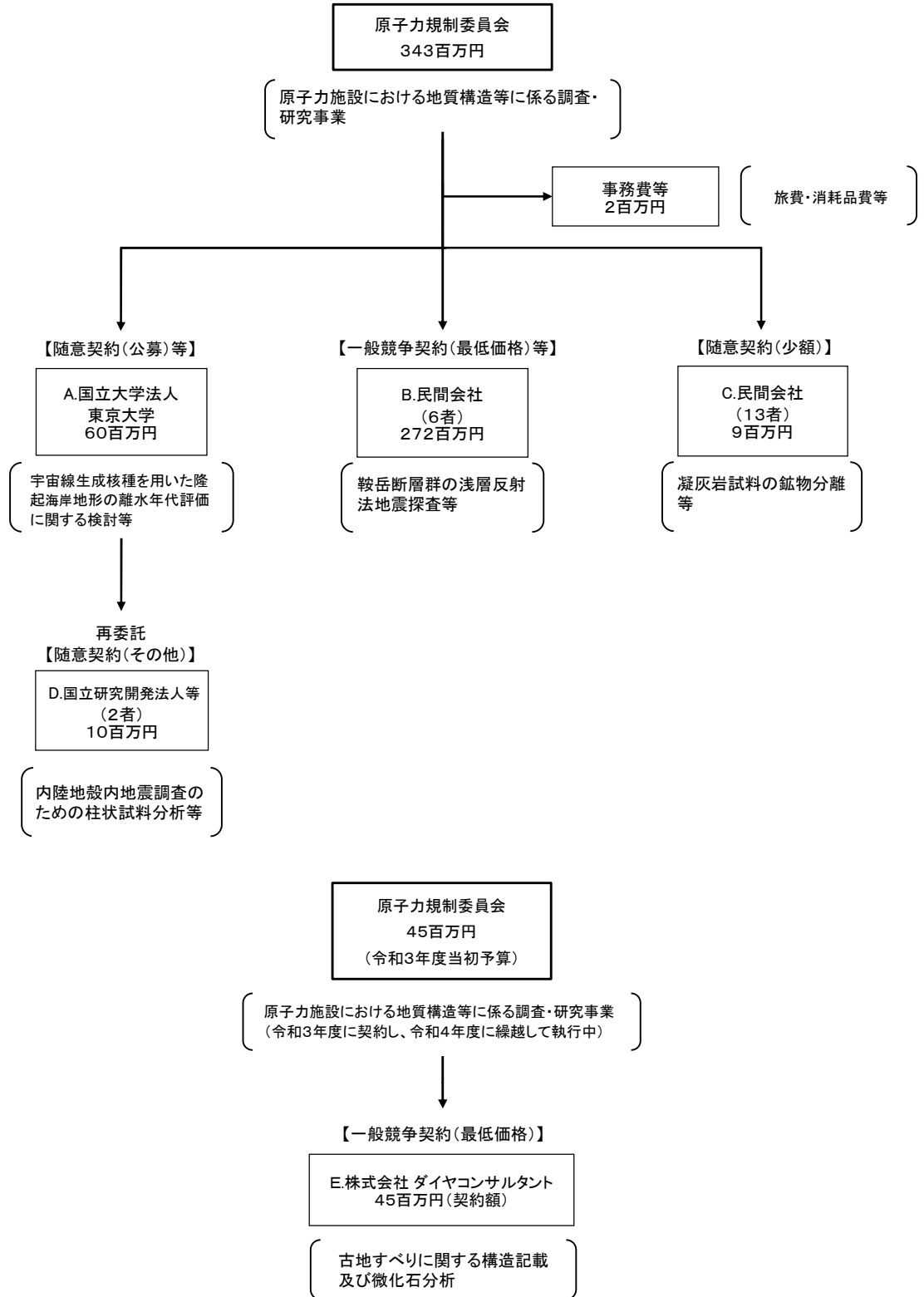
活動内容 (アクティビティ)	原子力施設における断層の活動性評価に係る研究成果の公表(査読付き論文及び国際会議のプロシーディングス)								
	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込
活動目標及び活動実績 (アウトプット)	原子力施設の耐震安全上重要な断層の活動性評価について、安全研究等を通じて蓄積された技術的知見を規制に活用するために、査読付き論文、国際会議のプロシーディングス等に公表することで公知化する。	安全研究等を通じて蓄積された技術的知見をNRA技術報告並びに査読のある論文誌及び国際会議のプロシーディングスで公表した件数 【内訳】 ①活断層の認定及び変位・変形の成因の評価(「断層試料を用いた断層の活動年代評価」、「断層内物質を用いた断層の活動性評価」を統合、継続): <規制庁> NRA技術報告:0件(令和元年度)、1件(令和2年度)、0件(令和3年度) 査読付き論文:0件(令和元年度)、1件(令和2年度)、1件(令和3年度) 査読付きプロシーディング:0件(令和元年度)、0件(令和2年度)、0件(令和3年度) <委託先> 査読付き論文:1件(令和元年度)、1件(令和2年度)、3件(令和3年度) 査読付きプロシーディング:0件(令和元年度)、0件(令和2年度)、0件(令和3年度) ②活断層の活動履歴の評価(「原子力施設における外部事象に係る安全規制研究事業」における地質学分野のサブテーマを当該事業に令和2年度より統合):	活動実績	件	1	3	4	-	-
			当初見込み	件	1	1	1	1	1
単位当たりコスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	
	執行額/活動実績		単位当たりコスト	百万円	405	102	86	413	
				計算式	執行額/活動実績	405/1	307/3	343/4	413/1
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 年度	目標最終年度 5年度
	断層破砕物質を用いた断層の活動性評価、活断層の認定及び変位・変形の成因の評価、活断層の活動履歴の評価に関する研究の成果を規制基準等の策定や見直しに用いる。	断層破砕物質を用いた断層の活動性評価、活断層の認定及び変位・変形の成因の評価、活断層の活動履歴の評価に関する研究の成果の反映を含めた規制基準等の策定、見直しを図った件数	成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	1
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド https://www.nsr.go.jp/data/000069164.pdf								

活動内容 (アクティビティ)	原子力施設における断層の活動性評価に係る研究成果の公表(学会発表)									
活動目標及び活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込	
	原子力施設の耐震安全上重要な断層の活動性評価について、安全研究等を通じて蓄積された技術的知見を規制に活用するために、学会発表することで議論を重ねて充実化する。	【参考指標】 安全研究等を通じて蓄積された技術的知見を学会で発表した件数 【内訳】 ①活断層の認定及び変位・変形の成因の評価(「断層試料を用いた断層の活動年代評価」、「断層内物質を用いた断層の活動性評価」を統合、継続): 規制庁:1件(令和元年度)、0件(令和2年度)、1件(令和3年度) 委託先:10件(令和元年度)、0件(令和2年度)、0件(令和3年度) ②活断層の活動履歴の評価(「原子力施設における外部事象に係る安全規制研究事業」における地質学分野のサブテーマを当該事業に令和2年度より統合): 委託先:2件(令和3年度)	活動実績	件	11	0	3	-	-	
			当初見込み	件	5	2	2	2	2	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込		
	執行額/活動実績			単位当たりコスト	百万円	37	-	114	207	
				計算式	執行額/活動実績	405/11	307/0	343/3	413/2	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 年度	目標最終年度 5年度	
	断層破砕物質を用いた断層の活動性評価、活断層の認定及び変位・変形の成因の評価、活断層の活動履歴の評価に関する研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用する。	断層破砕物質を用いた断層の活動性評価、活断層の認定及び変位・変形の成因の評価、活断層の活動履歴の評価に関する研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用した件数	成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	1		
			達成度	%	-	-	-	-	-	
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	令和2年度安全研究に係る事後評価 https://www.nsr.go.jp/data/000314527.pdf									
活動内容 (アクティビティ)	原子力施設における断層の活動性評価に係る調査及び分析の技術的知見収集									
活動目標及び活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込	
	原子力施設の耐震安全上重要な断層の活動性評価について、安全研究等を通じて蓄積された技術的知見を収集する。	断層破砕物質を用いた断層の活動性評価に関する現地調査、室内試験及び解析の作業件数 2件(令和元年度)、8件(令和2年度)、11件(令和3年度)	活動実績	件	2	8	11	-	-	
			当初見込み	件	2	5	6	6	6	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込		
	執行額/活動実績			単位当たりコスト	百万円	203	38	31	69	
				計算式	執行額/活動実績	405/2	307/8	343/11	413/6	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 年度	目標最終年度 5年度	
	断層の活動性評価に関する専門性の向上や技術基盤の構築・維持のために必要な技術知見を得る。	目標とする断層の活動性評価に係る技術知見の取得件数	成果実績	-	12	3	7	-	-	
			目標値	-	16	3	3	-	-	
			達成度	%	75	100	233	-	-	
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	令和2年度安全研究に係る事後評価 https://www.nsr.go.jp/data/000314527.pdf									

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、原子力施設の耐震安全性の確保に資することを目的としており、国民や社会のニーズは高く、これらのニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国の規制判断に必要な断層等の活動性評価手法の整備を行う事業であり、地方自治体、民間等に委ねることは適切ではない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	平成30年7月18日原子力規制委員会が示した「今後推進すべき安全研究の分野及び実施方針」における平成31年度以降の安全研究の実施方針のうち、「外部事象」に対する安全研究に該当するものであり、優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業は特殊な技術または設備等が不可欠な事業であるため、当該技術又は設備等を有している者がいるかを確認すべく、一般競争入札に付する可能性について公募による調査を実施した。その結果、1者から登録があり、登録者が本事業の実施能力を有しているものと判断した。本事業の受託者選定に当たっては、適切な手続きを経た上で確認した。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	国の規制判断に必要な断層等の活動性評価手法の整備を行う事業であり、国が全額負担することは妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	本事業の実施に当たっては、成果を得るための必要な活動内容に絞っており、これに基づく経費であることを確認していることから、単位当たりコスト等の水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	中間段階での支出において、経済性・競争性が確保されていることなど、合理的なものとなっているかについて指導・確認している。また、随意契約については、委託先の規定に基づく合理的な手続きが行われているかを確認している。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものであることを、定期的な打ち合わせ及び確定検査等において確認している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	一部調査対象地点で地権者が事業を再開したことに伴い、調査場所が確保できず調査が困難となったことによる調査着手時期の見直しのため、妥当である。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	ポーリング調査により採取した試料の化学分析の一部について、事業の効率性、経済性の確保を図るため、別途外注することとした。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	本事業は、複数年度をとおしてポーリング掘削等による断層試料採取や採取した試料の分析等を行っており、最終年度に過年度までに得られた分析結果を総合的に解析することによって一連の安全研究の成果をとりまとめた。その成果の詳細については、規制庁の技術報告として公表した。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業で扱った平成30年度までの課題では、成果目標を達成するために、高度な専門性や技術力が必要であることから、主として委託事業によって進めてきた。令和元年度には新たな研究ニーズに対応するため調査工事を請負事業として進める傍ら、職員自らが調査に赴き、分析試料の選定を実施している。令和2年度以降は検討事例が少ない新たな研究課題への対応のため、大学等の研究機関との共同研究を締結し、職員自らの分析力の向上を推進している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は、NRA技報及び査読付き論文等において当初見込みを上回っている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	これまでに実施した研究成果の一部は、すでに規制活動において活用されている。さらに、これまでの一連の安全研究の成果を令和2年度にNRA技報としてとりまとめたほか、本プロジェクトの成果を令和2年度、令和3年度に国際誌に論文公表した。これらの成果は、今後、ガイド類の改正、適合性審査等において活用される見込みである。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)				-
	事業番号				事業名
点検・改善結果	点検結果	<p>本事業は、高度な専門性を必要とするため競争性の確保のみを重視せず、当該技術又は設備等を有している者等により受託者を選定し、さらに効率性、経済性の確保を図るため、一部を委託先から外注することにより効率化を図っている。平成30年度事業は、調査地点の使用に関する許認可手続きに想定以上の時間を要したが、平成31年度に繰越し、年度内に終了した。本事業は、複数年度をとおしてボーリング掘削等による断層試料採取や採取した試料の分析等を行っている。その過程において、個別の知見が整理された段階毎に継続的に論文発表、学会発表等を実施しており、活動実績は当初見込みを上回っている。これまでに実施した研究成果の一部(公表論文)は、規制活動において活用されている。また、これまでの一連の安全研究の成果を令和2年度にNRA技報としてとりまとめたほか、本プロジェクトの成果を令和2年度、令和3年度に国際誌に論文公表した。これらの成果は、今後、ガイド類の改正、適合性審査等において活用される見込みである。</p>			
	改善の方向性	<p>令和2年度以降の事業については、これまでの経緯・実績のみならず、「原子力施設における外部事象に係る安全規制研究事業」における地質学分野のサブテーマを当該事業に統合して、作業の効率化を図り事業を実施している。さらに、検討事例が少ない新たな研究課題への対応のため、大学等の研究機関との共同研究を締結し、職員自らの分析力の向上を図ることを推進している。</p>			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年度	-				
平成24年度	-				
平成25年度	25新-0002				
平成26年度	0014				
平成27年度	0023				
平成28年度	0021				
平成29年度	0020				
平成30年度	0024				
令和元年度	原子力規制委員会 -	0024			
令和2年度	原子力規制委員会	0021			
令和3年度	2021 原規	20	0016		

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.国立大学法人 東京大学			B.株式会社 地球科学総合研究所		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	事業費	離水海岸地形(隆起ベンチ等)に関する地形地質データ取得業務等	36	事業費	鞍岳断層群の浅層反射法地震探査	74
	一般管理費	-	4			
	計		40	計		74
	C.株式会社 京都フィッション・トラック			D.国立研究開発法人 産業技術総合研究所		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	事業費	凝灰岩試料の鉱物分離	1	事業費	内陸地殻内地震調査のための柱状試料分析	6
	計		1	計		6
	E.株式会社 ダイヤコンサルタント			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
事業費	古地すべりに関する構造記載及び微化石分析	45				
計		45	計		0	

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立大学法人 東京大学	5010005007398	宇宙線生成核種を用いた隆起海岸地形の離水年代評価に関する検討	40	随意契約 (公募)	1	100%	本事業は、過年度事業によって採取した年代等測定用試料を用いて宇宙線生成核種を用いた年代学的分析及び評価を年度内に完了できる能力等有することが不可欠であり、これらの条件を満たす者は、限定されると考えられる。業者を公募(入札可能性調査)したところ、本事業で必要となる知見、技能を有する事業者として、東京大学のみ応募であったため、随意契約となった。
2	国立大学法人 東京大学	5010005007398	海域の古地震履歴評価手法に関する検討	20	随意契約 (その他)	1	100%	本事業は、平成31年度に一般競争入札を実施し、東京大学が落札した。また、令和2年度は入札可能性調査を実施し、東京大学1者の入札があり、随意契約とした。令和3年度事業では、前年度に同大学が取得したデータの解析を実施する等、本事業を実施し得る者は、同大学のみであることから、東京大学と随意契約することとなった。

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社 地球科学総合研究所	7010001004868	鞍岳断層群の浅層反射法 地震探査	74	随意契約 (その他)	1	99.4%	開札の結果、不落となり、株式会社 地球科学総合研究所と金額の協議を経た結果、随意契約となった。改善策としては、業者への声かけを行うことにより、競争性の確保に努める。
2	サンコーコンサル タント株式会社	9010601018051	鞍岳断層群の測地、地形 及び地質学的調査	60	一般競争契約 (最低価格)	2	79.9%	-
3	株式会社 地圏総合 コンサルタント	6011501016164	断層活動性評価手法の構 築に係るボーリング調査及 び室内分析	57	随意契約 (その他)	1	100%	過年度の事業において、入札可能性調査(公募)を実施したところ、本事業で必要となる知見、技能を有する事業者として、地圏総合コンサルタントのみの応募であったため、随意契約となった。
4	サンコーコンサル タント株式会社	9010601018051	ボーリング、地質調査及び 室内分析	47	一般競争契約 (最低価格)	2	79%	-
5	株式会社 パレオ・ラボ	9030001020606	地質試料のテフラ分析及び 植物珪酸体分析	18	一般競争契約 (最低価格)	1	99%	適合証明書の提出が1者のみのため、1者応札となった。改善策としては、業者への声かけを行うことにより、競争性の確保に努める。
6	サンコーコンサル タント株式会社	9010601018051	段丘堆積物及び風成塵の ボーリング、地質調査及び 粒子組成分析	10	一般競争契約 (最低価格)	2	74.5%	-
7	株式会社 島津アクセス	7010501009474	X線CT観察装置の移設	5	随意契約 (その他)	1	100%	開札の結果、不落となり、株式会社 島津アクセスと金額の協議を経た結果、随意契約となった。改善策としては、業者への声かけを行うことにより、競争性の確保に努める。
8	日本電子株式会社	9012801002438	走査電子顕微鏡の移設	1	随意契約 (その他)	1	100%	本事業の移設対象装置は日本電子製であり、実施可能な業者は限定されるため、日本電子株式会社との随意契約となった。

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社 京都フィッ ション・トラック	8130001005746	凝灰岩試料の鉱物分離	1	随意契約 (少額)	-	-	
2	株式会社 京都フィッ ション・トラック	8130001005746	凝灰岩試料のジルコン年 代測定	1	随意契約 (少額)	-	-	
3	九電産業株式会社	4290001007160	堆積岩試料のホウ素同位 体比分析	1	随意契約 (少額)	-	-	
4	東芝ナノアナリシス 株式会社	8020001075593	堆積物試料のXRF分析用 全岩粉末試料の作製	0.9	随意契約 (少額)	-	-	
5	バリノ・サーヴェイ 株式会社	5010001063065	堆積岩試料の粘土鉱物分 析	0.8	随意契約 (少額)	-	-	

6	株式会社 池田理化	3010001010696	ASC用ガラス試料板他の購入	0.8	随意契約 (少額)	-	-	
7	株式会社 ニチカ	2130001031161	断層岩試料等の薄片作製	0.7	随意契約 (少額)	-	-	
8	日本電子株式会社	9012801002438	微化石断面のSEM-EBSD 解析	0.5	随意契約 (少額)	-	-	
9	藤本科学株式会社	2010001027832	ユニパック他の購入	0.4	随意契約 (少額)	-	-	
10	ブルカー・ジャパン 株式会社	8020001059836	X線CT観察装置SKYSCAN 2211に係るユーザー トレーニング(基礎コース)の受講	0.4	随意契約 (少額)	-	-	
11	株式会社 サン・フレア	7011101024574	国際誌投稿論文第2回原 稿の英文校閲	0.3	随意契約 (少額)	-	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立研究開発法人 産業技術総合研究 所	7010005005425	内陸地殻内地震調査のた めの柱状試料分析	6	随意契約 (その他)	-	-	本事業は、堆積学と古環境学の 知見を十分に有する者による適 切な試料の選択と各種分析、お よび過年度、昨年度試料との対 比、さらに物理探査記録を含め た総合的解釈が必要であるた め、産業技術総合研究所との随 意契約となった。
2	川崎地質株式会社	7010401037591	物理探査(別府湾)の再解 析	3	随意契約 (その他)	-	-	本事業は、別府湾において昨年 度実施した物理探査記録の本 解析を予定しているため、川崎 地質との随意契約となった。

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社 ダイヤコンサルタント	8010001076774	古地すべりに関する構造記 載及び微化石分析	45	一般競争契約 (最低価格)	1	99.2%	専門性の観点から本事業を実 施可能な業者は複数存在する が、調査地域の地質や試料の 性質に関する背景知識のない 業者が参入することは事実上困 難であることから、結果として1 者応札となった。今後は入札可 能性調査を行うなど契約方式の 見直しを検討する。

(補足説明資料)

原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業

事業期間 平成25～令和5年度
事業総額 (予定) 58.0億円

令和3年度予算額 4.0億円 (3.2億円)

事業内訳と成果目標

具体的に得たい指標・分析内容とその必要性

原子力発電所等の耐震安全性に係る審査で事業者が行った調査・評価の妥当性を確認するためには、国自らが審査に必要な指標を持つ必要がある。また、これらの指標は常に最新知見を反映していく必要がある。

特に断層の認定は、原子力施設の地盤の評価及び基準地震動の策定に大きく影響するが、地質・地形的条件によっては断層の活動性に基づく認定が困難な場合がある。また、地盤の変位・変形のうち成因が不明なものについては、評価が困難な場合がある。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律により、事業者に対する「安全性の向上のための評価の実施」が規定され、これに関連する運用ガイドでは、確率論的地震ハザード評価の実施が挙げられている。

確率論的地震ハザード評価の実施には地震の履歴（最新活動時期、間隔）に関する地質学的な基礎データが必要であるが、技術的な制約から、海域等における地震の履歴が得られにくく、評価結果に与える不確かさが大きいという課題がある。

そこで、活断層の認定のための活動性及び成因の評価、活断層の活動履歴の評価に関する調査・研究を実施する。

断層の成因及び活動性評価に関する研究（予算額 398百万円 実施期間（令和2年度～令和5年度））

活断層の認定に係る新たな課題として、地震以外に起因した変位・変形について、成因の評価に有用な知見を拡充する。また、火山灰の噴出年代の精緻化、断層により変位した海底堆積物の年代の把握及び隆起した地形等の形成年代の分析を実施し、活断層の活動履歴の評価に有用な知見を拡充する。

◎断層の認定及び地盤の変位・変形の成因の評価（278百万円）

地震以外に起因した変位・変形について、物理探査及びボーリング掘削を行って変位・変形の成因を検討するために必要な地質断面図を作成する。また、ボーリング調査等により取得したせん断面や変形構造を呈する試料について、内部の粘土鉱物及び炭酸塩鉱物等の結晶構造等の分析、ならびに古応力解析を実施し、活断層との比較を行いつつ、成因の評価に有用な知見を拡充する。

◎活断層の活動履歴の評価（120百万円）

約40万年前以降の断層の活動性を評価するため、火山灰に含まれる鉱物の化学組成から火山灰を同定し、噴出年代を精緻化する。また、海域活断層の活動履歴を評価するため、海底堆積物の放射性炭素年代測定に基づくイベント堆積物の抽出及び隆起した地形の高度別の年代分析と各地形面の年代を相互に比較し、活断層の活動履歴の評価に有用な知見を拡充する。

事業計画及び事業費見込

(単位:百万円)

事業内訳	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
原子力施設における地質構造等に係る調査・研究／断層破碎物質を用いた断層の活動性評価手法に関する研究	・地質構造等に係わる物理探査	・下北地域における物理探査	・若狭地域における物理探査					
	(実績額/予算額)	500/500	600/622					
	・地質構造等に係わるボーリング調査、トレンチ調査等	・下北地域における予備ボーリング調査	・下北地域における深部ボーリング調査	・野島断層における深部ボーリング調査、トレンチ調査				
	(実績額/予算額)	4/4	700/717	796/798				
	・調査等により得られたデータの分析	・既存試料を用いた断層の三次元構造分析	・下北地域および若狭地域の調査で取得したデータの分析	・野島断層の調査で取得したデータの分析	・野島断層の調査で取得したデータの分析			
	(実績額/予算額)	18/18	241/262	23/24	47/48			
	・断層試料を用いた断層の年代評価手法の高度化			・採取試料の年代分析、室内化学分析 ・室内力学試験機の製作	・採取試料の年代分析、室内化学分析 ・室内力学試験の実施	・採取試料の年代分析、室内化学分析 ・室内力学試験の実施	・分析・試験結果の総合解析	
	(実績額/予算額)			309/310	317/317	247/248	18/20	
	・過去の運動方向に基づいた断層の活動性評価手法の高度化			・活断層沿いの地盤の応力に関するデータ取得 ・古応力解析	・活断層沿いの地盤の応力に関するデータ取得	・活断層沿いの地盤の応力に関するデータ取得	・古応力解析の総合解析	
	(実績額/予算額)			73/74	46/47	37/37	8/10	
	・断層内物質を用いた断層の活動性評価手法の高度化					・予察手調査の実施	・ボーリング・トレンチ調査による断層試料の採取	・断層試料を用いた分析・試験等
	(実績額/予算額)					29/30	218/221	198/254
・文献調査	・断層等の活動性評価手法の収集・整理							
(実績額/予算額)	10/10							
実績額/予算額	532/532	1541/1601	1201/1206	410/412	313/315	244/251	198/254	

事業計画及び事業費見込

(単位:百万円)

事業内訳		R2	R3	R4	R5
変位・変形の成因の評価 (1)断層の認定及び地盤の	・地震以外に起因する断層の成因評価	・物理探査、ボーリング調査等(予備調査) ・変位・変形を受けた岩石・堆積物試料の採取	・物理探査、ボーリング調査等(本調査) ・変位・変形を受けた岩石・堆積物試料の採取及び構造解析	・物理探査、ボーリング調査等(本調査) ・変位・変形を受けた岩石・堆積物試料の構造解析・化学分析 ・活動史・応力史編纂(付近の起震断層との比較)	・地震以外に起因する断層の成因に関する評価指標の提示
	(実績額/予算額)	88.0/96	165.2/218 (請負)	164	
	・断層破碎帯の物理・化学的性質に基づく活動性評価	・断層破碎帯の物理・化学的特徴の把握のための予備調査	・断層試料の採取 物理探査、トレンチ調査・ボーリング調査等 ・断層試料の分析・試験	・断層試料の採取 ボーリング調査等 ・断層試料の分析・試験	・断層破碎帯の物理・化学的性質に基づく活動性評価指標の提示
	(実績額/予算額)	50.6/54	50.9/60 (請負)	92	
(2)活断層の活動履歴の評価	・離水海岸地形の形成年代評価	・宇宙線生成核種による離水海岸地形の年代評価手法の多岩種への適用可能性調査	・現世の隆起ベンチ及び高位段丘間の、宇宙線生成核種による形成年代の比較	・複数の核種による離水海岸地形の形成年代のクロスチェック、測定精度及び確度の評価	・複数の核種、複数岩種を用いた離水海岸地形の年代評価事例の提示 ・適用可能範囲等の条件の整理
	(実績額/予算額)	59.1/60	40.0/40 (委託)	30	
	・海域の古地震履歴評価	・有機物、微古生物学的分析に基づく古環境学的イベントの抽出(概査)	・地震に起因する斜面崩壊堆積物の放射性炭素年代測定の実施 ・年代測定結果とイベント層との比較	・R3年度の継続調査 ・斜面崩壊堆積物の年代及び火山灰年代との比較	・R2～R4の補足調査、分析 ・地震に起因する斜面崩壊堆積物の年代が示す地震履歴への適用性評価
	(実績額/予算額)	46.1/48	19.5/20 (委託)	24	
	・中期更新世以降のテフラ年代評価	・海底コア中のテフラ、陸域テフラの試料採取 ・海底コアに含まれるテフラ粒子の量比分布に基づくテフラ層準の検出	・R2年度の継続調査 ・テフラ粒子の主成分化学組成に基づくテフラの特徴化	・R2～R3年度の継続調査 ・テフラ粒子の主成分及び微量元素化学組成に基づくテフラの特徴化	・R2～R4の補足調査、分析 ・海底コアのテフラと陸域テフラの対比による海陸統合テフラ層序構築とテフラ年代評価
(実績額/予算額)	63.3/61	66.9/60 (請負)	58		
実績額/予算額		307/319	343/398	368	

バックエンド分野の規制技術高度化研究事業

1. 9億円（新規）

担当課室：核燃料廃棄物研究部門（現：放射線・廃棄物研究部門）

【目的】

現在進められている原子力発電所の廃炉等によって発生する放射性廃棄物を地下70mより深い場所に埋設する中深度処分について、今後事業許可申請が行われることが見込まれます。本事業では、その基準適合性の審査の際の判断に必要な知見の取得を行い、審査ガイド等に反映させます。

【内容】

① 天然バリアの自然事象を考慮した長期特性に関する研究

中深度処分では10万年にわたって放射性廃棄物から漏出した放射性物質の地下で僅かしか移動しない環境条件であることを審査する必要があります。この研究では、地下水の流れと地下環境及びそれらの変化に関する知見を取得するために、ボーリングによる地質・水質調査と地下水流動のシミュレーション等を行います。

② 廃棄物埋設における長期性能に関する研究

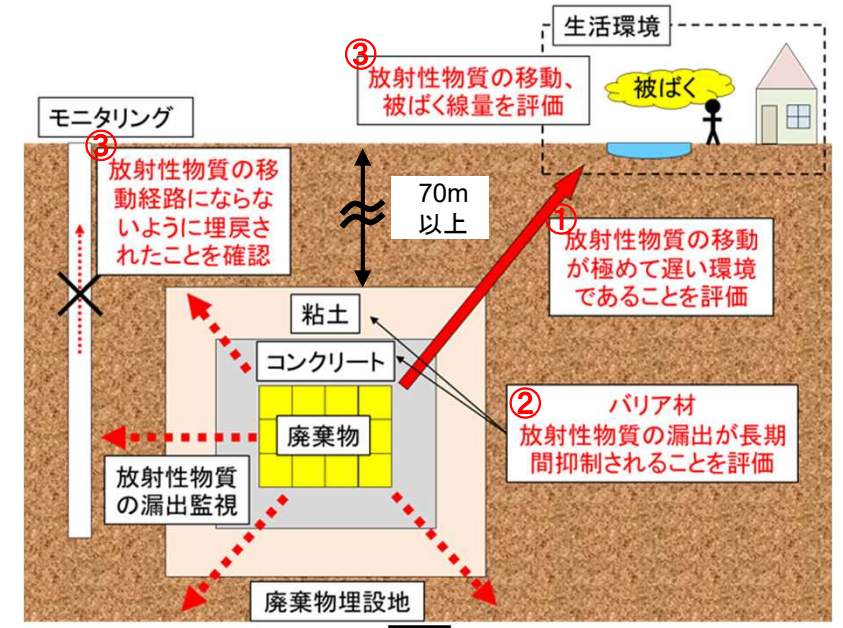
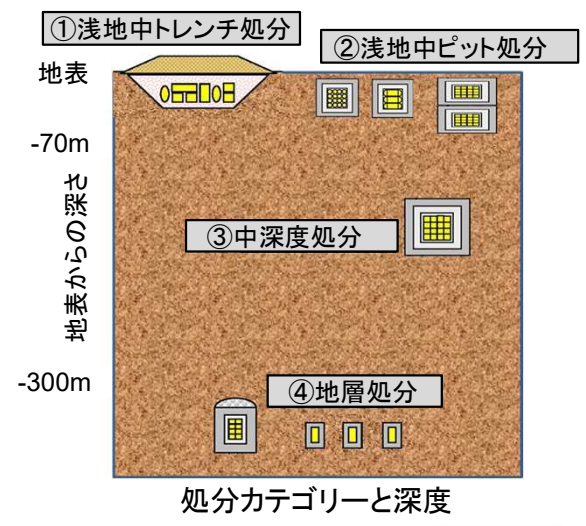
廃棄物埋設地のバリア材（コンクリートや粘土）が、長期間にわたって放射性物質の漏出を抑制する機能を持つものとして設計されていることを審査するため、これらの特性と劣化の進展に関する知見を取得するための、試験とシミュレーションを行います。

③ モニタリング孔の埋戻し確認等に関する研究

放射性物質漏出の有無等のモニタリングに用いられるボーリング孔は、モニタリング期間の終了後、その孔が放射性物質が移動する経路にならないように適切に埋め戻されたことを審査するため、その確認手法に必要な知見を取得するための、調査・予備解析を行います。

また、廃棄物埋設地から漏出した放射性物質の河川、沿岸海洋、土壌等の生活環境中での移動挙動が適切に評価されていることを審査するため、環境中の放射性物質の移動に関する知見を取得するための調査等を行います。

<条件（対象者、対象行為、補助率等）>



中深度処分事業許可申請の基準適合性審査の際の判断に必要な知見として整備し、審査ガイド等に反映

ロジックモデル

(インプット)

中深度処分の審査ガイド等の整備及び基準適合性審査の際の判断に必要な知見の収集・整備等に関する予算措置

バックエンド分野の規制技術高度化研究事業
(R3年度新規事業)

R3年度予算
187百万円

(アクティビティ)

実施方針に従った安全研究活動

研究の進捗マネジメント及び研究レベルの確保

- ・実施方針や年度計画に従った研究の実施
- ・研究内容の技術的妥当性の評価
- ・適切な予算執行

○放射性物質の移動が極めて遅い天然バリアの、自然事象を考慮した長期特性に関する研究

○放射性物質の漏出を抑制する廃棄物埋設施設の長期性能評価に関する研究

○使用済みのモニタリング孔が放射性物質の移動経路にならないように埋戻されたことの確認等に関する研究

(アウトプット)

規制活動向上(規制基準類の整備)のための研究報告書、学会発表等

○研究報告書、論文
成果を適宜発表

○国際/国内学会発表、プロシーディング

成果を適宜発表

○外部研究機関による論文公表等

成果を適宜発表

R3年度 0件

(アウトカム)

原子力安全規制を支える強固な技術基盤の構築と維持、厳密な審査及び規制基準の継続的改善

廃棄物埋設における天然バリアの長期特性及び人工バリアの長期性能評価に関する知見の蓄積

審査ガイド等の整備

原子炉等規制法第五十一条の二(事業の許可)、第五十一条の六(廃棄物埋設に関する確認)、第五十一条の二十四の二(坑道の閉鎖に伴う措置)、第五十一条の二十五(事業の廃止に伴う措置)等

個々の審査・検査等に活用



【政策】原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

【施策】原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

令和4年度行政事業レビューシート (原子力規制委員会)

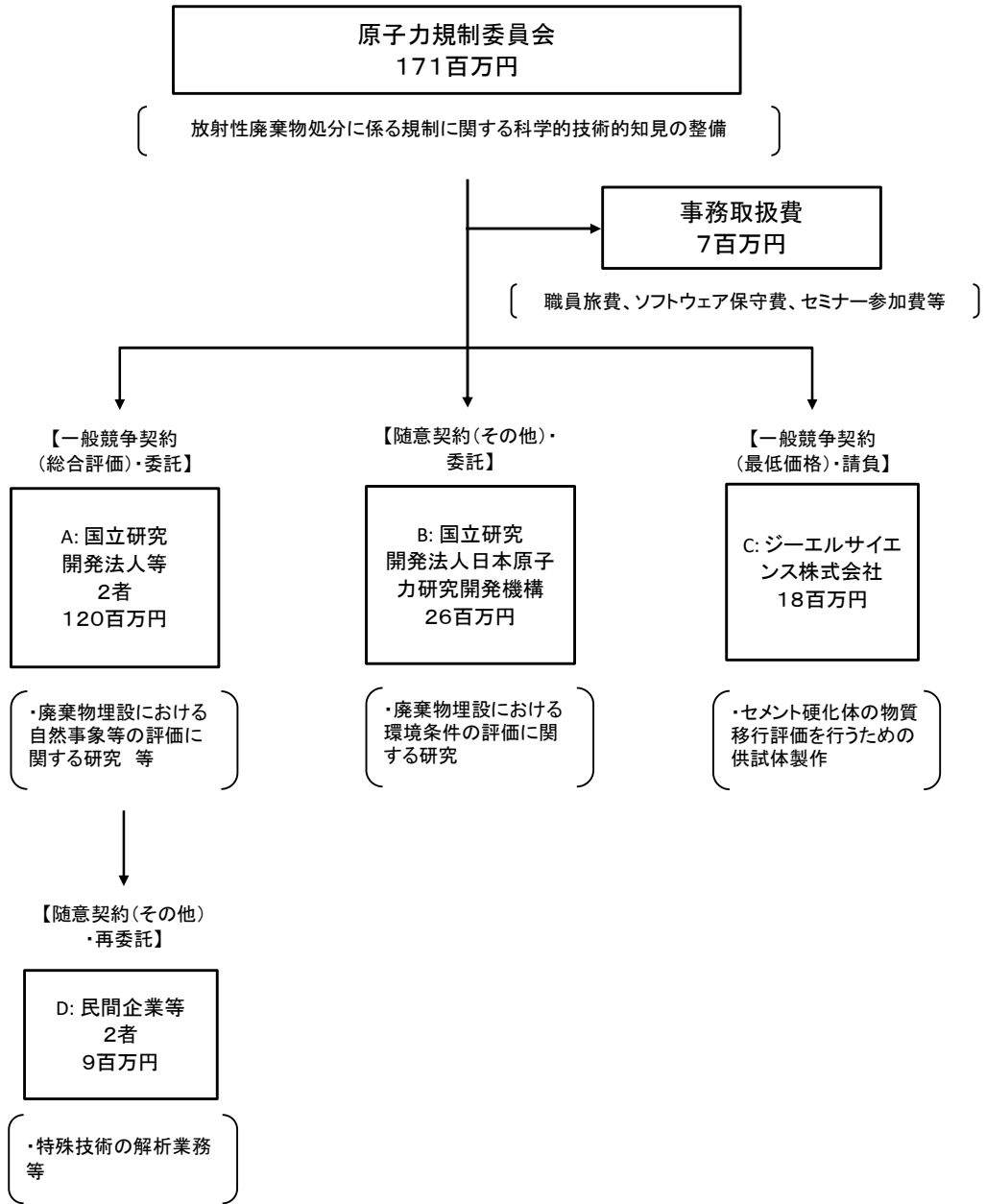
事業名	バックエンド分野の規制技術高度化研究事業			担当部局庁	原子力規制庁	作成責任者			
事業開始年度	令和3年度	事業終了 (予定) 年度	令和6年度	担当課室	長官官房技術基盤グループ 放射線・廃棄物研究部門		安全技術管理官(放射線・ 廃棄物担当) 萩沼真之		
会計区分	エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第6項 特別会計に関する法律施行令第51条第7項第4号、1 0号、18号			関係する 計画、通知等	-				
主要政策・施策	科学技術・イノベーション			主要経費	エネルギー対策				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	第二種廃棄物埋設事業の事業規則及び許可基準規則が令和3年10月に改正され、中深度処分に関する規制が整備された。このことから、地表から70メートル以上の深度に、廃炉等から発生した比較的放射能濃度が高い廃棄物を埋設する中深度処分事業の申請が、今後新たに行われると想定される。本事業では、基準適合性審査において安全性を厳正に評価・確認することを目的として、基準適合性審査の技術的判断根拠の取得及び関連する基準類(審査ガイド等)の整備に必要な知見を取得する。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	第二種廃棄物埋設事業の設置許可に係る申請に対する基準適合性審査では、最大10万年程度の期間を対象として、放射性物質の漏出を防止するために設置されるバリア材の性能とその変化や放射性物質を生活環境まで運ぶ可能性のある地下水の流れ等の環境条件の変化に関する評価の妥当性を確認する必要がある。また、放射性物質の漏洩を監視するモニタリング孔等について、使用後は適切に埋め戻すことによって、その孔が放射性物質の移行経路にならないことを確認する必要がある。これらの知見を取得するため、「天然バリアの自然事象を考慮した長期特性に関する研究」、「廃棄物埋設における長期性能に関する研究」及び「モニタリング孔の埋戻し等に関する研究」に分類して研究を実施する。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	187	240			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計		0	0	187	240	0		
	執行額				171				
	執行率 (%)		-	-	91%				
	当初予算+補正予算に対す る執行額の割合 (%)		-	-	91%				
令和4・5年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由					
	委託費	169							
	原子力安全業務庁費	62							
	職員旅費	6							
	委員等旅費	2							
	諸謝金	1							
	計	240							
活動内容 (アクティビ ティ)	職員による内作、国立研究開発法人への委託、民間企業への請負により、必要な知見を取得する。								
活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込
	天然バリアの自然事象を考 慮した長期特性に関する研 究を実施する	天然バリアの自然事象を考 慮した長期特性に関する研 究の試験、解析及び調査 の作業件数	活動実績	件	-	-	1	-	-
			当初見込み	件	-	-	1	1	1
単位当たり コスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	
	天然バリアの自然事象を考慮した長期特性に関する研 究の試験、解析及び調査の作業件数 執行額/活動実績(アウトプットの活動実績件数)	単位当たり コスト	百万円	-	-	103	130		
		計算式	百万円/件	-	-	103/1	130/1		

活動目標及び活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込	
	廃棄物埋設における長期性能に関する研究を実施する	廃棄物埋設における長期性能に関する研究の試験、解析及び調査の作業件数		活動実績 当初見込み	件 件			2 1	- 1
単位当たりコスト	算出根拠		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込		
	廃棄物埋設における長期性能に関する研究の試験、解析及び調査の作業件数	執行額／活動実績(アウトプットの活動実績件数)	単当たりコスト 計算式	百万円 百万円/件		21 42/2	50 50/1		
活動目標及び活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込	
	モニタリング孔の埋戻し等に関する研究を実施する	モニタリング孔の埋戻し等に関する研究の試験、解析及び調査の作業件数		活動実績 当初見込み	件 件		1 1	- 2	- 2
単位当たりコスト	算出根拠		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込		
	モニタリング孔の埋戻し等に関する研究の試験、解析及び調査の作業件数	執行額／活動実績(アウトプットの活動実績件数)	単当たりコスト 計算式	百万円 百万円/件		26 26/1	30 60/2		
活動目標及び活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込	
	安全研究を通じて蓄積した技術的知見を公表する	安全研究を通じて蓄積した技術的知見をNRA技術報告、査読付き論文誌及び査読付きの国際会議の proceedings で公表した件数 【内訳】 ○NRA技術報告：0件(R3年度実績) ○査読付き論文：0件(R3年度実績) ○査読付き proceedings：0件(R3年度実績)		活動実績 当初見込み	件 件	- -	- 0	- 2	- 2
単位当たりコスト	算出根拠		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込		
	安全研究を通じて蓄積した技術的知見をNRA技術報告、査読付き論文誌及び査読付きの国際会議の proceedings で公表した件数	執行額／活動実績(アウトプットの活動実績件数)	単当たりコスト 計算式	百万円 百万円/件	- -	- 187/0	85 169/2		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 年度	目標最終年度 6年度	
	令和6年度までに基準適合性審査へ活用し、及び審査ガイドの整備に活用する。	安全研究を通じて蓄積した知見を事業許可申請の審査及び審査ガイドへの活用した件数	成果実績	件	-	-	0	-	-
			目標値	件	-	-	0	-	2
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック		
政新 再経 生計 面財	政策 評価 施策	1. 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること		政策評価書 URL	該当箇所				
		2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化							
事業所管部局による点検・改善									
国費 投入 の 必要 性	項目			評価	評価に関する説明				
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	放射性廃棄物処分に関する国の規制に必要な科学的・技術的知見の整備を行うものであり、的確にニーズを反映している。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	国の規制に必要な科学的・技術的知見の整備を行う事業であり、国が実施すべきものである。				
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	令和2年6月24日に原子力規制委員会が示した「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」において、令和3年度以降の安全研究の実施方針に基づき行っている事業であり、優先度は高く、国費を投入すべき事業である。					

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	委託については3件の一般競争(総合評価)を行い、いずれも一者応札により、契約に至った(1件は不落随意契約)。請負については1件の一般競争(最低価格)を行い、一者応札により、契約に至った。いずれの入札でも入札公告を早めに出し、仕様書の内容を新規参入者でも理解しやすいように工夫した上で、複数業者に声かけを行った。しかし、専門的な業務内容に対して品質を確保できる技術者を有する必要がある、いずれの契約についても一者応札となった。なお、支出先が示した実績、実施体制及び実施計画から支出先の選定は妥当である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	国が必要としており、国が本来実施すべきものについて執行するので負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業目的に必要な成果を得るために必要な活動に限っており、これに基づく経費であることから、単位当たりコストの水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	中間段階での支出において、経済性・競争性が確保されていること、合理的なものとなっていることを確認している。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	支出先の実施内容を精査し、支出内容が事業目的に即して真に必要なものに限定されていることを確認している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) 繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	- - ○	- - 公告期間の確保や業者への声かけ等により複数者の応札参加を促す工夫を行った。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	新規事業であるためR3年度時点では成果実績がないものの、R4年度からは実績が得られる見込みであり、成果目標を満足するものと考えられる。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業の成果は専門性のある機関の能力を活用するため、他の手段、方法等を採ることは困難である。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は、当初の見込みどおりである。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	得られた知見は施設の審査や審査ガイドの作成に活用される見込みである。
事業連携	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
点検・改善結果	点検結果	本事業は、原子力発電所の廃炉が進む中、発生する放射性廃棄物の処分に関する知見を取得するものであり、的確にニーズを反映して実施されている。既往の事業で得られた知見も活用することにより、コストの低減及び予算の重点化を図る等、事業における支出は合理的な内容となっている。また、総合的にコストの上昇及び品質低下をもたらさないよう配慮しながら実施し、競争性の確保に努めている。	
	改善の方向性	一者応札があった点については、引き続き仕様書の具体化や十分な公告期間の確保に留意することにより、今後も継続して競争性の確保に努める。また、入札可能性調査の導入の方策を講じることも検討する。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
備考			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成23年度	0104	0124	
平成24年度	0368		
平成25年度	0121	0123	0124
平成26年度	0028	0030	0061
平成27年度	0012		
平成28年度	0011		
平成29年度	0013		
平成30年度	0017		
令和元年度	原子力規制委員会 0018		
令和2年度	原子力規制委員会 0016		
令和3年度	2021 原規 新21 0001		

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.国立研究開発法人産業技術総合研究所			B.国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
費目	使途	金額(百万円)	費目	使途	金額(百万円)
外注費	ボーリング掘削及び探水調査等(株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング等)	66	人件費	職員人件費	15
人件費	職員人件費	19	外注費	地形変化に関する調査・モデルの検討等(JX金属探開株式会社等)	8
一般管理費		9	一般管理費		2
その他	謝金、その他経費	5	その他	謝金、その他経費	1
消耗品費	消耗品費	3			
再委託費	日本大学再委託費	1			
計		103	計		26
C.ジーエルサイエンス株式会社			D.株式会社和科盛商会		
費目	使途	金額(百万円)	費目	使途	金額(百万円)
請負費	セメント硬化体の物質移行評価を行うための供試体製作	18	再委託費	特殊技術の解析業務	8
計		18	計		8

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立研究開発法人産業技術総合研究所	7010005005425	廃棄物埋設における自然事象等の評価に関する研究	103	一般競争契約 (総合評価)	1	87%	地質に関する専門性の高い事業であることから、国内において検討可能な事業者が限定されたと考えられる。改善策として、専門性が高い事業であることを踏まえ、入札可能性調査の実施も含めて検討する。
2	ジーエルサイエンス株式会社	6011101008586	廃棄物埋設におけるセメント硬化体の長期物質移行評価に関する調査	17	一般競争契約 (総合評価)	1	99%	応札は複数者に声掛けを行ったが、結果1者応札となったことで高落札率となった。今後の改善方策として、複数者での応札となるように声掛け等を行うとともに、仕様内容の工夫等を行う。

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	6050005002007	廃棄物埋設における環境条件の評価に関する研究	26	随意契約 (その他)	1	98%	水理・地質環境に関する専門性の高い事業であることから、国内において検討可能な事業者が限定されたため、一者応札となった。また、入札の結果、不落となったため、不落随契約となった。改善策として、専門性が高い事業であることを踏まえ、入札可能性調査の実施も含めて検討する。

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ジーエルサイエンス株式会社	6011101008586	セメント硬化体の物質移行評価を行うための供試体製作	18	一般競争契約 (最低価格)	1	99%	応札は複数者に声掛けを行ったが、結果1者応札となったことで高落札率となった。今後の改善方策として、複数者での応札となるように声掛け等を行うとともに、仕様内容の工夫等を行う。

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社和科盛商会	3010001105926	特殊技術の解析業務	8	随意契約 (その他)	-	-	
2	学校法人日本大学	5010005002382	クラックの幾何学情報を用いた透水係数推定業務	1	随意契約 (その他)	-	-	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

事業計画及び事業費見込

(単位:百万円)

事業内訳	R3	R4	R5	R6
<p>①天然バリアの自然事象を考慮した長期特性に関する研究</p> <p>地下水流動評価に関する知見の整備</p>	<p>ボーリング調査(1本目)</p> <p>↓</p> <p>データ</p> <p>↓</p> <p>地下水流動概念モデルの作成</p>	<p>ボーリング調査(2本目)</p> <p>↓</p> <p>データ</p> <p>↓</p> <p>地下水流動概念モデルの更新</p>	<p>ボーリング調査(3、4本目)</p> <p>↓</p> <p>データ</p> <p>↓</p> <p>断層近傍における地下水流動の評価手法を整理</p>	<p>地下水流動評価を行うに当たって、必要となる情報を整理</p>
実績額/予算額	103/113	/130		

事業計画及び事業費見込

(単位:百万円)

事業内訳	R3	R4	R5	R6
<p>②廃棄物埋設における長期性能に関する研究</p> <p>セメント系人工バリアの長期性能評価に関する知見の整備</p>	<p>供試体の製作</p> <p>既往の研究の整理</p>	<p>供試体の分析(1年目)</p> <p>分析結果を反映</p> <p>数値計算による微細構造のモデル化</p>	<p>供試体の分析(2年目)</p> <p>分析結果を反映</p> <p>モデルの更新</p>	<p>供試体の分析(3年目)</p> <p>分析結果を反映</p> <p>モデルの更新</p> <p>長期性能評価に係る知見を取得</p>
<p>ベントナイト系人工バリアの長期性能評価に関する知見の整備</p>	<p>既往の研究の整理</p>	<p>礫・砂ベントナイト混合土を用いた透水試験の計画の検討</p>	<p>透水試験の実施</p>	<p>長期性能評価に係る知見を取得</p>
実績額／予算額	42／44	／70		

事業計画及び事業費見込

(単位:百万円)

事業内訳	R3	R4	R5	R6
<p>③モニタリング孔の埋戻し等に関する研究</p> <p>モニタリング孔の埋戻し確認手法に関する知見の整備</p>	<p>埋戻し不十分なモニタリング孔の影響に関する検討</p>		<p>埋戻し確認手法実証試験の計画</p>	<p>埋戻し確認手法実証試験</p> <p>埋戻し確認手法に係る知見を取得</p>
<p>生活環境における放射性物質の移動に関する知見の整備</p>	<p>核種移行現象に関する既往知見の調査</p>	<p>汽水湖での核種移行に関する現地調査</p>	<p>汽水湖における核種移行のモデル化</p>	<p>汽水湖における核種移行に関する評価手法の整備</p>
実績額／予算額	26／30	／40		
(合計)実績額／予算額	171／187	／240		

放射線監視等交付金

令和3年度予算額 67.1億円 (49.6億円)

※令和3年度は原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(内閣府)からの業務移管額 16.9億円を含む)

※令和2年度補正予算 23.2億円

担当課室: 監視情報課 放射線環境対策室

事業の背景及び内容

地方公共団体は原子力発電施設、サイクル施設又は試験研究炉等の周辺における放射線量の影響を調査するため、原子力発電施設等周辺のリアルタイムによる空間放射線量率の測定及び空気中、水中その他の環境における放射性物質の濃度変化の状況の調査を、平常時から緊急時に至るまでシームレスに実施します。平常時においては調査結果の情報公開や変動要因の解明に関する調査研究を含めた周辺住民への安全性に関する情報提供を行い、緊急時には住民の避難、屋内退避等の防護実施の判断に必要な情報を提供します。環境放射線モニタリングで得られる正確で時宜を得たデータは住民の安全確保に欠かせないものであり、国は地方公共団体に対して、僅かな変化も逃さない放射線監視体制を構築するために必要となる施設、設備及び備品を整備し、インフラを維持・管理するための財政支援を行います。

事業のスキーム



具体的なイメージ

○空間放射線量測定

放射線監視のためのテレメータシステムを配備し、原子力発電施設等周辺の空間放射線量を常時、監視します。



○環境試料の放射能測定

原子力発電施設等の周辺で環境試料(土壌、雨水、海水、農産物、海産物等)を採取し、放射性物質の測定・分析を行います。



放射線監視等交付金ロジックモデル

現状把握 ・課題設定	インプット (資源)	アクティビティ (活動)	アウトプット (活動目標・実績)	アウトカム (成果目標・実績)	インパクト (国民・社会への影響)
<p>地方公共団体は原子力施設の周辺における放射線量の影響を調査するため、原子力発電施設等周辺のリアルタイムによる空間放射線量率の測定及び空気中、水中その他の環境における放射性物質の濃度変化の状況の調査を、平常時から緊急時に至るまでシームレスに実施。</p> <p>平常時においては調査結果の情報公開や変動要因の解明に関する調査研究を含めた周辺住民への安全性に関する情報提供を行い、緊急時には住民の避難、屋内退避等の防護実施の判断に必要な情報を提供している。</p>	<p>予算</p> <p>放射線監視等交付金</p> <p>①監視事業(ランニングコスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線監視事業 4,866百万円 ・地震関連情報収集提供事業 26百万円 <p>②施設整備事業(イニシャルコスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線監視施設等整備事業 4,178百万円 ・地震観測システム整備事業 36百万円 	<p>活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。 <p>【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県</p> <p>【隣接府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県</p>	<p>活動指標</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 24道府県より報告があった空間線量率の測定件数(1台の測定機につき1日の測定を1件と計上) ② 24道府県より報告があった環境試料における放射能の測定件数 <p>活動実績(令和2年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>208,517件</u> ② <u>60,192件</u> 	<p>成果指標</p> <p>本交付金は、24道府県が交付を受け、環境放射線監視体制を構築し、原子力施設周辺の環境放射線を監視するとともに、同施設から放出される放射性物質の周辺環境に与える影響等を把握することを目的としており、整備を行った件数、金額等定量的な目標設定は適当ではないため、以下の定性的目標を設定している。</p> <p>成果目標</p> <p>本交付金により、24道府県が、原子力発電施設等から放出される放射性物質が周辺環境に与える影響の調査等を行うとともに、調査等に必要な施設、設備及び備品の整備を行う。</p> <p>成果指標</p> <p>放射線監視体制を構築・維持することができた自治体数を代替指標とする。</p> <p>成果実績(自治体数)</p> <p>令和3年度 24/24</p>	<p>放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること</p>

令和4年度行政事業レビューシート (原子力規制委員会)

事業名	放射線監視等交付金			担当部局庁	原子力規制庁	作成責任者	
事業開始年度	昭和49年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	長官官房放射線防護グループ 監視情報課放射線環境対策室	放射線環境対策室長 竹本 亮	
会計区分	エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第6項 特別会計に関する法律施行令第51条第7項第1号ロ、ハ			関係する 計画、通知等	防災基本計画(昭和38年6月決定) 原子力災害対策指針(平成24年10月決定)		
主要政策・施策	科学技術・イノベーション			主要経費	エネルギー対策		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	原子力発電施設、加工施設又は試験研究炉等(以下「原子力施設」という。)が立地又は隣接する道府県が、原子力施設の周辺における環境放射線の監視、環境試料中の放射性核種濃度の調査及びこれらの変動要因の解明に関する調査研究を行うことにより、原子力施設の周辺における放射線の影響を把握する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	上記の目的を達成するため、原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。 【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県 【隣接道府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県						
実施方法	交付						
予算額・執行額 (単位:百万円)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求
	予算 の 状 況	当初予算	5,350	4,958	6,705	6,092	
		補正予算	1,933	2,317	2,510	-	
		前年度から繰越し	2,500	2,641	2,401	2,565	
		翌年度へ繰越し	▲ 2,641	▲ 2,401	▲ 2,565	-	
		予備費等					
	計		7,142	7,515	9,051	8,657	0
	執行額		6,546	6,975	7,266		
	執行率 (%)		92%	93%	80%		
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		90%	96%	79%		
令和4・5年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由			
	放射線監視施設等整備事業	1,200					
	放射線監視事業	4,866					
	地震観測システム整備事業	0					
	地震関連情報収集提供事業	26					
	計	6,092	0				

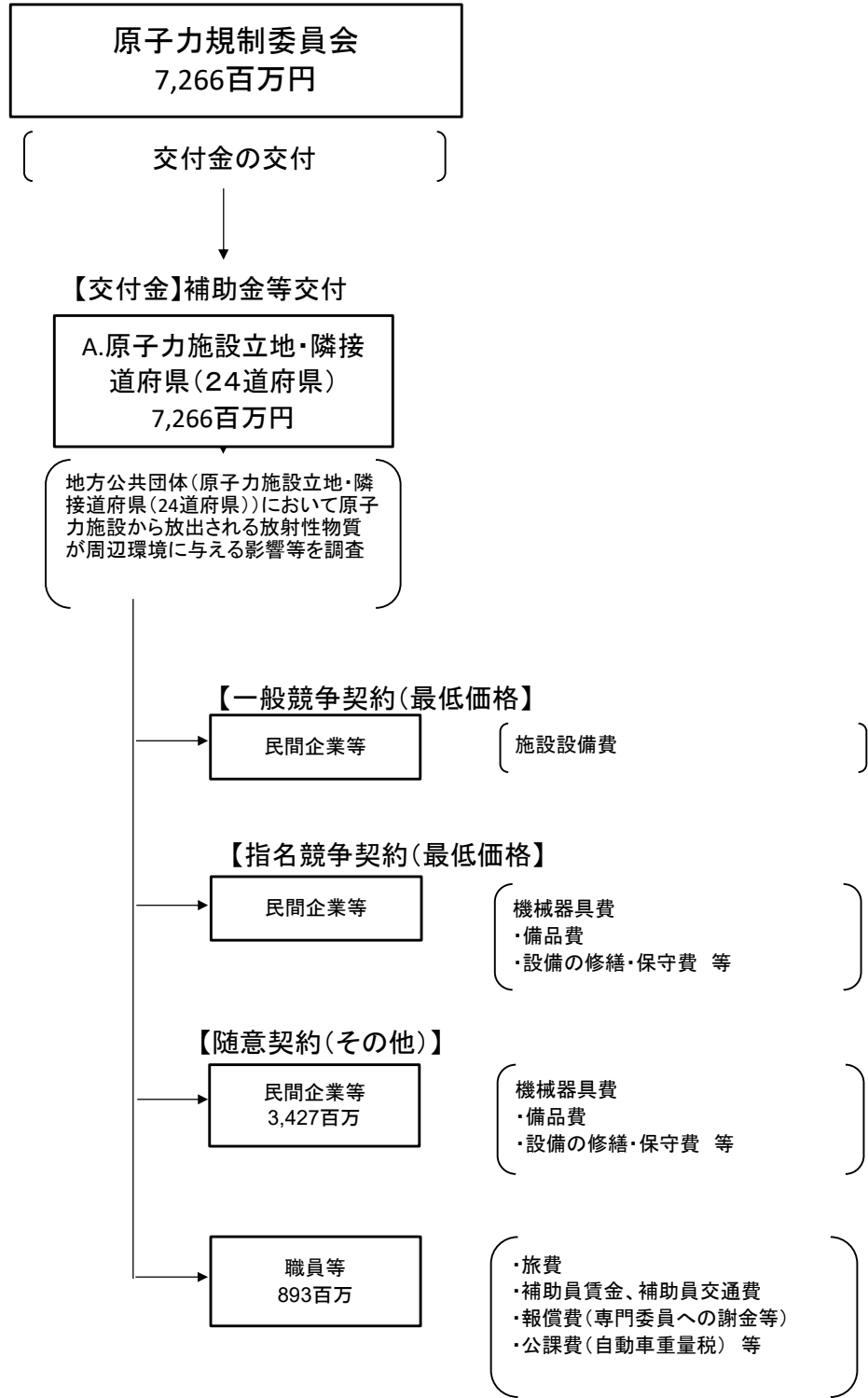
活動内容 (アクティビティ)		原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付し、空間線量率及び環境試料の測定を行う。								
活動目標及び活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込	
	空間線量率を測定	各都道府県より報告があった空間線量率の測定件数(1台の測定機につき1日の測定を1件と計上)	活動実績	件	227,726	208,517			-	-
			当初見込み	件	210,135	227,726	208,517			-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込		
	執行額/空間線量率の測定件数の合計	単位当たりコスト	千円	28.8	33.4			-		
		計算式	百万円/千件		6,546/227	6,975/209			-	
活動目標及び活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込	
	環境試料の測定	各都道府県より報告があった環境試料の測定件数	活動実績	件	60,528	60,192			-	-
			当初見込み	件	57,900	60,528	60,192			-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込		
	執行額/環境試料データ数の合計	単位当たりコスト	千円	109.1	116.3			-		
		計算式	百万円/千件		6,546/60	6,975/60			-	
定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と令和元年～令和3年度の達成状況・実績						
	<p>本事業は、原子力施設立地・隣接道府県が交付金の交付を受け、環境放射線監視体制を構築し、原子力施設周辺の環境放射線を監視するとともに、同施設から放出される放射性物質の周辺環境に与える影響等を把握することを目的としており、整備を行った件数、金額等定量的な目標設定は適当ではないため。</p>			<p>【成果目標】 本交付金により、地方公共団体は原子力発電施設等から放出される放射性物質が周辺環境に与える影響の調査等を行うとともに、調査等に必要な施設、設備及び備品の整備を行う。</p> <p>【達成状況・実績】 対象となる24道府県すべてにおいて、環境放射線の監視、環境試料中の放射能分析など、原子力施設から放出される放射性物質が周辺環境に与える影響等の調査を実施した。また、それらに必要な施設、設備及び備品の整備を行い、原子力施設等に対する放射線監視体制を構築した。</p>						
定量的な成果目標の設定が困難な場合 事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度	
	原子力施設から放出される放射性物質の周辺環境に与える影響等を把握するべく、すべての原子力施設周辺自治体において、放射線監視体制を構築・維持する必要がある。すべての自治体で十分な監視体制の構築・維持は困難であることから、交付金の交付により放射線監視体制の構築・維持を目標とする。	放射線監視体制を構築・維持することができた自治体数を代替指標とする。	実績	自治体	24	24	24		-	-
			目標値	自治体	24	24	24		-	-
			達成度	%	100	100	100		-	-
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック			

政策評価 政策評価 政策評価	政策	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること	政策評価書 URL	該当箇所
	施策	放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施		

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、地方公共団体が自ら行う環境放射線モニタリングの一層の支援を図る必要があり、国民や社会のニーズを的確に反映している。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は地方公共団体自らが環境放射線モニタリングの構築・維持を行うものであるが、我が国のモニタリング体制の構築・維持については、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、社会的にも国が率先することが求められており、このため、交付金により定額支援することとしているものである。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、地方公共団体が自ら行う環境放射線モニタリングの一層の支援を図るものであり、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	事業内容の性質等を踏まえて、最も適切な契約手続きを採用しているが、調査の継続性や必要技術の特殊性の高さ等のために一者応札や競争性のない随意契約となったものがあつた。ただし、支出先が示した実績、実施体制及び実施計画から妥当と判断し契約を行っている。		
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となつたものはないか。	有			
	競争性のない随意契約となつたものはないか。	有			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	我が国のモニタリング体制の構築・維持については、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、社会的にも国が率先することが求められており、このため、交付金により定額支援することは妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	必要な活動内容に絞って交付しており、また、事業終了後においては、交付申請に基づく支出内容であつたか、経済性・効率性が確保されているか等について確定検査時に確認を行っていることから、単位当たりコスト等の水準は妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなつているか。	-	-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付申請・審査の過程及び確定検査の際、事業目的に必要な経費のみ計上されていることを確認している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	各道府県における入札による減額等によるもの。		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	補正予算で手当された予算をやむを得ず繰り越した。			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	交付申請・審査の過程で、コスト削減や効率化に向けた協議を行っている。			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなつているか。	○	すべての原子力施設周辺自治体において、放射線監視体制を構築・維持し、原子力施設から放出される放射性物質の周辺環境に与える影響等を把握することができている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	我が国のモニタリング体制の構築・維持については、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、社会的にも国が率先することが求められており、このため、交付金による定額支援の他の手段・方法等を探ることは考え難い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は当初見込みのとおりである。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	すべての原子力施設周辺自治体において、放射線監視体制を構築・維持し、原子力施設から放出される放射性物質の周辺環境に与える影響等を把握することができおり、また、これにより得られた放射線測定等の結果をHP等で公開することで、国民の安全・安心に資することができている。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)				
	事業番号		事業名		
	2022	原規	21	0037	環境放射能水準調査事業
					地方公共団体は、防災基本計画に基づき、緊急時に必要な装備、資機材等体制の整備、及び平常時から放射線監視を適切に行うことが求められている。原子力発電施設等緊急時安全対策交付金は、原子力発電施設等において災害が発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等の周辺地域住民の安全確保のため、事前対策等に要する費用について財政支援をするもの。一方、本事業は原子力発電施設等の周辺地域において、平常時から放射線監視を実施するのに必要となる放射線監視施設の設置及び運営に要する費用について財政支援するものであり、適切に役割分担を行っている。また、環境放射能水準調査事業は全国の環境放射線等を調査するものであり、一方、本事業は、地方自治体が、原子力施設周辺地域における放射能影響を調査するために必要となる施設等の整備、原子力発電施設等の周辺における環境放射線の調査等を実施するのに要する費用について財政支援を行うものであり、適切に役割分担を行っている。

点検・改善結果	点検結果	各道府県からの交付申請・審査の過程で、コスト削減や効率化に向けた協議を行っている。また、必要な活動内容に絞って交付しており、事業終了後においては、交付申請に基づく支出内容であったか、経済性・効率性が確保されているか等について確定検査時に確認を行っている。		
	改善の方向性	引き続きコスト削減および効率化に向けた協議および確定検査を実施し、経済的、効率的な事業実施に努める。		
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
備考				
<p>平成29年度公開プロセス 評価結果 【事業内容の一部改善】事業番号50(※事業番号0045「環境放射能水準調査等事業委託費」と同じ枠で議論) <取りまとめコメント></p> <p>1. 事業の課題や問題点 (事業内容・成果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全額国が負担し、国が求める水準を達成すべく監視業務を各地方公共団体が行うとは言いつつも、各地方公共団体の監視設備の状況にはばらつきがある。 ●国の関与が強く、実態として内容は委託に近いのではないかと。 ●両事業の対象となる地方公共団体においては、2つのデータシステムが併存するなど、重複による非効率があるのではないかと。 ●両事業について、膨大なデータの蓄積をさらに活用できないかと。 <p>(予算執行について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●両事業の資金の流れについて、各地方公共団体から先が不明確である <p>2. 改善の手法や事業見直しの方向性 (事業内容・成果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リスクマネジメントの観点から、国として本事業を執行する上で満たすべき水準を明確にした上で、耐震化、電源・通信の多重化、代替拠点の確保等に係る目標設定や工程表を策定し、計画的に取り組むべき(成果指標にもできるのではないかと)。 ●防災の観点で考えると自治体の責務となるが、責任主体を国として委託に変更することも検討できるのではないかと。 ●両事業について、国民の安全・安心に資する観点から、データのさらなる有効活用を図れないかと。 <p>(予算執行について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●両事業について、国民への説明責任の観点から、各地方公共団体がどのように支出しているのか、調達方法(競争入札、随意契約等)などの資金の流れを明確にすべき。 <p>・放射線モニタリング情報(本交付金事業で測定した数値も公表) https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/index.html</p>				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成23年度	文-0465			
平成24年度	文-0394			
平成25年度	0024			
平成26年度	0045			
平成27年度	0055			
平成28年度	0051			
平成29年度	0050			
平成30年度	0051			
令和元年度	原子力規制委員会 - 0050			
令和2年度	原子力規制委員会 0045			
令和3年度	2021 原規 20 0046			



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

費目・用途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載）	A.茨城県			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	調査費	賃金、旅費、需用費、役務費、委託料	478			
	機械器具費	無停電電源装置(100V)、Ge半導体検出器、気象観測装置更新等	281			
	附帯雑費	報償費、使用費、賃借料、公課費、負担金等	10			
	施設整備費		0			
	計		769	計		0

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	茨城県	2000020080004	原子力施設から放出される放射線物質が周辺環境に与える影響を調査するために実施される各種事業	769	補助金等交付	-	--	
2	福島県	7000020070009	原子力施設から放出される放射線物質が周辺環境に与える影響を調査するために実施される各種事業	673	補助金等交付	-	--	
3	福井県	4000020180009	原子力施設から放出される放射線物質が周辺環境に与える影響を調査するために実施される各種事業	586	補助金等交付	-	--	
4	島根県	1000020320005	原子力施設から放出される放射線物質が周辺環境に与える影響を調査するために実施される各種事業	533	補助金等交付	-	--	
5	愛媛県	1000020380008	原子力施設から放出される放射線物質が周辺環境に与える影響を調査するために実施される各種事業	427	補助金等交付	-	--	
6	新潟県	5000020150002	原子力施設から放出される放射線物質が周辺環境に与える影響を調査するために実施される各種事業	423	補助金等交付	-	--	
7	青森県	2000020020001	原子力施設から放出される放射線物質が周辺環境に与える影響を調査するために実施される各種事業	407	補助金等交付	-	--	
8	静岡県	7000020220001	原子力施設から放出される放射線物質が周辺環境に与える影響を調査するために実施される各種事業	387	補助金等交付	-	--	
9	石川県	2000020170003	原子力施設から放出される放射線物質が周辺環境に与える影響を調査するために実施される各種事業	345	補助金等交付	-	--	
10	宮城県	8000020040002	原子力施設から放出される放射線物質が周辺環境に与える影響を調査するために実施される各種事業	328	補助金等交付	-	--	

(補足説明資料)

放射線監視等交付金

事業期間 平成25年～未定

令和3年度予算額 67.1 億円 (49.6億円)

令和2年度補正予算の令和3年度への繰越分23.2億円

事業内訳と成果目標

地方公共団体が平常時から緊急時に至るまでに実施する環境放射線モニタリングに必要な監視体制を構築するため、施設、設備及び備品を整備し、インフラを維持・管理するための財政支援をするため、必要な資金の交付を行う。

また、令和3年度より原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業(内閣府)のうち、緊急時モニタリングに係る業務が移管(16.9億円)された。

事業計画及び事業費見込

(単位:億円)

事業内訳	R2(執行実績)	R3(執行実績)	R4
①監視事業 (維持管理費等) ランニングコスト	← 維持管理の着実な実施 →		
(執行実績/予算額)	36.3/39.9	48.7/49.0	49.0
②施設整備事業 イニシャルコスト	・テレメータの更新 ・モニタリングポストの更新		
	・ダストヨウ素モニタの設置		
	・分析・測定機器の更新等		
	← 平成30年4月策定の原子力災害対策指針補足参考資料も踏まえ、モニタリング体制の整備を着実に実施 →		
(執行実績/予算額)	33.4/35.3	24.0/41.5	37.6
総額 (執行実績/予算額)	69.7/75.2	72.7/90.5	86.6

原子力規制委員会平成29年度行政事業レビュー公開プロセス(放射線監視等交付金)
 における指摘事項及び今後の対応方針については以下のとおり

公開プロセスにおける外部有識者からの指摘事項		原子力規制庁としての今後の対応方針
事業の課題や問題点	改善の手法や事業見直しの方向性	
<p>(事業内容・成果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「放射線監視等交付金」について、全額国が負担し、国が求める水準を達成すべく監視業務を各地方公共団体が行うとは言いつつも、各地方公共団体の監視設備の状況にはばらつきがある。 	<p>(事業内容・成果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「放射線監視等交付金」については、リスクマネジメントの観点から、国として本事業を執行する上で満たすべき水準を明確にした上で、耐震化、電源・通信の多重化、代替拠点の確保等に係る目標設定や工程表を策定し、計画的に取り組むべき(成果指標にもできるのではないか。) 	<p>(事業内容・成果について)</p> <p>「放射線監視等交付金」事業を執行する上で満たすべき水準については、「原子力災害対策指針」に基づき「平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」を平成30年4月(令和3年12月21日改訂)に制定し、各地方自治体は、これを参考にして整備をすることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モニタリングに係る設備機器の耐震化については、平成28年7月に、その基準や確認方法等についてガイドラインを定め、各地方自治体へ周知した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレメータシステムの中央監視局装置については平成28年度末までに所要の耐震性を確保している。中央監視局装置以外の設備についても、耐震性の確保を進めており、各地方自治体の更新計画の中で所要の耐震性を満たしていくことを要請している。 ・ 電源・通信の多重化については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による閣議決定を踏まえ、令和3年度までに整備を完了した。 ● 津波ハザードマップによる津波浸水想定区域内にあるテレメータシステムの中央監視局装置の代替については、遠隔地への設置や拠点施設への

		防潮板設置により津波浸水対策の強化を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「放射線監視等交付金」について、国の関与が強く、実態として内容は委託に近いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「放射線監視等交付金」について、防災の観点で考えると自治体の責務となるが、責任主体を国として委託に変更することも検討できるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力防災対策は、災害対策基本法に基づき作成された防災基本計画により定められた、国、地方自治体、公共機関等のそれぞれが果たすべき役割分担に従って実施されるものであり、地方自治体は、地域防災計画の作成、見直しを行い、具体的な原子力防災対策を推進している。防災基本計画において、地方自治体は、緊急時における周辺環境への影響の評価に資するため、平常時モニタリングを適切に実施することとされており、放射線監視等交付金の事業について、責任主体を国として委託に変更することは適切ではないものとする。
<ul style="list-style-type: none"> ● 両事業※の対象となる地方公共団体においては、2つのデータシステムが併存するなど、重複による非効率があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 両事業を合わせて効率的に運用できるような工夫を考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 両事業で得られた測定結果のデータベースの一元化は原子力規制庁のWeb サイトで対応済み。 ● 両事業で取得した設備・機器の共用については、それぞれの所有権が地方公共団体及び国となるため困難であるものの、緊急時の使用については柔軟に対応することとしている。

<ul style="list-style-type: none"> ● 両事業について、膨大なデータの蓄積をさらに活用できないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 両事業について、国民の安全・安心に資する観点から、データのさらなる有効活用を図れないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでも収集したデータについては、Web サイトにおいて各種グラフ表示、地図上での結果表示などに加工してより理解がしやすいように提供している。また、データの有効活用が可能なように CSV 形式のデータについても Web サイトで提供している。 ● なお、Web サイトは、令和 2 年度に全面的にリニューアルし、検索機能の向上等に努めるとともに、令和3年度には英語版も作製し、海外に対する利便性も向上させている。
<p>(予算執行について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 両事業の資金の流れについて、各地方公共団体から先が不明確である。 	<p>(予算執行について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 両事業について、国民への説明責任の観点から、各地方公共団体がどのように支出しているのか、調達方法(競争入札、随意契約等)などの資金の流れを明確にすべき。 	<p>(予算執行について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 両事業とも、地方自治体による調達については、各地方自治体の基準に基づき、公表が行われているところ。平成 29 年度から行政事業レビューシートに調達方法(競争入札、随意契約等)別の資金を記載し、資金の流れが明確になるように改善するとともに、原子力規制庁の Web サイトにて同情報を提供しているところ。

※ 「両事業」とは、放射線監視等交付金と環境放射能水準調査等事業委託費を指している。

原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業

2.3億円（2.3億円）

担当課室：原子力規制企画課

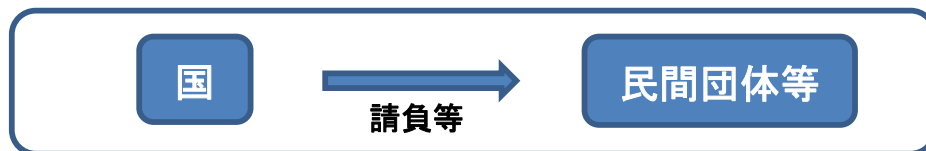
<事業の背景・内容>

○安全の追求に終わりはないとの考えのもと、最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準等の継続的見直しを進めていくことが重要です。

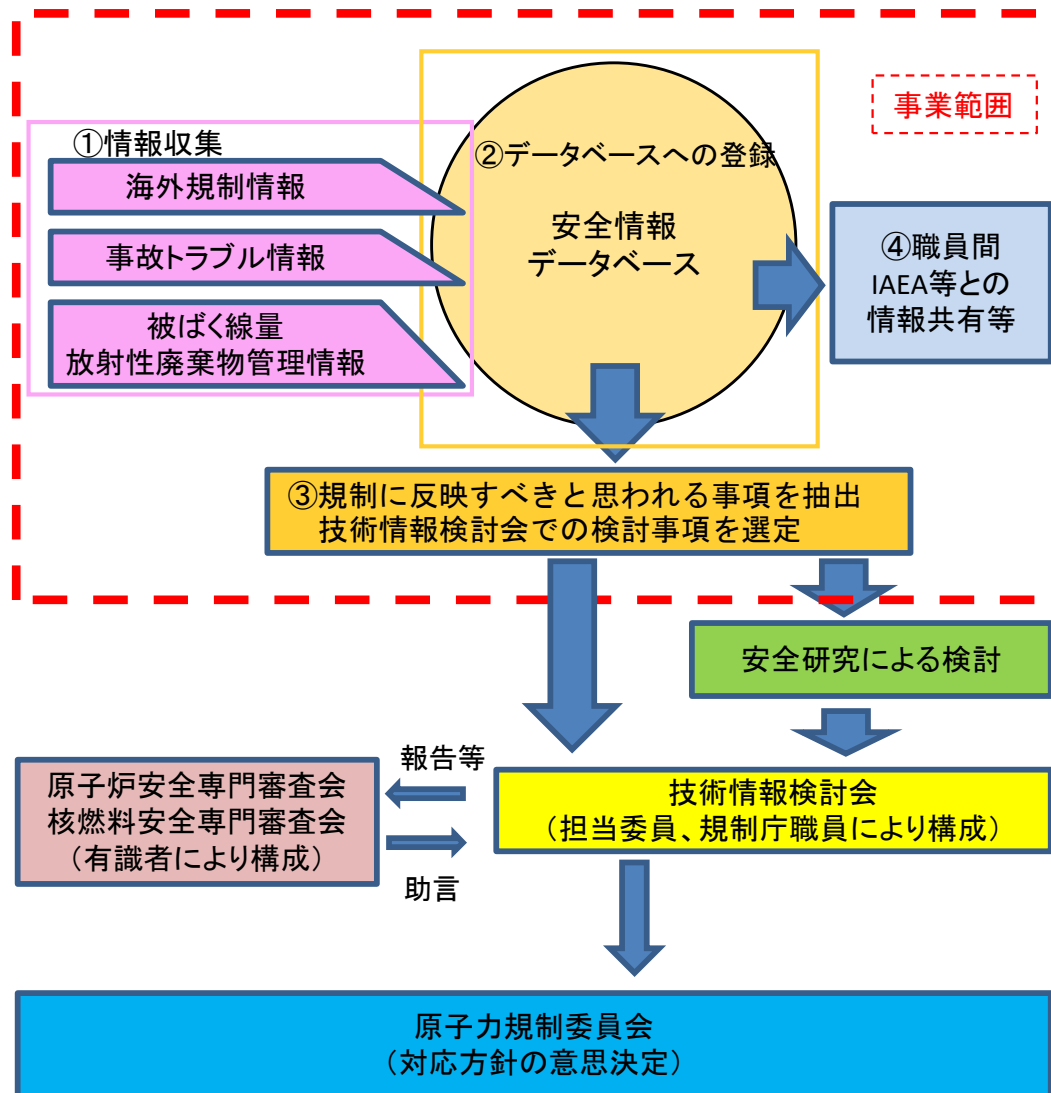
○こうした最新の知見は海外の事故トラブル情報等から得られるものであるため、本事業では、これらの情報を収集し、分析することで、我が国の原子力規制に反映すべきと思われる事項を抽出し、技術情報検討会※への報告事例の選定を実施します。

○また、収集した情報をデータベース化することで職員間の情報共有はもとより、IAEA等の国際機関との規制情報の情報交換等の有益なツールとして活用します。

技術情報検討会：本事業等により収集・分析された国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報、海外における規制の動向、審査・検査の経験等から得られた各種最新の科学的・技術的知見を国内の規制に反映させる必要性の有無について検討を行う場です。担当原子力規制委員会委員及び原子力規制庁幹部等により組織されます。



<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>



原子炉施設等の規制基準整備事業

0.8億円（0.8億円）

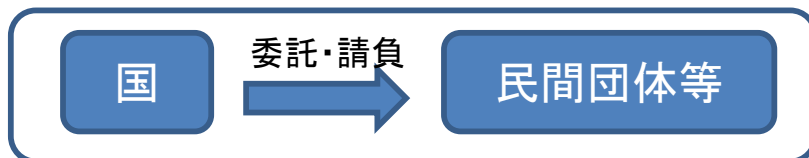
担当課室：技術基盤課

<事業の背景・内容>

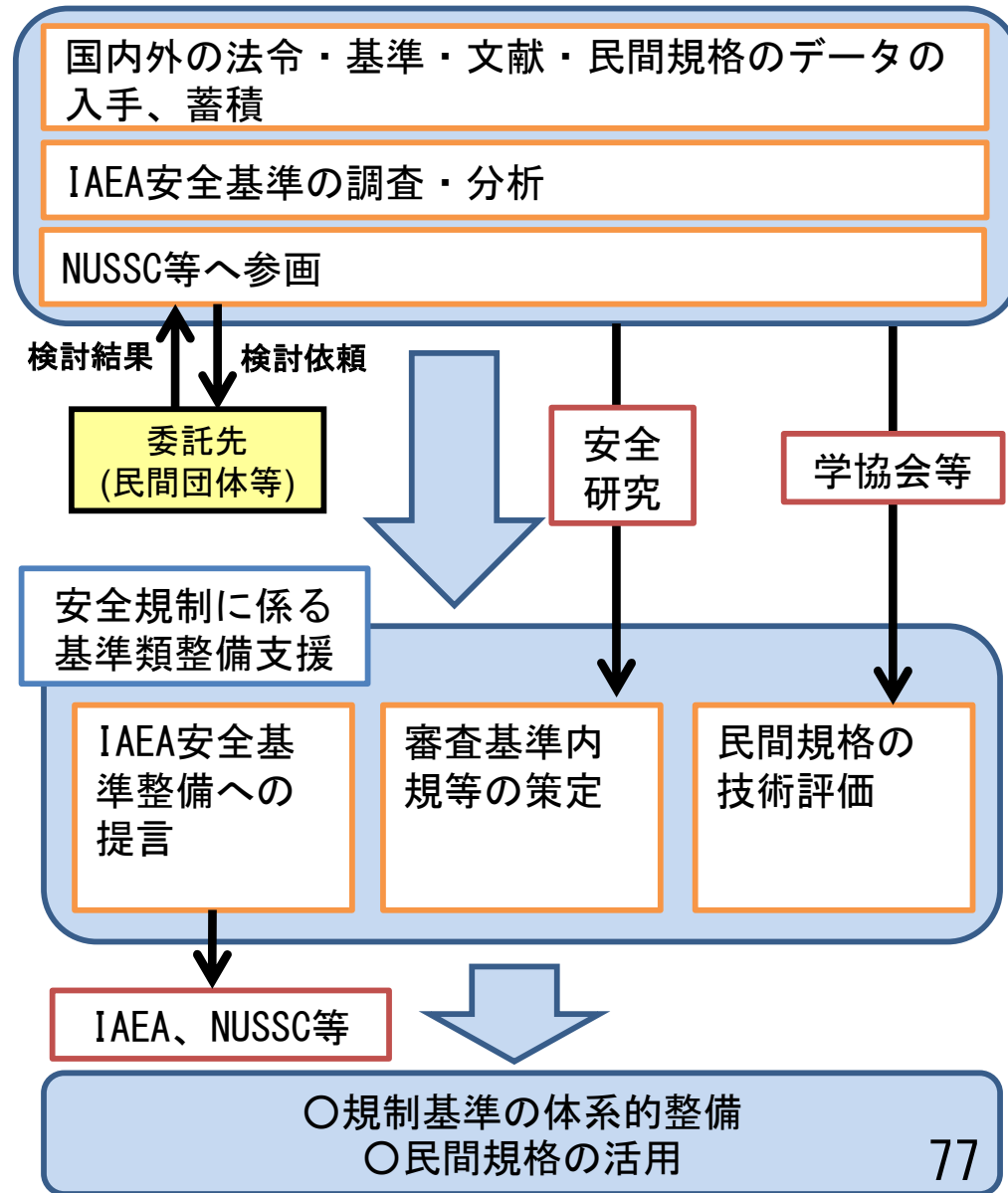
○発電用原子炉施設に係る規制基準の体系的整備を進めるため、国内外の法令・基準・文献・民間規格の動向を総合的に調査・分析し、規制基準への反映、取込みのための評価を行います。

○国際原子力機関（IAEA）が策定する安全基準（IAEA安全基準）を調査・分析するとともに、IAEAの原子力安全基準委員会（NUSSC）等において行われる基準の策定、定期的な見直し及び改訂作業に参画し、改訂された基準を国内規制基準へ反映することにより、国内規制の高度化を図るとともに、IAEA安全基準の整備に貢献します。

○国際動向の調査、専門家からなる検討会の設置・開催、審議案件へのコメント作成・取りまとめ、結果報告書の作成を委託し、NUSSC等での議論に活用します。



<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>



廃止措置等に関する規制運用技術研究事業

1. 0億円（新規）

課室：核燃料廃棄物研究部門

<事業の背景・内容>

近年、原子力発電所の運転終了が増えていますが、それらの施設のリスクに応じた廃止措置規制、廃止措置により発生した新規クリアランス物に対する確認手法及び廃棄体等の安全性確認手法は十分に整備されていません。本事業では廃止措置に関連した技術的な調査・研究を行い、規制基準の適合性判断に必要な測定手法等を整備するための研究を行います。

○廃止措置に関する調査・研究

新検査制度の導入に伴い、原子力施設のリスクに応じた規制が求められています。本事業では、廃止措置リスク評価に係る科学的・技術的知見を整理するとともに、廃止措置に関する諸課題について調査・検討を行います。

○新規クリアランス対象物に対する測定手法等の整備

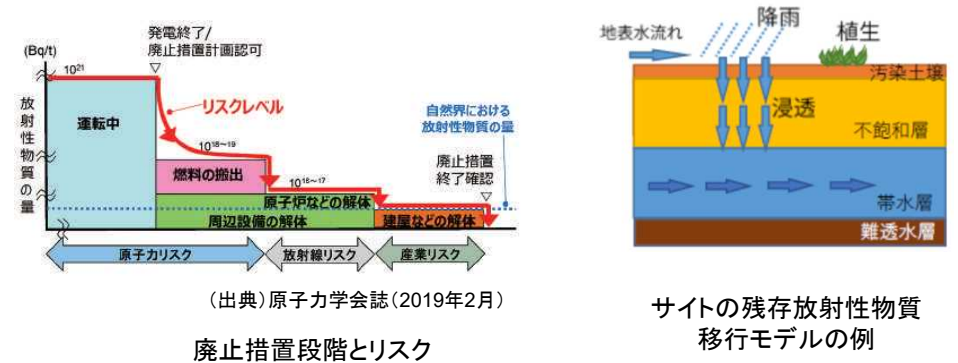
施設の解体作業に伴い発生する廃棄物のうち、放射能濃度が極めて低いものを規制から解放し、放射性物質でないものとして再利用するクリアランス制度があります。本事業では、これまで対象外だったケーブル等の複合材料にもクリアランスを適用できるように、放射能濃度を定量化して評価するための方法の検討や放射線測定試験等を行います。

○廃棄体等の安全性確認に関する研究

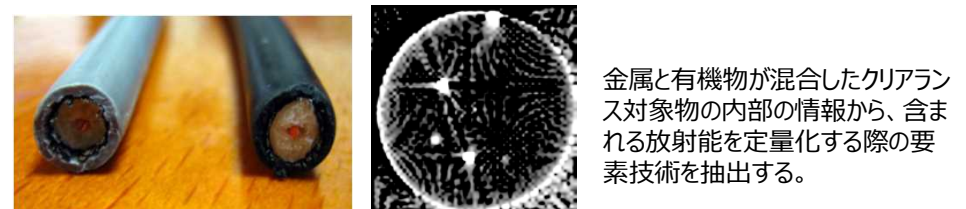
廃止措置等により発生する新たな廃棄体等について、事業許可申請及び後続規制における安全性確認に必要な科学的・技術的知見を整理します。

<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>

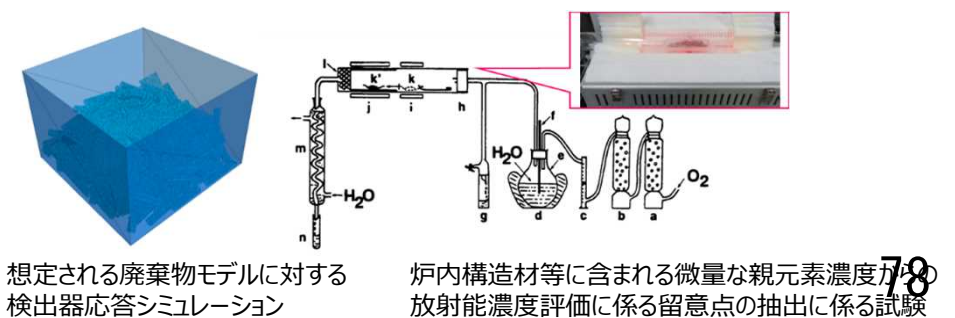
○廃止措置に関する調査・研究



○新規クリアランス対象物に対する測定手法等の整備



○廃棄体等の安全性確認に関する研究



保障措置の実施に必要な経費

33.9億円(34.4億円)

担当課室：放射線防護企画課 保障措置室

<事業の背景・内容>

【背景】

○我が国は、日・IAEA保障措置協定及び追加議定書に基づき、国際原子力機関(IAEA)の保障措置を受入れ、国内にある核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことについて、IAEAの確認を得ることが義務づけられています。この国際約束を実施するため、原子炉等規制法に基づく原子力施設への査察等の保障措置を実施しています。

○IAEAは、全ての対象国について行った保障措置活動の実施結果から、毎年、保障措置結論を導出しております。

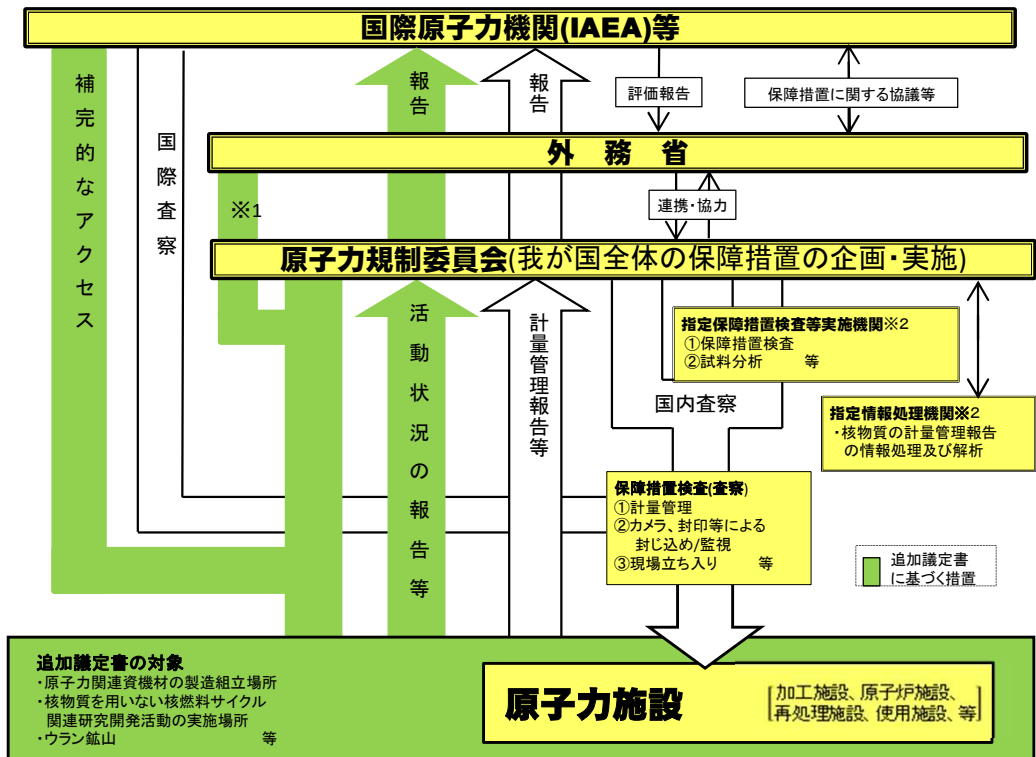
我が国は、「国内の全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との結論をこれまで継続して受けており、引き続き、同様の結果が得られることを目指します。

【内容】

○事業者から計量報告を徴収し、IAEAへ申告を行うとともに、IAEAと共に施設等への査察を実施しています。

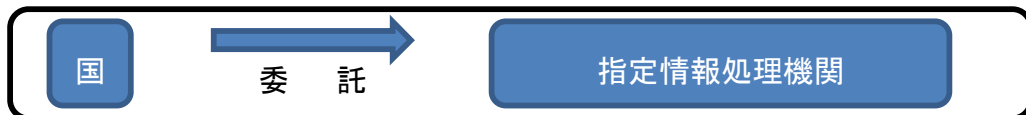
<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>

【保障措置の実施体制について】



※1:通常査察中に発生した補完的なアクセス等を除く。
 ※2:「指定保障措置検査等実施機関」、「指定情報処理機関」として、原子炉等規制法に基づき(公財)核物質管理センターを指定。

<条件(対象者、対象行為、補助率等)>



保障措置環境分析調査事業

4. 5億円（5. 7億円）

担当課室：放射線防護企画課 保障措置室

<事業の背景・内容>

【背景】

- 国際原子力機関(IAEA)は、保障措置の強化・効率化のため、未申告の核物質及び原子力活動がないことの確認等を目的とした「環境試料分析」を保障措置手法として取り入れております。
- 査察等の際に採取された環境試料は、IAEAや世界各地のIAEAネットワークラボ※に持ち込まれ、平和利用以外の核物質の取扱い等がないか、痕跡の分析が行われております。

【内容】

- IAEAネットワークラボとして、IAEAが我が国を含む世界各地での査察等の際に採取した環境試料の分析への協力を行うなど、引き続きIAEAの保障措置活動への貢献を通じて、我が国としての核燃料物質の分析技術の維持・高度化を図ってまいります。
- なお、その分析技術の高度化により、万が一、IAEAに、我が国への査察等において疑義をかけられた際にも、迅速な反証手段の確保の備えとなります。

※IAEAネットワークラボ

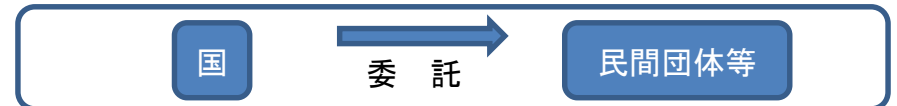
IAEAが実施する環境試料分析の代行機関として認定を受けた分析所。世界各地のラボとネットワークを組むことにより、IAEAは多量の試料を分析することが可能となります。

<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>

【ネットワークラボ（国際貢献）、反証能力の確保】



<条件（対象者、対象行為、補助率等）>



大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究事業

0.9億円（0.7億円）

担当課室：放射線防護企画課 保障措置室

<事業の背景・内容>

【背景】

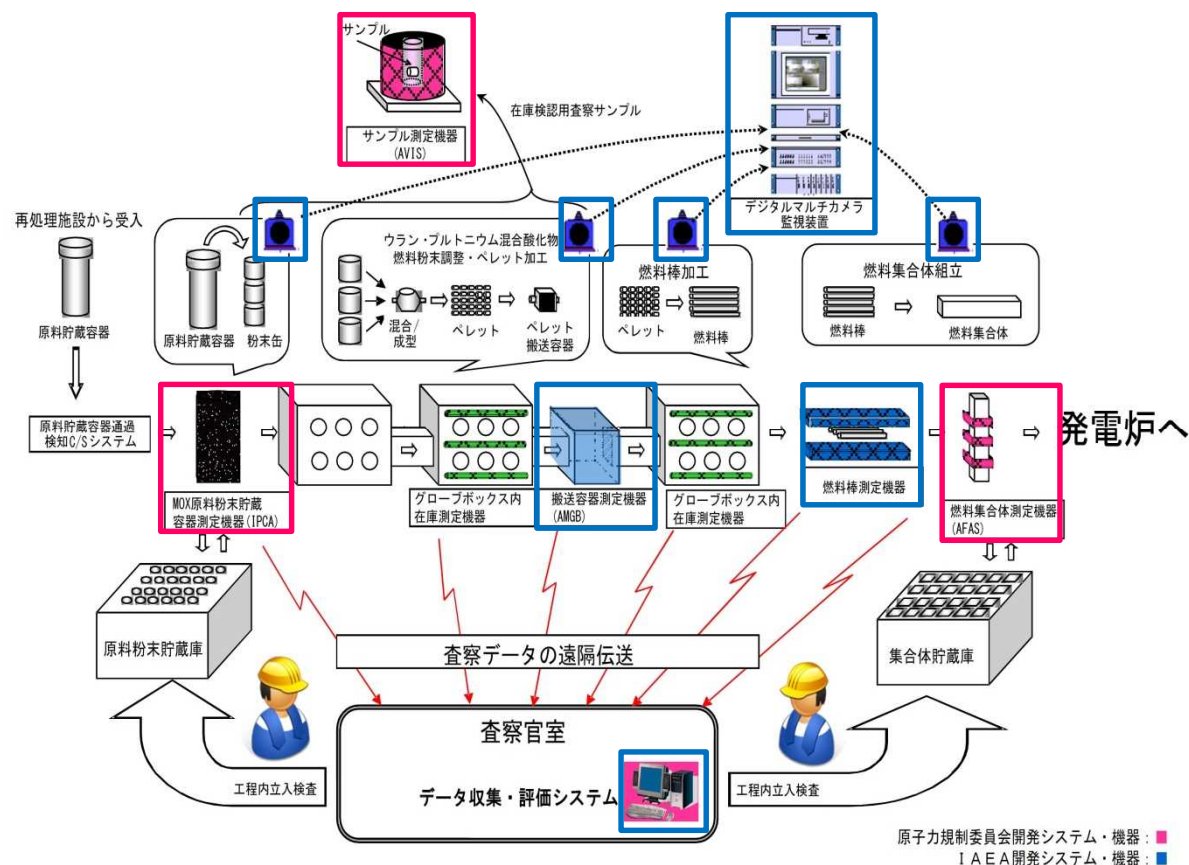
○日本原燃株式会社が現在建設中の大型MOX燃料加工施設については、日・IAEA保障措置協定に基づく保障措置を実施するため、当該施設の核物質が核兵器等に転用されていないことを確認するための保障措置機器及び評価システムを、建設工事の進捗状況に合わせて順次導入することが必要です。

【内容】

○大型MOX燃料加工施設では、大量のバルク（粉体及びペレット）核燃料物質が取り扱われるため、本施設に特化した核燃料物質の在庫量や移動量を自動及び非破壊で測定・評価する装置・システムを開発・導入します。

○建設工事の進捗状況に合わせて、これまでに開発した機器等が所期の能力に達することができるように、適切な据付・調整に入ります。

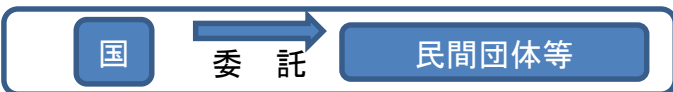
<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>



○令和3年度における実施予定内容

- ・搬送容器測定機器 (AMGB) の架台の詳細設計、IPCA、AFAS及びAVISの架台の耐震評価計算並びにケーブル敷設ルート調整
- ・MOX原料粉末貯蔵容器測定機器 (IPCA)、燃料集合体測定機器 (AFAS) 及びバルク工程内MOX粉末・ペレットサンプル測定機器 (AVIS) の性能確認試験

<条件（対象者、対象行為、補助率）>



原子力発電施設等核物質防護対策事業

1. 0億円（1. 1億円）

課室：核セキュリティ部門

<事業の背景・内容>

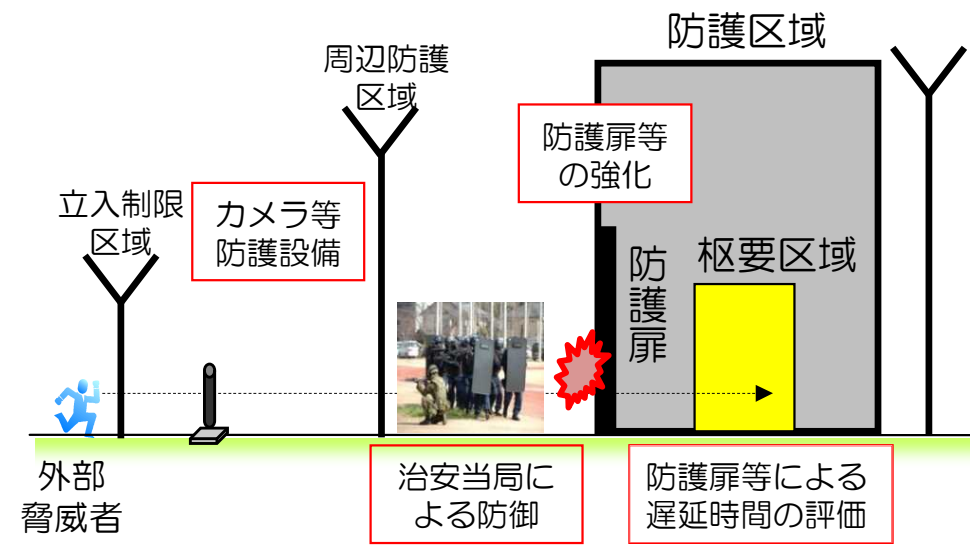
- 原子力発電所等における防護措置（核燃料物質の盗取、核燃料物質や原子力施設を妨害破壊行為を防止するための措置）が国際的に遜色のない水準で実施されるよう、原子炉等規制法に基づき、核物質防護規定の審査及び核物質防護に係る原子力規制検査を実施します。
- また、国内外の動向等を踏まえて適切な規制を講じ、事業者における防護措置の有効性を適切に確認することができるように、関連する技術動向等を把握する必要があります。

<事業のスキーム>

- 新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ収集（令和元年度～）
 - ・核物質防護訓練の高度化に係る調査分析
 - ・核燃料物質収納容器等の耐衝撃性能等の解析
 - ・防護設備の性能評価試験
 - ・技術動向等の調査分析上記の結果等を踏まえ、審査基準の整備等を行います。
- ・治安機関職員向けの核物質防護のための研修会の開催
- 規制動向調査（令和元年度～）
国内外の核物質防護に係る規制動向を調査します。



<具体的な成果イメージ> 防護措置の充実・強化



審査基準等

- ・防護措置の実効性を高めるための技術的な基準
- ・新たな脅威への対応方策 等

防護訓練
高度化

耐衝撃性能
解析

防護設備
性能評価

技術動向
調査

規制動向調査

環境放射能水準調査等事業

17.5億円（18.8億円）

※令和2年度補正予算 6.7億円

担当課室：監視情報課 放射線環境対策室

事業の背景・内容

47都道府県で環境中の放射線及び放射性物質の量を調査することにより、平常時の環境放射線量を把握します。万が一異常値を検出した場合は、原子力関係施設からの影響によるものか否かを確認し、測定結果の正確な評価を行う必要があります。

そのため、①47都道府県における環境放射能調査、②47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び③分析結果の収集を実施することにより、全国における原子力関係施設からの影響の有無を把握するとともに、地方公共団体の分析結果の信頼性を確保します。

①放射能測定：47都道府県で調査を実施

- ・環境試料の採取を実施
- ・空間放射線量率測定、全β放射能測定、核種分析調査等を実施

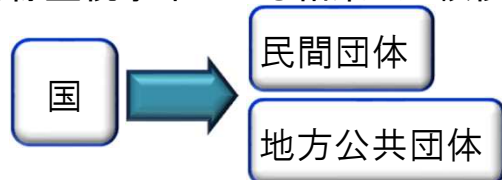
②放射能分析：専門機関等において高度な分析等を実施

- ・放射能測定で採取した試料について、ストロンチウム90、プルトニウムの分析等を実施
- ・空間放射線量率測定、クリプトン85等の放射性希ガスの分析等を実施
- ・各自治体の測定結果についての精度管理

③放射線監視結果収集調査：外部機関において調査結果を収集し、データベースにより管理

- ・収集した結果を放射線監視事業による結果と比較検討

事業のスキーム



成果の具体的なイメージ

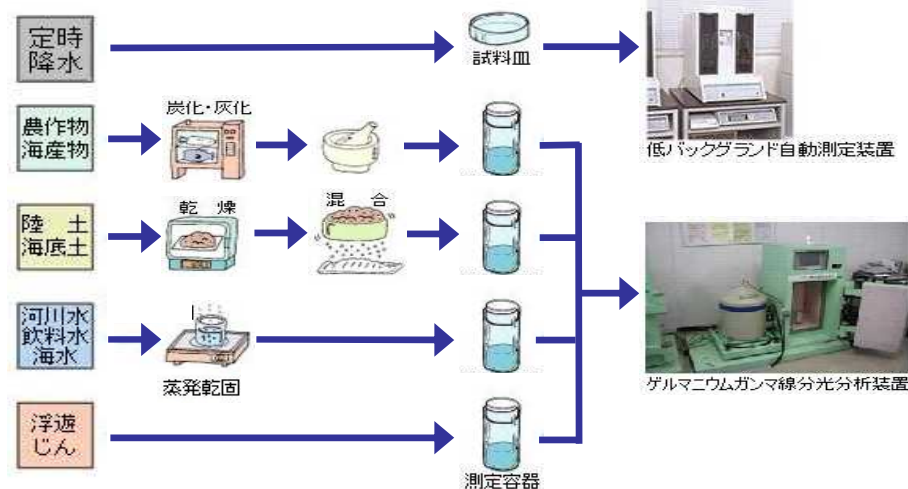
○ 環境試料の採取



河川水・土壌等の試料採取

浮遊じんの測定

○ 試料の分析



○ 空間放射線量率測定：モニタリングポストにより測定



海洋環境放射能総合評価事業

8.6億円(8.6億円)

担当課室：監視情報課 放射線環境対策室

事業の背景・内容

○原子力施設沖合に位置する主要漁場等における海産生物、海底土及び海水に含まれる放射性物質の調査を実施します。

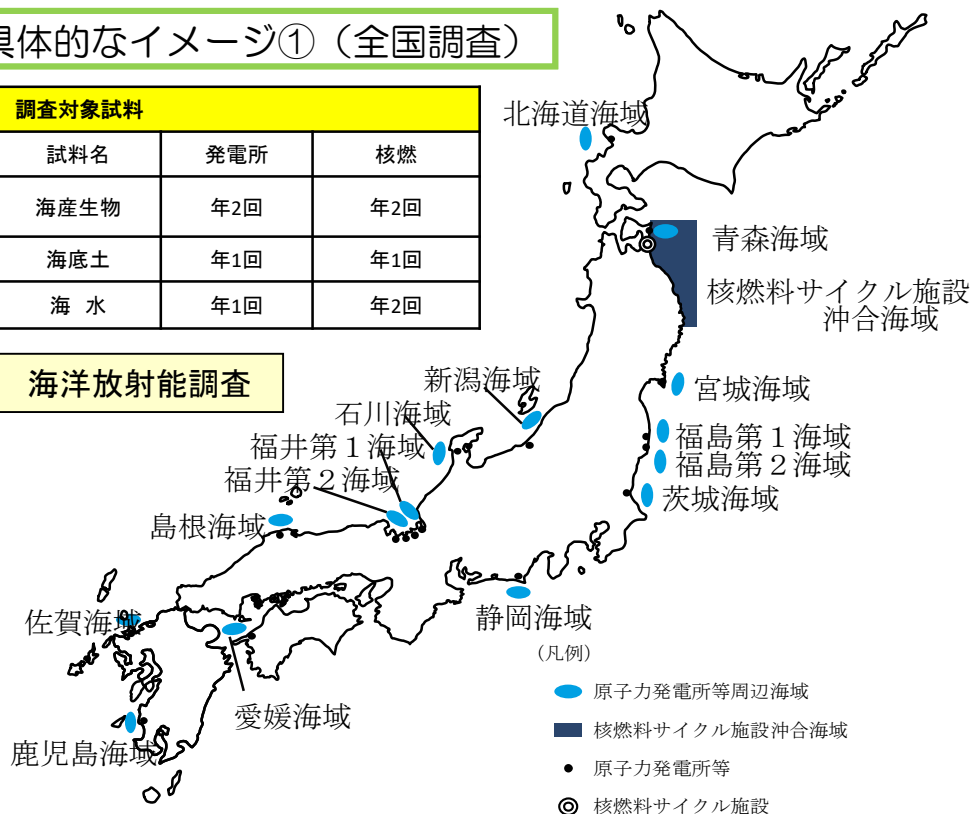
事業のスキーム



具体的なイメージ①(全国調査)

調査対象試料		
試料名	発電所	核燃
海産生物	年2回	年2回
海底土	年1回	年1回
海水	年1回	年2回

海洋放射能調査



具体的なイメージ②(東電福島第一原発事故対応)

○東電福島第一原発事故により放出された放射性物質による影響を把握するため、福島県沖を中心に重点的にモニタリングを実施します。

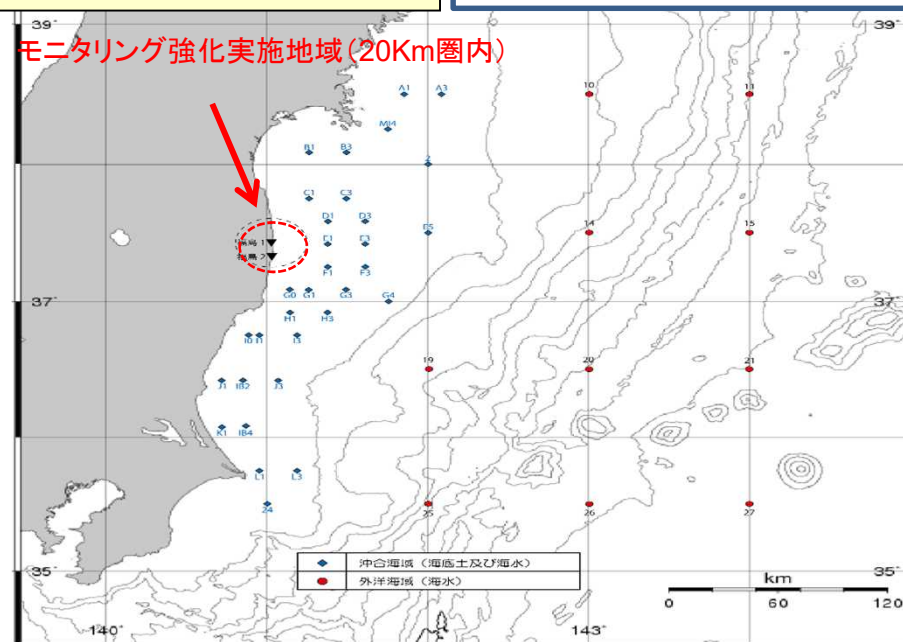
調査対象試料

試料名	近傍・沿岸海域	沖合海域	外洋海域
海底土	—	年4回	—
海水	年12回	年4回	年2回

広域調査

・宮城県・福島県・茨城県沖における海域モニタリング

【モニタリング強化実施内容】
・調査ポイントの増加 等



避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業

1. 0億円（1.2億円）

担当課室：監視情報課

<事業の背景・内容>

- 平成23年12月に、原子力災害対策本部は、放射線量等の計測結果に基づき市町村の要望や意向を十分に踏まえた上で、避難指示区域等の見直しを行うこととしました。
- その後、平成25年8月までに全ての避難指示区域の見直しを終え、避難指示解除準備区域から順次避難指示区域の解除を行っており、平成29年3月には飯館村、川俣町、浪江町、同年4月には富岡町、平成31年4月には大熊町における避難指示解除準備区域及び居住制限区域の解除、令和2年3月には双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域の一部解除が行われました。
- また、平成25年11月には原子力規制委員会において「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方」が示されました。この考え方には、住民の被ばく線量の低減に資する対策として、走行サーベイ等の地上モニタリング等による生活圏の精密な線量マップの作成が位置づけられ、住民の行動パターンに応じた環境モニタリングの実施を考慮すべきとしております。
- 平成28年2月の原子力規制委員会においては、環境放射線モニタリングの見直しとして、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを総合モニタリング計画に新たに位置付けて実施していくこととしています。
- これらを踏まえ、今後の避難者の帰還に向けて、科学的根拠に基づいた放射線モニタリングの実施及び線量マップの作成を行い、これらの地域における安全性を確認し、住民の安全を確保します。

<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>



具体的な作業イメージ

- ①市町村等の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活圏内におけるモニタリングを実施する。
- ②①で得られた結果や関係省庁が実施する環境放射線モニタリング結果を活用した放射線量マップを作成し、住民に提供する。
- ③地方自治体の要望により実施された詳細モニタリングの測定結果をマップ化し、公表する。（測定については東京電力協力のもと実施）

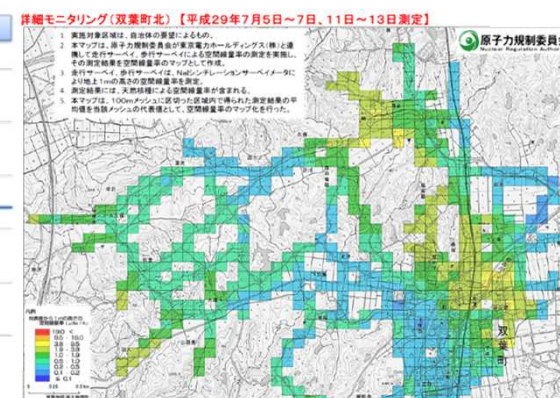
- ・自動車を活用したモニタリング
- ・測定員による歩行モニタリング
- ・住民の行動パターンを踏まえたモニタリング
- ・帰還困難区域等を対象にした詳細モニタリング

モニタリング結果を地図上に表示

放射線量等の分布を示すことによる住民の安全確保



1日の生活行動パターンの中での空間線量率の変化図イメージ



詳細モニタリングの例

原子力発電施設等従事者追跡健康調査等事業

1. 1億円（1.4億円）

担当課室：放射線防護企画課

<事業の背景>

- 低線量域（100mSv以下）の放射線被ばくによる発がん等の健康影響は十分に解明されていません。国際放射線防護委員会（ICRP）では、原爆被爆者の疫学調査等から得られた高線量域の健康影響を外挿する線形しきい値なし（LNT）モデルを採用しています（右下図参照）。
- 海外における本調査と同様の疫学調査では、平成27年にLNTモデルを支持する結果が発表されましたが、喫煙等の生活習慣の影響（交絡因子）は十分考慮されていません。
- 放射線リスクは交絡因子に依存するため、日本人を対象とした健康影響把握は必要であり、得られた情報は一般国民の放射線被ばくに対する正しい理解にも貢献します。

<これまでの主な結果>

- 平成2年度からの30年間（第6期まで）、20万人を対象に実施してきた本調査では、被ばく線量が増えると肺がん等の死亡率が高くなりましたが、これには生活習慣等の交絡因子が寄与していることが示唆されました。
- 低線量域での放射線リスクを正確に見積もるためには、交絡因子の影響を排除することが必要です。

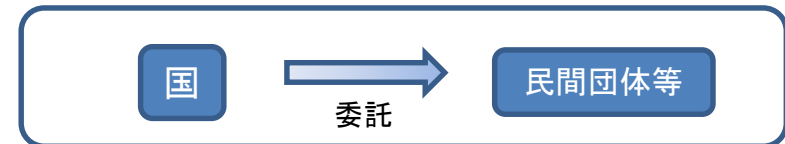
<主な事業>

- 従来から集約していた生死情報だけでなく、喫煙等の生活習慣や社会経済状態等の交絡因子情報、及びがん罹患情報を集約し、被ばく線量との関係を統計的に解析します。

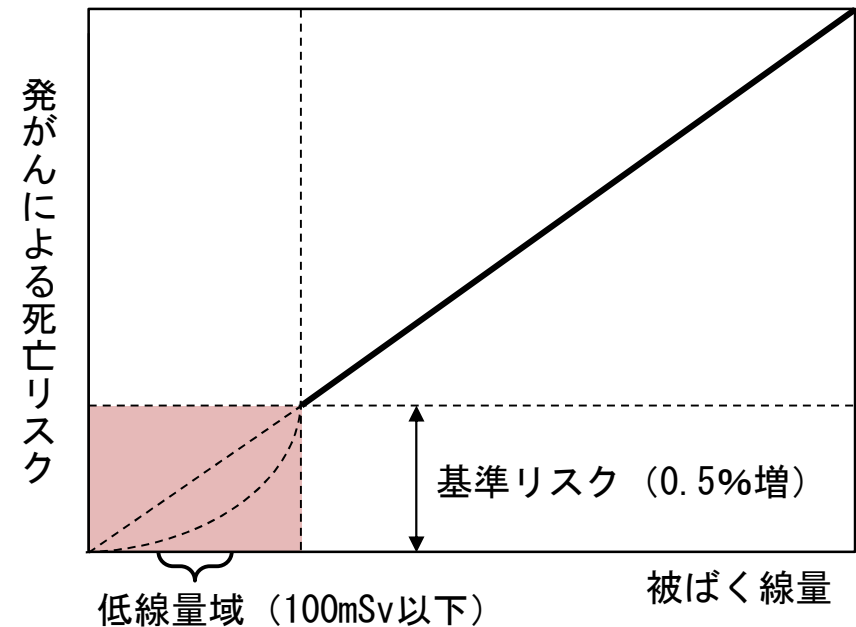
<事業計画>

- 第7期調査（令和2年～6年度）では、被ばく線量群毎に生活環境等をそろえた、生活習慣に左右されない調査集団の放射線リスクを解析します。

【事業のスキーム】



【低線量域の放射線被ばくとがん死亡リスクの関係】



※ 低線量域における発がんによる死亡リスクは、「交絡因子」のために、被ばく線量との関係が正確にわかっていません。

放射性同位元素使用施設等の安全規制

1. 2億円（1. 4億円）

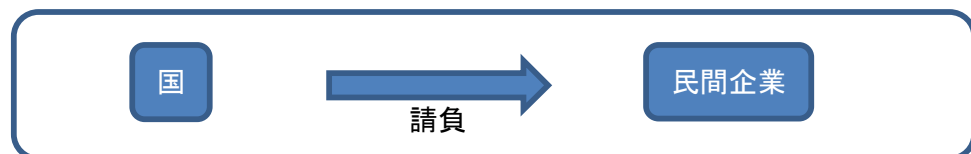
課室：放射線規制部門

<事業の背景・内容>

本事業は、放射性同位元素等規制法に基づき厳格かつ適切に規制を実施するなどし、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素（危険性の高い放射性同位元素）の防護を図り、もって、公共の安全を確保することを目的としています。

具体的には、本事業により以下に取り組めます。

- ①放射線障害防止の観点から立入検査を行うとともに、改正法の昨年9月施行に伴う新たな規制要求（防護措置）についても立入検査を行い実施状況を確認
- ②許可届出使用者に関する情報の適切な管理、審査・検査及び線源登録に用いるシステムの保守運用、改修等



<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>

年度計画に基づく立入検査の実施

許可届出使用者



病院



大学・研究所

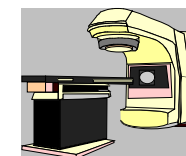


装備機器使用事業所

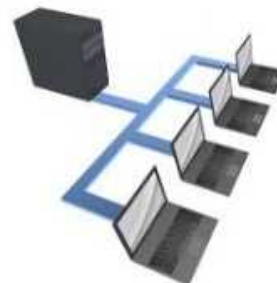
ガンマナイフ
(放射性同位元素装備機器の例)



リニアック
(放射線発生装置の例)



システムの継続的な保守運用・改修等



(※) 線源登録システムは、特定放射性同位元素である密封線源の所持者、所在、数量等の情報を把握するためのもの

放射能調査研究に必要な経費

12.8 億円（令和元年度補正2億円、令和2年度当初12.8億円） ※令和2年度補正予算 1.9 億円

担当課室：監視情報課 放射線環境対策室

事業の背景・内容

○自然界に存在する放射性物質や、核実験、原子力施設等から放出された人工放射性物質の影響に関する調査研究を行うことによって、国民の安全・安心の確保に資することを目的としています。

- 原子力規制委員会においては、米国の原子力艦寄港に伴う環境中の放射線量の測定(モニタリング)を行うことにより、国民の安全を確保し安心感を醸成します。
- 他省庁においては、輸入食品、農作物、海産生物等に含まれる放射能調査等を実施します。

環境放射能調査の目的

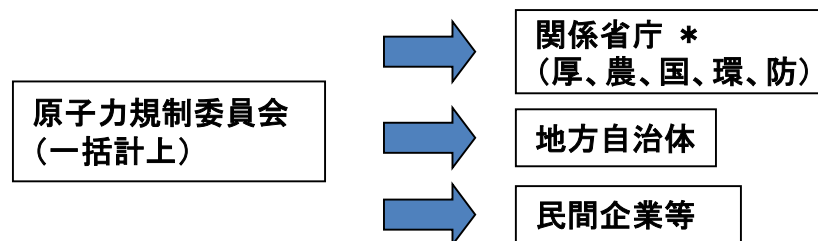
- ◎自然放射線及び人間活動により付加される放射線量の把握
- ◎我が国への放射線影響の把握及び国民の線量の推定・評価



放射能調査の実施

- ◎原子力艦寄港に伴う放射線量の測定
- ◎諸外国の原子力関係事象による放射性降下物に関する調査研究
- ◎日本近海における海洋放射能質量に関する調査研究 等

事業のスキーム、具体的な成果イメージ



* 我が国の放射能調査体制

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ◎ 原子力規制委員会 | 原子力艦寄港地の放射線量の調査 等 |
| ◎ 厚生労働省 | 輸入食品中の放射性能の調査、研究 等 |
| ◎ 農林水産省 | 作物中の放射性核種分析 等 |
| ○ 農林水産省 (本省) | |
| ○ 水産庁 | 海産生物等中の放射能調査 等 |
| ◎ 国土交通省 | 人工放射性核種の降下量測定 等 |
| ○ 気象庁 | |
| ○ 海上保安庁 | 日本近海における海洋放射能調査 等 |
| ◎ 環境省 | 離島等の環境放射線量の監視測定 |
| ◎ 防衛省 | 高空の放射性塵調査研究
高空の放射性希ガス調査研究 等 |

放射線モニタリング等人材育成事業

2. 3億円（2. 4億円）

担当課室：監視情報課

<事業の背景・内容>

○事業の背景と必要性

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故等の教訓を踏まえ、原子力発電施設等の緊急事態が社会に与える影響の大きさに鑑み、周辺地域住民の安全・安心確保のため地方公共団体においてより正確及び迅速なモニタリングが実施できる体制を構築するため人材育成を図ります。

○事業の内容・実施項目

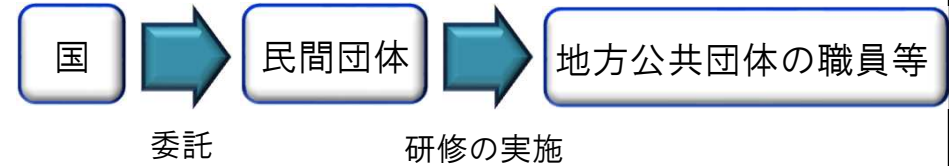
【環境放射能分析研修】（0.7億円）

・環境放射線モニタリングを行っている各都道府県の実務担当者を対象に環境放射能分析に関する研修を実施し、分析測定に関する十分な知識と経験を養成訓練して分析担当者の技術的能力の維持向上を図るとともに、分析結果の正確性・信頼性の確保を図ります。

【緊急時モニタリング要員育成】（1.6億円）

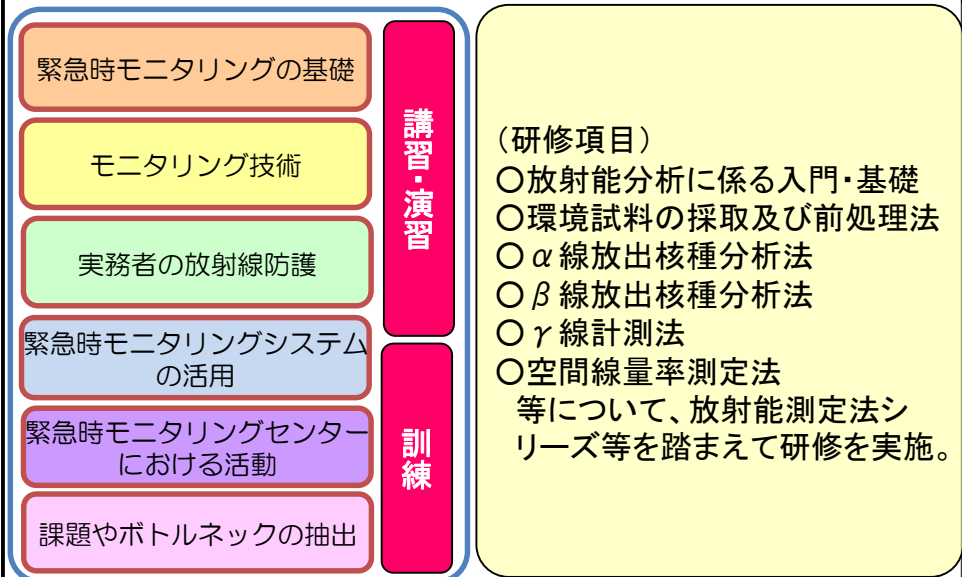
・緊急時モニタリングセンター（EMC）での活動及び野外における緊急時モニタリングに従事する地方公共団体の職員を対象に、「原子力災害対策指針」等を踏まえ、緊急時モニタリングを適切に実施するために必要な知識と技術について、講義及び演習を実施するとともに、EMCの機材等を使用した机上訓練等を実施することによりEMCの役割、体制及び活動に関する知識等を習得するとともに、EMCの課題やボトルネックの抽出を行い、EMC活動の実効性の確保を図ります。

<事業のスキーム>



<具体的な成果イメージ>

緊急時モニタリング要員育成 環境放射能分析研修



地方公共団体におけるモニタリング実施体制を構築するための人材育成を強化

環境放射線モニタリング技術調査等事業

令和3年度概算要求額 0.4億円（0.4億円）

担当課室：監視情報課

<事業の背景>

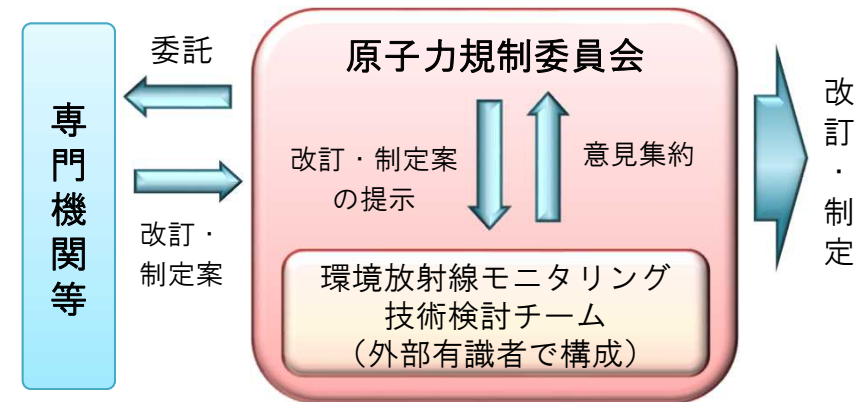
原子力災害対策指針に基づく緊急時の防護措置の実施の判断においては、環境中に放出された放射性物質の状況等の正確かつ迅速な把握が重要であり、同指針では、国、地方公共団体等が連携して緊急時モニタリングを実施することとしています。その実効性を確保するためには、国内外における最新の科学的・技術的知見等に基づき、放射線モニタリングに係る技術や体制を絶えず見直していく必要があります。

また、我が国では昭和49年以降、放射能の標準的な分析・測定法として34種の「放射能測定法シリーズ」を策定してきましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、測定結果の信頼性を担保する拠り所としてその重要性が高まっています。さらに、長期に改訂されていないものも多く、原子力規制委員会の外部有識者会合「環境放射線モニタリング技術検討チーム」において、優先順位をつけて全ての分析・測定法を改訂する方針等が示されました。

<事業の内容>

- 国際原子力機関、諸外国等における原子力災害発生時の緊急時モニタリングの体制等に関する検討状況を調査します。
- 検討チームで示された方針を踏まえ、放射能測定法シリーズの改訂又は新規整備に必要な技術的調査・検証を行うとともに、改訂案又は制定案を作成します。

<事業のスキーム・具体的な成果イメージ>



改訂・制定したマニュアルは原子力規制委員会が運用するホームページで公開します。



注)平成30年度の改訂例

原子力災害対策実効性向上等調査研究事業

0.2億円（0.4億円）

担当課室：放射線防護企画課

<事業の背景・内容>

○東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて定められた原子力災害対策について、国内外における最新の科学的技術的知見等に基づき、更なる実効性の向上及び高度化に取り組む必要があります。

（1）緊急時対応に関する国際基準等の動向実態調査

○東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて順次改訂が進められている国際原子力機関（IAEA）等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する諸外国の動向等を調査します。

（2）防護措置の実効性向上に関する調査研究

○オフサイトにおける緊急時対応の判断プロセス策定の一助として、これまでに整備した屋内退避による被ばく低減効果に関する技術的知見に加え、避難やその他の防護措置の組み合わせによる効果を検討・評価します。

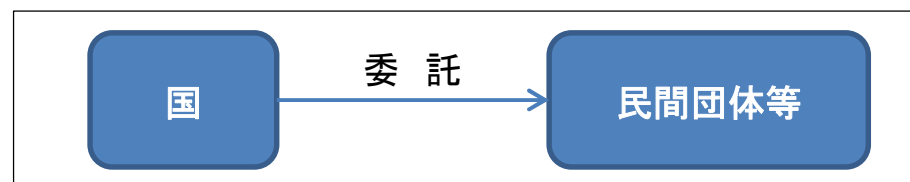
<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>

○最新の国際的動向や科学的技術的知見等を調査し、その効果や実効性等を検証するための研究を行うことを通じて、原子力災害対策の更なる充実・強化に向けて不断に取り組めます。

原子力災害対策の実効性向上



○事業のスキーム



令和 3 年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA 管理番号
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
(3) 職員の確保と育成	1. (3)
(4) その他	1. (4)
2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
(5) その他	2. (5)
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	
(1) 核セキュリティ対策の推進	3. (1)
(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	3. (3)
(4) その他	3. (4)
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	
(1) 廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
(2) 事故の分析	4. (2)
(3) 放射線モニタリングの実施	4. (3)
(4) その他	4. (4)
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	
(1) 放射線防護対策の推進	5. (1)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
(5) 放射線モニタリングの実施	5. (5)
(6) その他	5. (6)

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、1. ～ 5. とする。

平成 25 年 4 月 2 日 策定
平成 26 年 3 月 14 日 改正
平成 27 年 3 月 31 日 改正
平成 28 年 3 月 29 日 改正
平成 29 年 3 月 28 日 改正
平成 30 年 3 月 28 日 改正
平成 31 年 3 月 29 日 改正
令和 2 年 3 月 27 日 改正
令和 3 年 3 月 26 日 改正
令和 4 年 3 月 25 日 改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

目次

第1部 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 体制整備	3
第2部 事業の点検等	5
1 レビューシート（行政事業点検票）の作成.....	5
2 外部有識者による点検	7
3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施	11
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映	14
5 点検結果の公表等.....	15
6 新規事業及び新規要求事業の取扱い	15
第3部 基金の点検等	17
1 基金シート（基金点検票）について	17
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について	20
3 出資状況表の作成・公表等.....	20
第4部 行政改革推進会議による検証等	22
1 行政改革推進会議による検証	22
2 秋の年次公開検証の実施	22
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等	22
4 チーム責任者会合の開催	22
第5部 その他重要事項	23
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価.....	23
2 その他重要事項	23

第1部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省庁自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

（1）行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省庁は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等
同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長（会計課長及び政策評価担当課長の置かれていない省庁にあつては同等クラス）

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省庁で適切に選任、参画させる。

なお、各府省庁の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とする事ができる。その場合でも、官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）

の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象と

なる事業の選定及び点検結果の聴取

エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 当該府省庁全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導

ク 優良事業改善事例の選定等

ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導

- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
- ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備

サ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表

シ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

（２）行動計画の策定

① 各府省庁は、毎年度、原則４月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。

② 行動計画には、当該府省庁におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である（１）②ア～シについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

（３）政策評価との連携・事務負担の軽減

政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成

（1）事業単位の整理

各府省庁は、別紙で対象外としている事業を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

（2）レビューシートの作成主体

① レビューシートは、各府省庁の全事業を対象に予算の計上府省庁において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従って作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従ってセグメントシートを作成する。

② 移替経費については、原則として、予算の計上府省庁が、支出した府省庁の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

③ 当年度予算において予算の計上府省庁を変更した、又は翌年度予算概算要求において予算の計上府省庁を変更する予定の事業については、変更前の府省庁及び変更後の府省庁それぞれにおいて、レビューシートの作成を行うこととする。

（3）レビューシートの作成

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努めるとともに、以下の点に特に留意するものとする。

① 「事業概要」欄には、事業目的を達成する手段として、誰（何）を対象に、どのような手段・手法で事業を行うのかについて記載する。また、補助金の類については、補助率等を記載するとともに、補助メニュー等の概要についても記載することとする。

② 活動目標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示すこととする。

- ③ 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。
- ア 活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。
 - イ 成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施から成果の発現に至る過程を段階的に設定するなど、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。
 - ウ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。また、その根拠となる統計・データを示すこと。
 - エ 現年度から起算して、事業の目標最終年度が10年以上先である事業については、「中間目標」欄に向こう3年以内の目標を記載すること。設定が困難な場合は、その理由を記載すること。
- ④ 事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、以下によることとする。
- ア 定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。
 - イ 事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標（例：事業の効率性、コスト削減額など）をレビューシート上に設定すること。
- ⑤ 地球温暖化対策など政府内で横断的な指標を設定すべき分野に属する事業については、横断的指標を設定することとする。また、横断的指標に係る数値の計算等に当たっては、計算方法等の共通化に努めるものとする。
- ⑥ 政策評価及び経済・財政一体改革との連携については、以下のとおり記載することとする。
- ア レビューと政策評価の連携を確保するため、当該事業に関連する政策評価書のURL及び該当箇所を記載する。
 - イ レビューと経済・財政一体改革の連携を確保するため、「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）のURL及び該当箇所を記載する。
- ⑦ 「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、その所管府省庁名、事業番号、事業名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に対する説明責任を果たしていくものとする。
- ⑧ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・用途については、

十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。

ア 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途が分かるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、補助事業者のみならず間接補助事業者まで記載すること。

イ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。

ウ レビューシートを活用する際の利便性向上を図る観点から、支出先の法人番号を記載すること。

⑨ 各府省庁は、レビューにおけるエビデンスに基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

⑩ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

（4）事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。その際、以下の点に特に留意するものとする。

- ・事業にどのような課題（会計検査院、総務省行政評価局や財務省予算執行調査による問題点の指摘等を含む。）があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・レビューシートには、事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが、「評価に関する説明」欄において、当該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。
- ・事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

2 外部有識者による点検

（1）外部有識者の選任

- ① 各府省庁は、外部有識者を複数名選任し、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、必要性・有効性・効率性の観点から、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

- ② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。
 - ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者
 - イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者
 - ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者
 - エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者
- ③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。
- ④ 各府省庁が選任する外部有識者が②及び③に照らして不相当であると認められる場合は、事務局は、各府省庁に対し、意見を述べることができる。
- ⑤ 各府省庁は、選任した外部有識者のリストを各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

- ① 各府省庁は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。
- ② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは(1)①に掲げる外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。
 - ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整
 - イ 当該府省庁におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出
 - ウ 当該府省庁におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

- ③ 各府省庁は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催など一体的な運用に努めるものとする。

(3) 対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。
- ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）
- イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る）
- ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部の1）の対象となったもの
- エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの
- なお、アに該当する事業のうち、前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものは翌年に点検を外部有識者に求めるものとする。

- ② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・ 前年度の補正予算に計上された事業
- ・ 1（3）⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
- ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

- ③ 外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることがで

きる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

（4）所見欄への記入

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシート の所定の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

（5）外部有識者への情報提供等

各府省庁は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

（6）外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省庁は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

- ② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に記載する。

（7）外部有識者による講評

各府省庁は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、各府省庁におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けなければならない。直接講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

（1）対象事業の選定

- ① チームは、2（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額

が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。

- ④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができる。

（2）外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省庁が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省庁は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- ② 各府省庁においては、2（1）で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

（3）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省庁は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から

資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省庁を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票することとする。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

なお、選択肢について、外部有識者によって受け止め方が異なることのないよう、チームは、外部有識者会合の場などを活用し、外部有識者間で事前に認識を共有するものとする。

 - ・ 廃止：「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合
 - ・ 事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合
 - ・ 事業内容の一部改善：より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合

・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

⑥ 取りまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及び取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及び取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、時間を延長して外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、⑤の選択肢の中から評価結果を確定させた上で、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧ チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシート of 所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及び取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省庁の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省庁は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省庁においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシート of 所定の欄に記入するものとする。この場合、3（4）⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

5 点検結果の公表等

(1) レビューシートの公表

各府省庁は、事業の目的、事業概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・用途、支出先上位10者リスト、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

各府省庁は、レビューにおけるEBPMの議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

- ① 事業所管部局は、前年度事業のほか、
 - ・現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
 - ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）についても、レビューシートを作成する。

当該レビューシートには、事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動目標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入する。

- ② 各府省庁は
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、公表を行う。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式に従って事業単位を整理するものとする。

- ③ 各府省庁は、レビューにおけるEBPMの議論に資するため、新規事業及び新規要求

事業についても、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

- ① チームは、新規事業及び新規要求事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。
- ② 各府省庁は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映することとする。
- ③ 各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、それぞれ公表するものとする。

第3部 基金の点検等

各府省庁は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省庁は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シート（基金点検票）について

(1) 基金シート等の作成、公表

各府省庁は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

(2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2(1)～(4)により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの。

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

- ア 前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。)
- イ 基金を用いて行う事業(以下「基金事業」という。)の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。)
- ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 基金シートの担当府省庁

基金シートの作成・公表の担当府省庁は、次のとおりとする。

- ① 基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省庁が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省庁において、同一の基金事業に係る資金が予算計上されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。
- ② 復興庁で計上した予算について、各府省庁からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省庁の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省庁が取りまとめて公表する。

(4) 基金シート等の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した基金シートについて、9月末を目途に公表を行う。また、「一覧表」は基金シートの公表と併せて公表する。

② 公表単位

・基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。

・公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

(5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省庁における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（令和3年12月9日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないように過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省庁は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、公表するものとする。

(2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、1（2）①～③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 執行状況表の担当府省庁

執行状況表の作成・公表の担当府省庁は、1（3）のとおりとする。

(4) 執行状況表の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した執行状況表について、9月末を目途に公表を行う。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

(5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省庁は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1（5）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省庁

国から出資を受けた法人等を所管する府省庁が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省庁により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省庁は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、9月末を目途に公表を行うものとする。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省庁の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

レビューシートの公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。また、公開性を担保するほか、公開方法の充実や双方向性の確保などにより、国民の関心を高めるものとする。

各府省庁は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

(1) 各府省庁は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

(2) 事務局は、1及び2の意見等に対する各府省庁の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省庁のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省庁による自主的な事業改善の取組の評価

- ① 各府省庁において、チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、府省庁内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を各府省庁のホームページにおいて公表することとする。

- ② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。

- ③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。

イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。

ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。

エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省庁は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省庁に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

- ② 事務局は、データの集計や府省庁横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、主要政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。

- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

(2) 人事評価への反映

各府省庁は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(3) 職員の資質向上等

- ① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。
- ② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシート各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(4) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省庁に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省庁は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省庁においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省庁があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省庁の事務的経費（「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省庁共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）。

注）これらの経費について、各府省庁の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備考
01	議員歳費	×	立法府経費のため
02	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る 人件費のみ対象外
03	職員諸手当	○	〃
04	超過勤務手当	○	〃
05	諸手当	○	
06	雑給与	○	
07	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは 対象
08	旅費	○	
09	庁費	○	
10	原材料費	○	
11	立法事務費	×	立法府経費のため
12	議員調査研究費	—	該当なし
13	渡切費	—	該当なし
14	委託費	○	
15	施設費	○	
16	補助金の類	○	
17	交際費	○	
18	賠償償還及び払戻金	○	
19	保証金	×	訟務関係のため
20	補償金	○	
21	年金及恩給	○	
22	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
23	貸付金	○	
24	出資金	○	
25	供託金利子	×	訟務関係のため
00	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。